

令和 4 年度事業報告書
【船員保険事業】
—————
(2022)

事業期間：2022（令和 4）年 4 月 1 日～2023（令和 5）年 3 月 31 日



全国健康保険協会
船員保険

目次

加入者及び船舶所有者の皆様へ	1
第1章 全国健康保険協会の理念と事業運営の基本方針	
1. 理念	2
(1) 基本使命	2
(2) 基本コンセプト	2
2. 事業運営の基本方針	2
第2章 2022年度の事業運営方針と総括	3
第3章 加入者、船舶所有者、医療費の動向	
(1) 加入者、船舶所有者の動向	6
(2) 被保険者の年齢構成	7
(3) 医療費及び医療給付費等の動向	9
(4) 現金給付費等の動向	11
(5) 年金給付費の動向	13
第4章 事業運営、活動の概況	
1. 基盤的保険者機能	16
(1) 正確かつ迅速な業務の実施	16
(2) 適正な保険給付の確保	16
(3) 効果的なレセプト点検の推進	17
(4) 返納金債権の発生防止の取組の強化	19
(5) 債権回収業務の推進	20
(6) 制度の利用促進	20
(7) 福祉事業の効果的な実施	25
(8) サービス向上のための取組	26
(9) 健全な財政運営の確保	27
(10) オンライン資格確認の円滑な実施	34
2. 戦略的保険者機能	35
(1) 特定健康審査等の推進	38
(2) 特定保健指導の実施率の向上	42
(3) 加入者の健康意識向上に対する支援	45
(4) 加入者の禁煙に対する支援	48
(5) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援	49
(6) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進	52
(7) ジェネリック医薬品の使用促進	56
(8) 情報提供・広報の充実	58
(9) 調査・研究の推進	64

3. 組織・運営体制の強化	67
(1) 人事評価制度の適正な運用	67
(2) OJT を中心とした人材育成	67
(3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等	67
(4) コンプライアンスの徹底	68
(5) リスク管理	68
(6) 内部統制の強化に向けた取組	70
(7) システム関連の取組	70
4. その他	72
(1) 東日本大震災への対応	72
(2) 毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付	72
5. 運営に関する重要業績評価指標（KPI）一覧	74
2022 年度の財務諸表等	77
国の特別会計における収支を合算した決算と船員保険勘定決算との関係	99

加入者及び船舶所有者の皆様へ

はじめに、加入者及び船舶所有者の皆様におかれましては、全国健康保険協会の事業運営に対してご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

2010（平成22）年1月に、船員保険事業が国から移管されてからこれまでの間、私どもは、わが国の海運及び水産を支える船員の皆様及びそのご家族の健康と福祉の向上を図るため、公的保険の運営という重責を自覚し、一丸となって事業運営に取り組んでまいりました。

事業運営にあたっては、船員保険協議会等を通じて加入者及び船舶所有者の皆様のご意見を反映した自主自律の運営に努めるとともに、各種取組の質の向上に努めてまいりました。関係者の皆様のご協力とご支援のおかげにより、着実に事業を運営できておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

我が国の社会・経済に大きな影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症の状況は落ち着きつつあり、2023（令和5）年5月8日には5類感染症に移行しました。その一方で、昨年から引き続き世界情勢の悪化等により経済の先行きが不透明な中、少子高齢化とそれに伴う生産年齢人口の減少や医療費の伸びは着実に進行しています。被保険者数については、2022（令和4）年度は、汽船・漁船ともに前年度と比べて増加しています。平均標準報酬月額についても、汽船・漁船ともに前年度と比べて増加し、これら足元の財政関連指標は良好ですが、将来の船員保険財政の見通しを踏まえると、今後も楽観を許さない状況は変わらないと考えており、引き続き慎重な財政運営を図る必要があると認識しております。

2022年度は、船員の働き方改革や健康確保を内容とする改正船員法施行規則等の施行に向け、船員の健康づくりを進めていくための環境が大きく変化した一年でした。協会においても、これまで以上に、船員の健康づくりという観点で事業検討を行うことを今後の方針として船員保険協議会へお示しし、多くの委員より後押しいただけるご意見をいただきました。船舶所有者とのコラボヘルス（船員の健康づくり宣言）については、ご参加いただける船舶所有者様も着実に増加しています。また、特定健診・特定保健指導については、加入者の利便性を高めて健診受診率及び特定保健指導実施率の向上を図ってまいりました。ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検等の医療費の適正化に向けた取組も総合的に推進してまいりました。関係者からのニーズも高い無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業についても着実に実施しました。

引き続き、加入者及び船舶所有者、関係団体等の皆様のご協力のもと、現金給付やレセプトの審査等の基盤的な業務を着実に実施しつつ、関係団体と連携を図り、船員の健康づくりをはじめ、これからの船員保険を支えるための取組を強力的に推進するよう努めてまいります。今後とも、皆様からのご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023（令和5）年7月
全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹

第1章 全国健康保険協会の理念と事業運営の基本方針

1. 理念

(1) 基本使命

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

(2) 基本コンセプト

基本使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的にとり入れ、保険者の機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして取り組んでいます。

- ・加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

2. 事業運営の基本方針

協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組めます。

第2章 2022年度の事業運営方針と総括

協会は、船員保険の保険者として、各種現金給付の支払いや保険証の交付等の基本的な業務を着実に実施するとともに、保険者機能の強化を図り、加入者の健康づくりを積極的に支援しています。

2022（令和4）年度は、

- (1) ICT を効果的に活用して、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた柔軟な対応、船舶所有者及び加入者の利便性の向上、効率的な事業実施を図る。
- (2) 基盤的保険者機能については、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化等を通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに福祉事業を着実に実施する。
- (3) 戦略的保険者機能については、第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して、加入者の健康維持増進を図るための取組の支援を行うこと、利用者にとってわかりやすく、時宜を得た広報・情報提供を積極的かつ計画的に行うこと、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。
- (4) 組織・運営体制の強化については、人材育成によって組織を支える「人」の強化を図り、組織を基盤から強化しながら、組織の内部統制やシステム運営を強化していく。

この4つを運営方針として掲げ、事業運営を行ってきました。それぞれについての2022年度の総括は、以下のとおりです。

(1) 基盤的保険者機能

現金給付の審査を適切に実施したほか、傷病手当金等の支給に要する標準日数を定めたサービススタンダードについては100%達成することができました。一方で、保険証の発行に要する日数を定めたサービススタンダードについては、協会内のシステム機器の一部故障等の影響を受け、2日間保険証を発行することができない状況があり、99.7%にとどまりました。

また、レセプト点検については、外部事業者が査定額向上に積極的に取り組むよう査定率に応じた委託費を支払うとともに、外部事業者に設定した目標査定額を計画的に達成させるためのフォローや連携を行ったことにより、内容点検効果額は大幅に向上しました。

船員保険の財政に関連する指標については、長らく減少傾向となっていた漁船の被保険者数が増加に転じ、また、汽船も含めた船員保険全体の平均標準報酬月額も増加しました。一方で、船員保険財政の見通しに目を移すと、保険料収入の伸びの鈍化と高齢者医療にかかる拠出金の増加等により、将来的には楽観視できないものになっていました。このため、中長期的な観点で慎重な財政運営を行う必要がある旨を船員保険協議会にお示しし、2023（令和5）年度の疾病保険料率は現行の料率を維持することとしました。なお、被保険者保険料負担軽減措置に係る控除率については、2019

(平成31)年3月の船員保険協議会で2022年度から0.1%ずつ引き下げると合意されており、2022年度から予定どおり実施しています。

福祉事業については、海上という特殊な環境下で労働する船員の健康と生命の安全を守る上で、重要な役割を果たしている無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業を円滑かつ着実に実施しました。また、保養施設利用補助事業は、インターネットのみで手続きが行える旅行代理店の利用者数が大幅に増加しました。

(2) 戦略的保険者機能

船員の働き方改革や健康確保に向けた改正船員法施行規則等が順次施行され、船員の健康づくりを進めていく環境は大きく変わりつつあります。また、船員の健康づくりに取り組む機運の高まりもあって、「船員の健康づくり宣言」の参加社数も増加してきました。2022年度は、これまで以上に健康づくりを推進するため、国や関係団体への強い働きかけを行いました。こうした取組もあり、令和5年度船員災害防止実施計画において、協会が実施する船員の健康づくりの取組を国も連携して推進することが初めて明記されました。また、日本海事新聞の特集として船員保険関係者での「船員の健康づくり宣言」の普及を目指した鼎談を実施し、全国の船舶所有者にも働きかけを行いました。

一方、健診・保健指導については、第3期特定健康診査等実施計画の目標達成に向けた取組を進めましたが、健診実施率、保健指導実施率ともに目標を達成できませんでした。オンライン禁煙プログラムについては、126の方が完了し、終了者の約6割の方が禁煙に成功しました。広報・情報提供については、紙媒体を中心としつつホームページやメールマガジンも活用して実施しました。

ジェネリック医薬品の使用促進については、その使用割合は医療保険全体の平均を上回る水準で推移しており、2022年度末時点(2023年3月診療分)の使用割合は84.6%となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響も残る中でしたが、戦略的保険者機能について、概ね順調に取組を推進することができました。

(3) 組織・運営体制の強化

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能を支える力の源泉となるのは「人」であり、職員の人材育成は極めて重要と考えています。2022年度においても、OJTやそれを補完する各種研修・自己啓発による人材育成を通じて組織力の強化に努めました。また、コンプライアンス、ハラスメントの防止等の徹底を図るため、全職員に対して研修の実施等を行いました。

なお、内部統制に関する取組として、リスクの洗い出し・分析・評価・対策を行い、リスク管理体制を強化していくこととされていますが、2022年度は優先度が高いと判断したリスクについて、いくつかの対策を実施しました。

このほか、協会業務を円滑に行うために、協会システムの安定稼働に努めるとともに、制度改正等に合わせてシステムの改修を実施しました。なお、2023年1月にサービスインした協会の新システムは、大きなトラブルもなく稼働しており、次期船員保険システムについてもシステム開発の要件定義を進めました。

基盤的保険者機能を確実なものとし、戦略的保険者機能を一層発揮していくために、

これからも組織体制の強化、人材の育成、協会システムの安定稼働等に努めていきます。

今後とも、船員労働の特殊性を十分考慮した事業運営を行うとともに、各種指標の動向、中期的な財政見通し等を踏まえながら、安定的な事業運営に努めます。

第3章 加入者、船舶所有者、医療費の動向

(1) 加入者、船舶所有者の動向

2022（令和4）年度末現在の被保険者数は56,952人であり、前年度末と比べて140人（▲0.2%）減少しました。船舶種別ごとに見ると、「汽船等」は2013（平成25）年度から増加傾向にあり、2022年度末でも前年度末と比べて15人（0.0%）増加しました。「漁船（ろ）」は長らく減少傾向にありましたが、前年度末と比べて121人（1.0%）増加しました。なお、疾病任意継続被保険者は大きく減少し、全体の被保険者数を減少させました。

なお、被扶養者数は53,822人であり、前年度末と比べて2,261人（▲4.0%）減少しました。

また、加入者数は110,774人であり、前年度末と比べて2,401人（▲2.1%）減少しました。

2022年度の被保険者1人当たりの平均標準報酬月額（年度平均）は433,262円であり、前年度と比べて7,068円（1.7%）増加となり、11年連続で増加しました。また、船舶種別ごとに見ると、「汽船等」は前年度末と比べて7,248円（1.6%）増加しました。「漁船（ろ）」は5,617円（1.4%）増加しました。

【(図表 3-1)加入者、船舶所有者等】

(加入者：人、平均標準報酬月額：円、平均標準賞与年額：円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
被保険者数	58,031 (0.2%)	58,291 (0.4%)	58,413 (0.2%)	58,309 (▲0.2%)	57,858 (▲0.8%)	57,092 (▲1.3%)	56,952 (▲0.2%)
汽船等※1	39,213 (0.7%)	39,645 (1.1%)	40,162 (1.3%)	40,565 (1.0%)	40,402 (▲0.4%)	40,512 (0.3%)	40,527 (0.0%)
漁船(い)※2	1,600 (▲1.7%)	1,621 (1.3%)	1,620 (▲0.1%)	1,616 (▲0.2%)	1,544 (▲4.5%)	1,555 (0.7%)	1,579 (1.5%)
漁船(ろ)※3	14,161 (▲0.5%)	14,098 (▲0.4%)	13,927 (▲1.2%)	13,640 (▲2.1%)	13,196 (▲3.3%)	12,585 (▲4.6%)	12,706 (1.0%)
疾病任意 継続被保険者数	3,057 (▲1.6%)	2,927 (▲4.3%)	2,704 (▲7.6%)	2,488 (▲8.0%)	2,716 (9.2%)	2,440 (▲10.2%)	2,140 (▲12.3%)
被扶養者数	64,161 (▲2.6%)	62,637 (▲2.4%)	61,060 (▲2.5%)	59,373 (▲2.8%)	57,819 (▲2.6%)	56,083 (▲3.0%)	53,822 (▲4.0%)
加入者数	122,192 (▲1.3%)	120,928 (▲1.0%)	119,473 (▲1.2%)	117,682 (▲1.5%)	115,677 (▲1.7%)	113,175 (▲2.2%)	110,774 (▲2.1%)
平均標準報酬月額	411,999 (2.2%)	417,256 (1.3%)	420,000 (0.7%)	421,117 (0.3%)	421,398 (0.1%)	426,194 (1.1%)	433,262 (1.7%)
汽船等※1	421,319 (1.7%)	425,087 (0.9%)	427,760 (0.6%)	431,272 (0.8%)	435,575 (1.0%)	439,563 (0.9%)	446,811 (1.6%)
漁船(い)※2	375,292 (▲1.1%)	378,151 (0.8%)	375,916 (▲0.6%)	391,093 (4.0%)	393,990 (0.7%)	393,136 (▲0.2%)	395,473 (0.6%)
漁船(ろ)※3	406,807 (4.0%)	416,562 (2.4%)	417,411 (0.2%)	408,986 (▲2.0%)	397,016 (▲2.9%)	404,813 (2.0%)	410,430 (1.4%)
疾病任意 継続被保険者	327,723 (0.6%)	328,924 (0.4%)	338,914 (3.0%)	336,361 (▲0.8%)	336,739 (0.1%)	334,788 (▲0.6%)	338,095 (1.0%)
平均標準賞与年額	600,527 (3.2%)	594,179 (▲1.1%)	625,101 (5.2%)	606,426 (▲3.0%)	582,181 (▲4.0%)	572,267 (▲1.7%)	676,592 (18.2%)
船舶所有者数	5,619 (▲0.9%)	5,608 (▲0.2%)	5,623 (0.3%)	5,626 (0.1%)	5,621 (▲0.1%)	5,607 (▲0.2%)	5,594 (▲0.2%)

※1「汽船等」とは、漁船以外の船舶をいう。

※2「漁船(い)」とは、直接漁業に従事しない漁船をいう。

※3「漁船(ろ)」とは、直接漁業に従事する漁船をいう。

注) ()内は対前年度増減率。

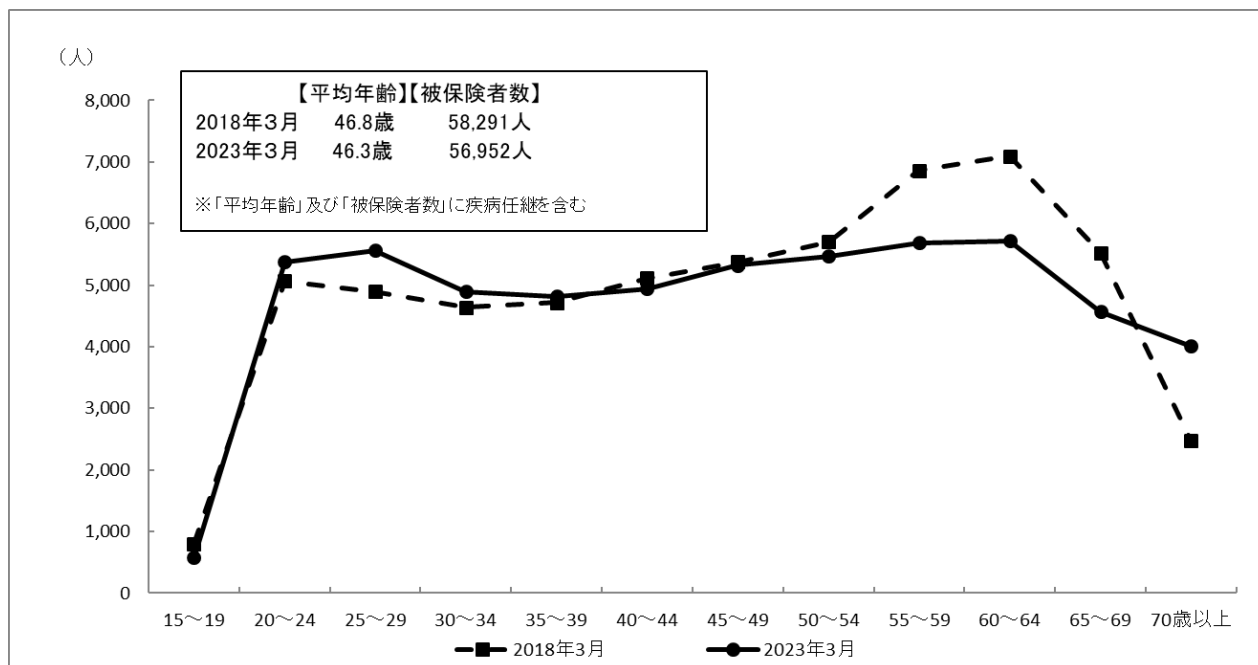
(2) 被保険者の年齢構成

2022(令和4)年度末現在の被保険者の平均年齢は、46.3歳であり、5年前の2018(平成30)年3月末における平均年齢46.8歳と比べて、やや若年齢化しています(図表3-2参照)。また、船員保険は、協会けんぽ、健康保険組合と比べて、一人当たり医療費が高額と

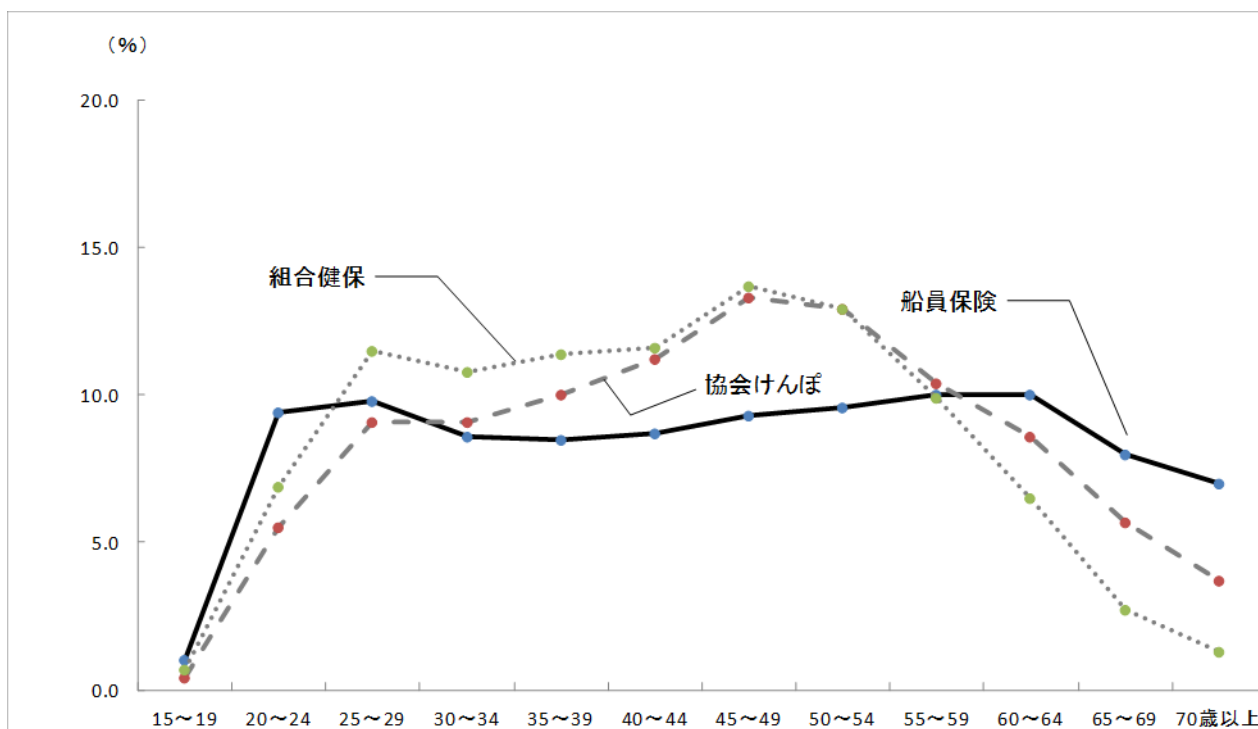
なる 60 歳代以上の被保険者の構成割合が高いという特徴がありますが、近年、50 歳代後半から 60 歳代前半の年齢層は減少しています（図表 3-3 参照）。

船員保険事業の安定的な運営を図っていく上で、引き続き、これらの点にも留意していきます。

【(図表 3-2) 船員保険被保険者の年齢階層別の推移】



【(図表 3-3) 制度別被保険者の年齢構成の比較】



※船員保険、協会けんぽ 2023（令和 5）年 3 月末現在、健康保険組合 2021（令和 3）年 10 月 1 日現在。

(3) 医療費及び医療給付費等の動向

2022（令和4）年度の医療費総額は約236億円であり、前年度と比べて0.3%減少しました。

このうち、医療給付費は約187億円であり、前年度と比べて1.0%減少しました。その内訳は、現物給付費が約184億円（前年度と比べて1.0%減少）、現金給付費（療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付費に限る）が約3億円（前年度と比べて0.8%減少）でした。

また、その他の現金給付費（傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計）は約34億円であり、前年度と比べて15.4%増加しました。

医療給付費にその他の現金給付費を加えた合計は約221億円であり、前年度と比べて1.3%増加しました。

【(図表 3-4) 医療費と保険給付費【全体】】

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
医療費総額	24,525 (▲0.6%)	23,849 (▲2.8%)	24,226 (1.6%)	23,049 (▲4.9%)	23,654 (2.6%)	23,589 (▲0.3%)
加入者1人 当たり(円)	201,629 (0.6%)	198,652 (▲1.5%)	203,970 (2.7%)	197,546 (▲3.1%)	209,004 (5.8%)	210,582 (0.8%)
医療給付費①	19,450 (▲0.9%)	18,894 (▲2.9%)	19,265 (2.0%)	18,449 (▲4.2%)	18,879 (2.3%)	18,696 (▲1.0%)
加入者1人 当たり(円)	159,909 (0.2%)	157,381 (▲1.6%)	162,204 (3.1%)	158,121 (▲2.5%)	166,815 (5.5%)	166,897 (0.0%)
現物給付	19,135 (▲0.5%)	18,550 (▲3.1%)	18,951 (2.2%)	18,085 (▲4.6%)	18,605 (2.9%)	18,423 (▲1.0%)
現金給付 (注1)	315 (▲18.4%)	344 (9.2%)	314 (▲8.8%)	364 (15.9%)	274 (▲24.7%)	272 (▲0.8%)
その他の現金給付 (注2)②	2,822 (▲3.7%)	2,885 (2.2%)	2,973 (3.0%)	2,904 (▲2.3%)	2,968 (2.2%)	3,426 (15.4%)
① + ②	22,272 (▲1.3%)	21,779 (▲2.2%)	22,238 (2.1%)	21,353 (▲4.0%)	21,847 (2.3%)	22,121 (1.3%)

注1)「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付費に限っています。

注2)「その他の現金給付費」は、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

注3) () 内は、対前年度の増減率です(以下、図表3-5から図表3-11についても同様)。

医療費のうち、職務外の事由に関する給付、下船後の療養補償及び職務上の事由による上乘せ給付等に関する給付並びに経過的な職務上の事由による給付の内訳は、それぞれ図表3-5、図表3-6並びに図表3-7のとおりです。

職務外の事由に関する給付(図表3-5)のうち、現物給付費は約171億円であり、前年度

と比べて0.6%減少しました。また、加入者1人当たりの現物給付費は153,980円であり、前年度と比べて1.6%増加しました。

【(図表 3-5) 職務外の事由に関する給付】

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
医療費総額	22,834 (▲0.2%)	22,232 (▲2.6%)	22,591 (1.6%)	21,560 (▲4.6%)	22,236 (3.1%)	22,236 (0.0%)
医療給付費①	17,760 (▲0.4%)	17,277 (▲2.7%)	17,631 (2.0%)	16,960 (▲3.8%)	17,462 (3.0%)	17,343 (▲0.7%)
現物給付	17,467 (▲0.2%)	16,990 (▲2.7%)	17,338 (2.0%)	16,685 (▲3.8%)	17,216 (3.2%)	17,117 (▲0.6%)
加入者1人 当たり(円)	144,216 (1.0%)	142,204 (▲1.4%)	146,792 (3.2%)	143,801 (▲2.0%)	151,525 (5.4%)	153,980 (1.6%)
現金給付 (注1)	292 (▲10.5%)	287 (▲1.7%)	293 (1.9%)	274 (▲6.3%)	247 (▲10.1%)	226 (▲8.5%)
その他の現金給付 (注2)②	2,504 (▲2.3%)	2,560 (2.2%)	2,621 (2.4%)	2,582 (▲1.5%)	2,680 (3.8%)	3,138 (17.1%)
① + ②	20,264 (▲0.6%)	19,837 (▲2.1%)	20,252 (2.1%)	19,542 (▲3.5%)	20,143 (3.1%)	20,480 (1.7%)

注1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付費に限っています。

注2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付(図表 3-6)のうち、現物給付費は約12億円であり、前年度と比べて5.2%減少しました。また、被保険者1人当たりの現物給付費は21,729円であり、前年度と比べて4.7%減少しました。

【(図表 3-6) 下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付】

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
医療費総額	1,608 (▲6.3%)	1,546 (▲3.8%)	1,569 (1.5%)	1,429 (▲8.9%)	1,347 (▲5.8%)	1,296 (▲3.8%)
医療給付費①	1,608 (▲6.3%)	1,546 (▲3.8%)	1,569 (1.4%)	1,429 (▲8.9%)	1,346 (▲5.8%)	1,296 (▲3.7%)
現物給付	1,585 (▲4.3%)	1,498 (▲5.5%)	1,548 (3.4%)	1,352 (▲12.7%)	1,318 (▲2.5%)	1,249 (▲5.2%)
被保険者1人 当たり(円)	27,007 (▲4.6%)	25,485 (▲5.6%)	26,268 (3.1%)	23,153 (▲11.9%)	22,809 (▲1.5%)	21,729 (▲4.7%)
現金給付 (注1)	23 (▲62.0%)	49 (112.6%)	21 (▲57.4%)	77 (273.0%)	28 (▲64.4%)	46 (68.9%)

その他の現金給付 (注2)②	159 (▲11.6%)	172 (8.2%)	173 (0.2%)	163 (▲5.6%)	171 (4.8%)	169 (▲0.9%)
-------------------	-----------------	---------------	---------------	----------------	---------------	----------------

① + ②	1,767 (▲6.8%)	1,719 (▲2.8%)	1,741 (1.3%)	1,592 (▲8.5%)	1,517 (▲4.8%)	1,465 (▲3.4%)
-------	------------------	------------------	-----------------	------------------	------------------	------------------

注1) 「現金給付費」は、医療に係る現金給付である療養費（一部負担額相当額の支払を含む）に限っています（図表3-7についても同様）。

注2) 「その他の現金給付費」は、休業手当金、行方不明手当金の合計です。

経過的な職務上の事由による給付（図表3-7）のうち、現物給付費は約0.6億円であり、前年度と比べて19.6%減少しました。

【(図表3-7) 経過的な職務上の事由による給付 (注1)】

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
医療費総額	82 (7.8%)	71 (▲14.0%)	66 (▲6.8%)	60 (▲9.0%)	71 (18.0%)	57 (▲19.7%)
医療給付費①	82 (7.8%)	71 (▲14.0%)	66 (▲6.8%)	60 (▲9.0%)	71 (18.0%)	57 (▲19.7%)
現物給付	82 (7.3%)	62 (▲23.8%)	65 (4.8%)	48 (▲27.1%)	71 (48.5%)	57 (▲19.6%)
現金給付	0 (5,367.6%)	8 (2,001.6%)	1 (▲92.5%)	12 (1,872.1%)	0 (▲99.3%)	0 (▲82.1%)

その他の現金給付 (注2)②	159 (▲16.1%)	153 (▲3.8%)	154 (1.1%)	159 (3.2%)	116 (▲26.9%)	119 (1.8%)
-------------------	-----------------	----------------	---------------	---------------	-----------------	---------------

① + ②	241 (▲9.2%)	224 (▲7.3%)	220 (▲1.4%)	219 (▲0.5%)	187 (▲14.5%)	176 (▲6.3%)
-------	----------------	----------------	----------------	----------------	-----------------	----------------

注1) 「経過的な職務上の事由による給付」とは、2009（平成21）年12月以前に発生した職務上の事由又は通勤による傷病手当金や障害年金等の給付であり、2007（平成19）年の法律改正により、改正前の船員保険法の規定に基づく給付として経過的に協会から支給するものです。

注2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料の合計です。

(4) 現金給付費等の動向

i) 職務外の事由による給付

職務外の事由による現金給付費及びその他の現金給付費の支給額等は、図表3-8のとおりであり、高額療養費（償還払い）が約0.8億円（前年度と比べて19.7%減少）、柔道整復施術療養費が約1.1億円（前年度と比べて7.3%減少）、その他の療養費約0.4億円（前年度と比べて15.1%増加）、傷病手当金約26.1億円（前年度と比べて20.0%増加）、出産手当金約0.2億円（前年度と比べて43.0%増加）、出産育児一時金約3.3億円（前年度と比べて2.6%減少）となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連した傷病手当金は、1,597件でした。

【(図表 3-8) 職務外の事由に関する現金給付費等】

(単位：件、千円、1件当たり金額：円)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
職務外の事由による給付	高額療養費	件数	14,345 (▲0.3%)	14,066 (▲1.9%)	13,418 (▲4.6%)	13,535 (0.9%)	12,965 (▲4.2%)	12,433 (▲4.1%)
		金額	1,547,340 (▲2.5%)	1,508,227 (▲2.5%)	1,601,927 (6.2%)	1,662,142 (3.8%)	1,603,592 (▲3.5%)	1,524,344 (▲4.9%)
		1件当たり金額	107,866 (▲2.2%)	107,225 (▲0.6%)	119,386 (11.3%)	122,803 (2.9%)	123,686 (0.7%)	122,605 (▲0.9%)
	現物給付分	件数	11,364 (0.8%)	10,675 (▲6.1%)	10,777 (1.0%)	10,560 (▲2.0%)	10,579 (0.2%)	10,342 (▲2.2%)
		金額	1,436,589 (▲1.3%)	1,395,331 (▲2.9%)	1,493,026 (7.0%)	1,550,235 (3.8%)	1,506,855 (▲2.8%)	1,446,700 (▲4.0%)
		1件当たり金額	126,416 (▲2.1%)	130,710 (3.4%)	138,538 (6.0%)	146,803 (6.0%)	142,438 (▲3.0%)	139,886 (▲1.8%)
	現金給付分 (償還払い)	件数	2,981 (▲4.4%)	3,391 (13.8%)	2,641 (▲22.1%)	2,975 (12.6%)	2,386 (▲19.8%)	2,091 (▲12.4%)
		金額	110,751 (▲15.4%)	112,896 (1.9%)	110,751 (▲1.9%)	111,907 (1.0%)	96,737 (▲13.6%)	77,644 (▲19.7%)
		1件当たり金額	37,152 (▲11.5%)	33,293 (▲10.4%)	41,935 (26.0%)	37,616 (▲10.3%)	40,544 (7.8%)	37,132 (▲8.4%)
	療養費	件数	36,861 (▲4.3%)	36,360 (▲1.4%)	33,976 (▲6.6%)	30,178 (▲11.2%)	30,799 (2.1%)	29,140 (▲5.4%)
		金額	174,765 (▲7.4%)	174,008 (▲0.4%)	174,859 (0.5%)	150,537 (▲13.9%)	147,697 (▲1.9%)	144,161 (▲2.4%)
		1件当たり金額	4,741 (▲3.3%)	4,786 (0.9%)	5,147 (7.5%)	4,988 (▲3.1%)	4,796 (▲3.8%)	4,947 (3.1%)
	柔道整復 施術療養費	件数	34,746 (▲4.4%)	34,357 (▲1.1%)	31,748 (▲7.6%)	27,968 (▲11.9%)	28,728 (2.7%)	27,191 (▲5.4%)
		金額	139,952 (▲7.5%)	139,306 (▲0.5%)	129,603 (▲7.0%)	115,107 (▲11.2%)	115,108 (0.0%)	106,659 (▲7.3%)
		1件当たり金額	4,028 (▲3.2%)	4,055 (0.7%)	4,082 (0.7%)	4,116 (0.8%)	4,007 (▲2.6%)	3,923 (▲2.1%)
	その他の 療養費	件数	2,115 (▲2.8%)	2,003 (▲5.3%)	2,228 (11.2%)	2,210 (▲0.8%)	2,071 (▲6.3%)	1,949 (▲5.9%)
		金額	34,813 (▲7.2%)	34,702 (▲0.3%)	45,256 (30.4%)	35,430 (▲21.7%)	32,590 (▲8.0%)	37,502 (15.1%)
		1件当たり金額	16,460 (▲4.5%)	17,325 (5.3%)	20,312 (17.2%)	16,032 (▲21.1%)	15,736 (▲1.8%)	19,242 (22.3%)
	傷病手当金	件数	6,418 (▲6.0%)	6,712 (4.6%)	6,819 (1.6%)	6,624 (▲2.9%)	6,920 (4.5%)	9,086 (31.3%)
		金額	1,891,490 (▲3.5%)	1,988,134 (5.1%)	2,056,403 (3.4%)	2,018,654 (▲1.8%)	2,171,518 (7.6%)	2,606,223 (20.0%)
		1件当たり金額	294,716 (2.7%)	296,206 (0.5%)	301,570 (1.8%)	304,749 (1.1%)	313,803 (3.0%)	286,839 (▲8.6%)
出産手当金	件数	13 (▲43.5%)	40 (207.7%)	29 (▲27.5%)	48 (65.5%)	36 (▲25.0%)	33 (▲8.3%)	
	金額	11,247 (17.9%)	13,970 (24.2%)	12,668 (▲9.3%)	23,267 (83.7%)	13,180 (▲43.4%)	18,845 (43.0%)	
出産育児一時金	件数	1,023 (▲3.6%)	975 (▲4.7%)	959 (▲1.6%)	891 (▲7.1%)	801 (▲10.1%)	780 (▲2.6%)	
	金額	428,628 (▲3.8%)	408,856 (▲4.6%)	401,136 (▲1.9%)	373,884 (▲6.8%)	336,096 (▲10.1%)	327,456 (▲2.6%)	

ii) 職務上の事由による上乘せ給付・独自給付及び経過的な職務上の事由による給付

職務上の事由による上乘せ給付・独自給付¹及び経過的な職務上の事由による給付²の支給額等は、図表 3-9 のとおりであり、休業手当金約 1.7 億円（前年度と同等）、行方不明手当金約 240 万円（前年度と比べて 39.2%減少）、傷病手当金約 1.1 億円（前年度と比べて 8.7%増加）となりました。

注) この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、2019（令和元）年度に約 7,219 千円、2020（令和 2）年度に約 106 千円の支払いを行いました。

【(図表 3-9) 職務上の事由による現金給付費等】

(単位：件、千円、1 件当たり金額：円)

			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
上乘せ給付・独自給付	職務上の事由による	休業手当金	件数	914 (▲19.3%)	952 (4.2%)	934 (▲1.9%)	919 (▲1.6%)	999 (8.7%)	1,214 (21.5%)
		金額	159,219 (▲11.6%)	165,602 (4.0%)	168,507 (1.8%)	161,656 (▲4.1%)	166,984 (3.3%)	167,022 (0.0%)	
		1件当たり金額	174,200 (9.6%)	173,951 (▲0.1%)	180,414 (3.7%)	175,904 (▲2.5%)	167,151 (▲5.0%)	137,580 (▲17.7%)	
	経過的な職務上の事由による給付	行方不明手当金	件数	12 (200.0%)	7 (▲41.7%)	1 (▲85.7%)	4 (300.0%)	4 (0.0%)	4 (0.0%)
		金額	11,098 (361.6%)	6,753 (▲39.2%)	4,262 (▲36.9%)	1,469 (▲65.5%)	3,952 (169.1%)	2,403 (▲39.2%)	
		1件当たり金額	924,808 (53.9%)	964,646 (4.3%)	4,262,360 (341.9%)	367,190 (▲91.4%)	988,078 (169.1%)	600,818 (▲39.2%)	
経過的な職務上の事由による給付	傷病手当金	件数	295 (2.4%)	283 (▲4.1%)	271 (▲4.2%)	295 (8.9%)	225 (▲23.7%)	214 (▲4.9%)	
	金額	151,527 (▲16.8%)	148,781 (▲1.8%)	160,274 (7.7%)	151,117 (▲5.7%)	102,726 (▲32.0%)	111,663 (8.7%)		
	1件当たり金額	513,652 (▲18.8%)	525,728 (2.4%)	591,416 (12.5%)	512,263 (▲13.4%)	456,559 (▲10.9%)	521,789 (14.3%)		

(5) 年金給付費の動向

2022（令和 4）年度の年金給付費は図表 3-10 のとおり約 37 億円（この他に、毎月勤労統計調査に伴う追加給付として支払った約 6 万円があります）であり、前年度と比べて 2.9%減少しました。受給権者数は 1,977 人であり、前年度と比べて 1.8%減少しました。

内訳は、障害年金・遺族年金約 0.5 億円（2022 年度末の受給権者数 57 人）、障害手当金・遺族一時金約 0.4 億円（88 件）、経過的な職務上の事由による障害年金・遺族年金約 36.2 億円（2022 年度末の受給権者数 1,920 人）、経過的な職務上の事由による障害手当金・遺族一時金の支給はありませんでした。

¹ 「職務上の事由による上乘せ給付」とは、2007（平成 19）年の法律改正により、2010（平成 22）年 1 月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付（労災保険相当分）が労災保険に統合されたことに伴い、改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乘せして支給するものであり、休業手当金が該当します。また、「独自給付」とは、労災保険にはない船員保険独自の給付であり、行方不明手当金等が該当します。

² 「経過的な職務上の事由による給付」とは、2009（平成 21）年 12 月以前に発生した職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする傷病手当金であり、2007 年の法律改正により、改正前の船員保険の規定に基づく給付として経過的に協会から支給するものです。

【(図表 3-10) 年金給付費と受給権者数】

(年金給付費：百万円、受給権者数：人)

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
年金給付費 (注 1)	4,052 (0.2%)	4,025 (▲0.7%)	3,961 (▲1.6%)	3,929 (▲0.8%)	3,836 (▲2.4%)	3,724 (▲2.9%)
受給権者数 (注 2)	2,193 (▲0.9%)	2,157 (▲1.6%)	2,093 (▲3.0%)	2,048 (▲2.2%)	2,014 (▲1.7%)	1,977 (▲1.8%)

注 1) 年金給付費は、障害手当金、遺族一時金等の各種一時金を含めています。

注 2) 受給権者数は、各年度末における障害年金及び遺族年金の受給権者の合計です。

注 3) この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、2019 (令和元) 年度に約 288 百万円、2020 年度に約 2 百万円、2021 年度に約 10 万円、2022 年度に約 6 万円の支払いを行いました。

【(図表 3-11) 年金給付費の内訳】

(単位：件、千円、受給権者：人)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度		
職務上の事由による上乗せ給付(注1)	障害年金	受給権者	13 (30.0%)	14 (7.7%)	14 (0.0%)	19 (35.7%)	19 (0.0%)	22 (15.8%)	
		金額	15,704 (69.0%)	11,573 (▲26.3%)	12,523 (8.2%)	14,545 (16.1%)	21,028 (44.6%)	17,773 (▲15.5%)	
	遺族年金	受給権者	22 (69.2%)	25 (13.6%)	26 (4.0%)	28 (7.7%)	28 (0.0%)	35 (25.0%)	
		金額	27,385 (87.4%)	24,651 (▲10.0%)	31,871 (29.3%)	30,530 (▲4.2%)	37,686 (23.4%)	36,232 (▲3.9%)	
	障害手当金	件数	93 (▲5.1%)	85 (▲8.6%)	101 (18.8%)	85 (▲15.8%)	86 (1.2%)	81 (▲5.8%)	
		金額	44,097 (▲5.2%)	44,332 (0.5%)	44,444 (0.3%)	45,873 (3.2%)	45,501 (▲0.8%)	36,873 (▲19.0%)	
	遺族一時金	件数	6 (50.0%)	1 (▲83.3%)	5 (400.0%)	12 (140.0%)	2 (▲83.3%)	7 (250.0%)	
		金額	8,883 (174.2%)	1,431 (▲83.9%)	3,699 (158.5%)	7,217 (95.1%)	1,045 (▲85.5%)	5,913 (465.7%)	
	その他の一時金	件数	0 (▲100.0%)	2 (-)	0 (▲100.0%)	0 (-)	0 (-)	2 (-)	
		金額	0 (▲100.0%)	607 (-)	0 (▲100.0%)	0 (-)	0 (-)	8,713 (-)	
	経過的な職務上の事由による上乗せ給付(注2)	障害年金	受給権者	464 (▲2.3%)	451 (▲2.8%)	428 (▲5.1%)	414 (▲3.3%)	402 (▲2.9%)	379 (▲5.7%)
			金額	808,669 (▲3.5%)	793,092 (▲1.9%)	779,477 (▲1.7%)	765,050 (▲1.9%)	726,993 (▲5.0%)	687,769 (▲5.4%)
遺族年金		受給権者	1,694 (▲1.2%)	1,667 (▲1.6%)	1,625 (▲2.5%)	1,587 (▲2.3%)	1,565 (▲1.4%)	1,541 (▲1.5%)	
		金額	3,120,910 (▲0.1%)	3,094,458 (▲0.8%)	3,078,939 (▲0.5%)	3,027,489 (▲1.7%)	2,965,194 (▲2.1%)	2,931,130 (▲1.1%)	
障害手当金		件数	1 (0.0%)	3 (200.0%)	1 (▲66.7%)	0 (▲100.0%)	1 (-)	0 (▲100.0%)	
		金額	8,712 (23.5%)	10,797 (23.9%)	2,668 (▲75.3%)	0 (▲100.0%)	5,963 (-)	0 (▲100.0%)	
遺族一時金		件数	0 (-)	3 (-)	0 (▲100.0%)	2 (-)	2 (0.0%)	0 (▲100.0%)	
		金額	0 (-)	44,377 (-)	0 (▲100.0%)	37,814 (-)	20,750 (▲45.1%)	0 (▲100.0%)	
その他の一時金		件数	2 (-)	0 (▲100.0%)	1 (-)	0 (▲100.0%)	1 (-)	0 (▲100.0%)	
		金額	17,672 (-)	0 (▲100.0%)	7,607 (-)	0 (▲100.0%)	11,922 (-)	0 (▲100.0%)	

注1)「職務上の事由による上乗せ給付」とは、2007(平成19)年の法律改正により、2010(平成22)年1月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付(労災保険相当分)が労災保険に統合されたことに伴い、改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、障害年金や遺族年金等が該当します。

注2)「経過的な職務上の事由による給付」とは、2009(平成21)年12月以前に発生した職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする障害年金や遺族年金等であり、2007年の法律改正により、改正前の船員保険の規定に基づく給付として、経過的に協会から支給するものです。

注3)この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、2019年度に約288百万円、2020年度に約2百万円、2021年度に約10百万円、2022年度に約6百万円の支払いを行いました。

第4章 事業運営、活動の概況

1. 基盤的保険者機能

(1) 正確かつ迅速な業務の実施

i) サービススタンダードの達成

職務外給付の支払いまでに要する日数及び保険証の交付に要する日数について、サービススタンダード（所要日数の目標）を設けています。

職務外給付のサービススタンダードについては、申請書の受付から振り込みまでの期間を10営業日以内としています。年度を通じた達成率は100%であり、平均所要日数は6.25日でした。

保険証発行のサービススタンダードについては、船員保険部に必要な情報が届いてから送付までの期間を3営業日以内としています。年度を通じた達成率は99.7%でした。達成率が100%に至らなかった要因は、2022（令和4）年9月26日及び27日の2日間、システム機器の一部故障等の影響を受けたことにより保険証発行を行うことができず、一部の保険証が4営業日目での発送となったためです。なお、平均所要日数は2.01日でした。

ii) 現金給付に関する適切な審査の実施

傷病手当金等の現金給付の審査にあたって申請内容に疑義が生じた場合や、医学的見解をさらに確認したい場合等、必要に応じて被保険者や担当医師に照会を行ったほか、船員保険部の審査医師に意見を求めました。

2022年度の審査総件数14,841件³のうち、審査決定にあたり医学的見解を確認するため審査医師に意見を求めた件数は56件でした。そのうち、支給要件を満たしていないと判断した件数は9件でした。

(2) 適正な保険給付の確保

i) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

多部位かつ頻回の施術が行われている申請や、1年以上の長期受診となっている申請について、対象の加入者に文書による照会を行いました。

2022（令和4）年度は、多部位かつ頻回の施術の傾向を分析し、文書照会の対象とする部位数や日数を見直しながら825件の照会を行い、2023（令和5）年3月末時点で410件の回答があり、回答率は49.7%でした。

また、柔道整復師へのかかり方をマンガ形式で説明したチラシを配付する等、分かりやすい広報を行い適正受診の促進に努めるとともに、多部位かつ頻回の施術が行われている施術所に対しても注意喚起を促す文書を送付しました。

このような取組の結果、柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月10日以上 of 施術の申請割合は、2021（令和3）年度を0.1%ポイント下回る1.71%となり、KPI（1.8%以下）を達成しました。申請総件数は27,968件で2021年度と比べて1,532

³ 柔道整復施術療養費は除きます。

件減少し、支払総額は約 107 百万円で 2021 年度と比べて 9 百万円減少しました。

ii) 不正の疑いのある事案に対する実地調査

職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、適用（制度への加入や報酬等）に関して不正が疑われる案件については、選定基準を設けて日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を行うこととしていますが、2022 年度においては調査を必要とする申請はありませんでした。

(3) 効果的なレセプト点検の推進

協会は、レセプトの審査を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託して実施しており、支払基金による審査の後、船員保険部において内容点検⁴・資格点検⁵・外傷点検⁶を行っています。

船員保険部が行うレセプト点検のうち、内容点検については外部事業者に委託して実施しています。2022（令和 4）年度についても外部事業者が査定額⁷向上に積極的に取り組むよう査定率⁸に応じた委託費を支払う契約としました。また、点検に当たっては外部事業者と協議を行い、両者が合意した査定額を目標額として設定し、計画的に点検を行うよう取組を行いました。目標を達成しなかった月については外部事業者へ状況をヒアリングし、査定額が向上するよう点検方法を工夫しました。

このような取組の結果、船員保険部による内容点検査定額は、2022 年度は 2021（令和 3）年度を約 300 万円上回る約 1,500 万円、査定率は 0.082%（2021 年度より 0.021%ポイント増）、被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額は 176.3 円（2021 年度は 144.7 円）と K P I（145 円以上）を大きく上回りました。

なお、2022 年度の外部委託費用は約 500 万円（2021 年度より約 200 万円増）であり、内容点検査定額から外部委託費用を差し引いた内容点検効果額は、約 1,000 万円でした。

このほか、資格点検については、資格喪失後受診の疑いのあるレセプトの照会等を 1,240 件、外傷点検については、対象者へ負傷原因の照会を 1,131 件行いました。

現在、支払基金の新たな取組として、AI によるレセプトの振り分け等、ICT を活用した審査プロセスの見直しが始まっています。船員保険部が行うレセプト点検についても、支払基金のシステムで機械的にチェック出来ないレセプトを重点的に点検する等、より効率的なものとなるよう検討していきます。

【(図表 4-1) 加入者全体の内容点検査定額（医療費ベース）】

【単位：百万円】

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2021 年度比
加入者全体の内容点検査定額	12	8	12	12	15	3
診療報酬請求金額	19,127	19,460	18,363	19,020	18,890	▲130
請求金額に対する査定額割合	0.064%	0.043%	0.064%	0.061%	0.082%	0.21%

※ 端数整理のため、計数が一致しない場合があります。

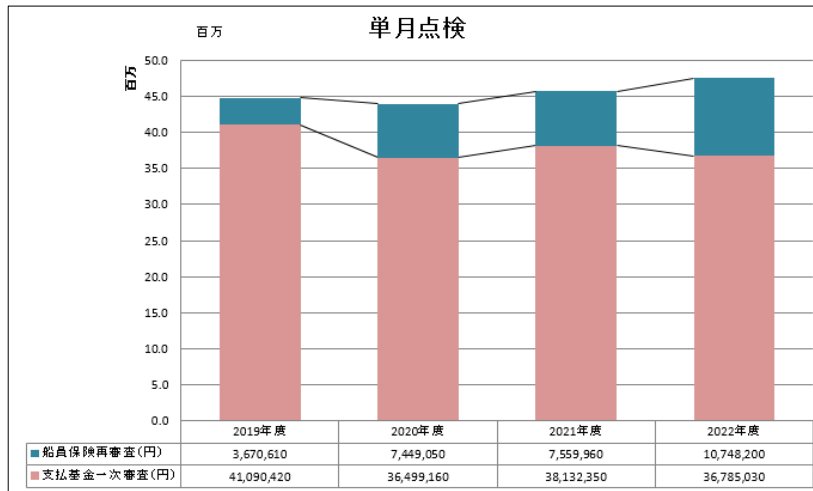
⁴ 内容点検とは、請求内容等を確認する点検であり、単月点検、突合点検、縦覧点検があります。

⁵ 資格点検とは、加入者の受診時点での受給資格の有無を確認する点検です。

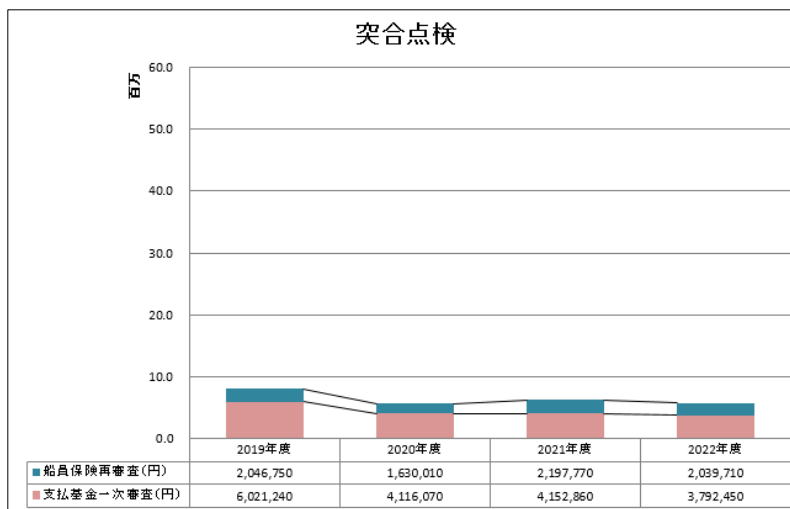
⁶ 外傷点検とは、保険診療の対象となった傷病（外傷）の負傷原因を確認する点検です。

⁷ 査定額とは、船員保険部のレセプト点検を経て支払基金へ再審査請求が行われたレセプトのうち、支払基金での査定が確定した金額を集計したものであり、支払基金における一次審査分は含みません。

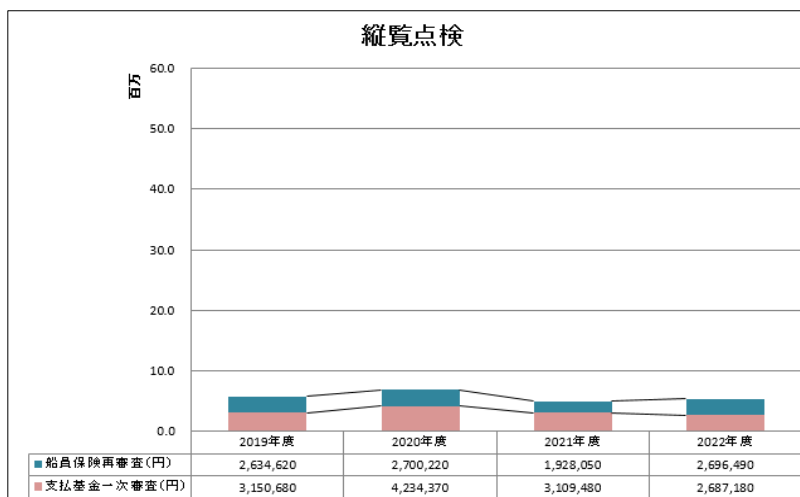
⁸ 査定率は、査定額÷船員保険の医療費総額により算出しています。



※単月点検：診療行為（検査・処置・手術等）にかかる費用や指導料等の算定が算定ルール上適切か等、レセプト1件ごとの請求内容の点検。



※突合点検：傷病名と医薬品の適応が適切か等、調剤レセプトと処方箋を出した医科・歯科レセプトとの整合性の点検。



※縦覧点検：診療内容が算定ルール上過剰なものがないか等、同一患者の複数月にわたるレセプトについての請求内容の点検。

【(図表 4-2) 加入者 1 人当たりの点検査定額】

【単位：円】

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
内容点検	102	70	101	102	140
資格点検	2,218	2,198	2,478	2,464	2,257
外傷点検	258	312	175	227	399

(4) 返納金債権の発生防止の取組の強化

i) 保険証回収の強化

資格喪失後受診による債権を発生させないよう、無効となった保険証の早期かつ確実な回収を図るため、被保険者や被扶養者の資格を喪失した際は保険証を返却されていない方に対して、日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に返納催告を行いました。また、保険証回収の重要性について、船員保険通信や関係団体の機関誌、ホームページ等を通じて周知するとともに、保険証の回収が遅い傾向のある 23 の船舶所有者に対して、文書でも保険証の早期回収についての依頼を行いました。

このような取組を行いました。2022（令和 4）年度中に資格喪失した方の資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率は 89.0%と、K P I（同回収率 90.3%以上）を達成できませんでした。また、2022 年度中に資格喪失した方の 2023（令和 5）年 5 月末時点の保険証回収率は、95.8%と昨年度を 0.8%ポイント下回りました。

一方で、資格喪失者数に占める返納催告の割合が 13.4%（2022 年度は 11.9%）、返納催告後も保険証を返却されていない方に対して行う再催告の割合が 6.3%（2022 年度は 5.9%）と増加しましたが、催告通知に同封する「保険証返納不能届」をわかりやすく改善する等の取組により、催告による回収率は 83.8%と昨年度を 1.7%ポイント上回りました。

医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合は、2021（令和 3）年度を 0.044%ポイント上回り 0.144%となり、K P I（同割合 0.100%以下）は達成できませんでした。

今後の取組として、日本年金機構に対し、資格喪失届に保険証が添付されていない船舶所有者への働きかけについて協力を依頼するとともに、日本年金機構が行う返納催告について連携を図り、引き続き保険証の早期回収に努めます。

ii) 被扶養者資格の再確認

被扶養者の資格喪失の届出が提出されていない場合、資格がない方に対しても保険給付が行われるおそれがあるため、968 の船舶所有者に対し、被扶養者資格の再確認を実施しました。2022 年度も、マイナンバーを活用し事前に収入状況等を確認の上、対象者の絞り込みを行い、収入が認定要件を超えている又は被保険者と別居していると思われる方、合計 1,702 人を対象としました。

船舶所有者あてに送付する再確認対象者のリスト及びパンフレットについては、対象者の確認内容及び確認方法を明確化し、船舶所有者の事務負担を軽減することで提出促進を図りました。これにより、電話による問い合わせも、前年の半数以下に減少しました。

また、提出期限を経過しても確認書の提出がない船舶所有者に対して、文書による提出勧奨及び文書送付直後の電話による提出勧奨を徹底し、前年度まで未提出であった船舶所有者からも提出を受けることができ、提出率は 93.5%と K P I（船舶所有者からの確認書の提出率の過去 3 年度の平均値 93.1%以上）を達成しました。なお、未提出の船舶所有者に対しては翌年度に入っても引き続き提出を促していきます。

今回確認書類の添付を求めたことで事務担当者が改めて対象者の収入額を確認する契機となったことも要因となり、被扶養者の資格を満たさないと判明した被扶養者数は 389 人となりました。

これにより、図表 3-5 の加入者 1 人当たりの医療給付費をもとに計算した場合、年間約 60

百万円の無資格受診等が発生するリスクを未然に防止することができました。

(5) 債権回収業務の推進

発生した債権について早期かつ確実な回収を図るため、文書等による納付催告を債権発生から半年以内に複数回実施しました。また、催告後も納付が確認できない債権額5万円以上の債務者に対しては、裁判所へ督促を申し立てる支払督促を行うこととしており、2022（令和4）年度は4名の債務者（4件588,399円）に対して支払督促を実施しました。

しかしながら、現年度の返納金債権の回収率は67.5%となり、KPI（①現年度の返納金債権回収率の過去3年度の平均実績（83.7%）以上）を達成できませんでした。これは、2021（令和3）年度よりも高額債権の発生が多く一部が年度内に完納できなかったこと等によるものですが、特に、1名の債務者で1,000万円を超える債権が発生する特殊なケースが生じ、大きく影響しています。

一方で、過年度の返納金債権の回収率は16.0%となり、KPI（②過年度の返納金債権回収率の過去3年度の平均実績（10.3%）以上）を達成することができました。封筒の大きさを変えることで開封を促す細かい工夫等により、納付に繋がったと考えています。翌年度は債権回収専用の封筒を作成する等、協会の債権管理・回収業務をより効果的に実施していきます。

【（図表 4-3）返納金債権の内訳】

【単位：百万円】

		2019年度末		2020年度末		2021年度末		2022年度末	
		金額	収納率 ^{※5}	金額	収納率 ^{※5}	金額	収納率 ^{※5}	金額	収納率 ^{※5}
現年度	調定額	97		68		75		104	
	収納額等	85	87.3%	56	83.4%	60	80.3%	70	67.5%
	収納額	85		56		60		70	
	欠損額 ^{※3}	0		0		0		0	
残額	12		11		15		34		
過年度 ^{※1}	調定額	80		85		77		75	
	収納額等	7	9.2%	19	12.8%	15	9.0%	13	16.0%
	収納額	7		10		6		12	
	欠損額 ^{※3}	0		9		9		2	
残額	72		66		62		62		
承継 ^{※2}	調定額	59		58		50		50	
	収納額等	1	1.7%	7	2.1%	1	1.8%	1	1.8%
	収納額	1		1		1		1	
	欠損額 ^{※3}	0		6		0		0	
残額	58		50		50		49		
計	調定額	236		210		202		229	
	収納額等	93		82		76		85	
	収納額 ^{※4}	93		67		67		83	
	欠損額 ^{※3}	0		15		9		2	
残額	142		128		126		144		

※1 「過年度」は、前年度以前に調定された債権のうち、前年度末までに収納されず、債権残が当年度に繰り越された債権です。

※2 「承継」は、2010（平成22）年1月の全国健康保険協会船員保険部発足時に、社会保険庁から引き継いだ債権です。

※3 「欠損額」は、債務者の破産や不存在等を理由に、全国健康保険協会債権管理規程に従い償却した債権です。

※4 収納額のうち保険者間調整による収納額は、2019（令和元）年度が約2百万円、2020年度が約6百万円、2021年度が約4百万円、2022年度が約20万円で。

※5 収納率は、 $\text{収納額} \div (\text{調定額} - \text{欠損額})$ により算出しています。

(6) 制度の利用促進

i) 高額療養費の申請勧奨

高額療養費は、医療機関窓口での自己負担額が高額となった場合、申請により、一定額を超えた額について後日お支払いする制度です。

船員保険部では、申請漏れを防止するため、必要事項を記載した高額療養費支給申請書

を送付する取組（ターンアラウンド通知）を行っています。2022（令和4）年度は、合計で1,461件送付したほか、新たな取組として、ターンアラウンド通知後に申請がない被保険者に対して再度文書による提出勧奨を行いました。

このような取組の結果、2023（令和5）年3月末時点で1,190件の提出があり、提出率は2021（令和3）年度より5.7%ポイント高い81.5%となりKPI（高額療養費の勧奨に占める申請割合75.8%以上）を達成しました。

ii) 限度額適用認定証の利用促進

オンライン資格確認に対応している医療機関等以外の窓口での支払い額が自己負担限度額を超える場合は、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口に表示することにより、自己負担限度額までの負担となります。

限度額適用認定証の利用を促進するため、ホームページやメールマガジンによる広報を行ったほか、関係団体の機関誌等に制度案内のチラシを掲載していただきました。

また、限度額適用認定申請書や制度案内のチラシ等を医療機関の窓口を設置していただく取組については、2021年度より10医療機関増えて116医療機関の窓口を設置していただいています（2023年3月末時点）。医療機関に設置した申請書を使用した申請は2022年度の累計で214件（2021年度は328件）でした。

一方で、限度額適用認定証の使用割合については、2021年度を1.8%ポイント上回る83.2%となりましたが、KPI（高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合85%以上）は達成できませんでした。

【(図表 4-4) 限度額適用認定申請書設置医療機関】

都道府県名	医療機関名	所在地	受付窓口
北海道	函館五稜郭病院	函館市五稜郭町38番3号	医療相談課
	社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院	小樽市住ノ江1-6-15	入退院支援窓口
	市立稚内病院	稚内市中央4-11-6	
	釧路赤十字病院	釧路市新栄町21番14号	
	函館中央病院	函館市本町33-2	
	市立釧路総合病院	釧路市春舞台1-12	
青森県	八戸市立市民病院	八戸市田向3-1-1	入退院受付
	青森労災病院	八戸市白銀町南ヶ丘1	
	八戸赤十字病院	八戸市田面木字中明戸2	
岩手県	岩手県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	
	独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター	盛岡市青山1-25-1	
	岩手県立久慈病院	久慈市旭町第10地割1番	
	岩手県立釜石病院	釜石市甲子町第10地割483-6	
宮城県	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢8番2	入院説明室
	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下71番地	
	東北大学病院	仙台市青葉区星陵町1-1	入退院センター 外来受付窓口
福島県	いわき市医療センター	いわき市内郷御殿町久世原16	患者サポートセンター
千葉県	国保直営総合病院 君津中央病院	木更津市桜井1010	
神奈川県	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2-36	入院窓口
石川県	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1-1	
	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	七尾市富岡町94	
福井県	独立行政法人国立病院機構あわら病院	あわら市北湯238-1	
	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3	患者総合支援センター
三重県	伊勢赤十字病院	伊勢市船江一丁目471番2	患者支援センター
鳥取県	鳥取県済生会 境港総合病院	境港市米川町44	
	隠岐広域連立立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	
	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	医療サービス課 入退院管理センター
山口県	山口赤十字病院	山口市八幡馬場53-1	総合受付
	下関市立市民病院	下関市向洋町1-13-1	
	都志見病院	萩市大字江向413-1	
徳島県	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	入院総合案内
香川県	高松赤十字病院	高松市番町4-1-3	医事課 入院係
愛媛県	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	東温市横河原366	
	松山赤十字病院	松山市文京町1	入院管理室
	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	
	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433-1	
高知県	高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3-1	
	高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小連185-1	入退院支援センター
	独立行政法人国立病院機構高知病院	高知市朝倉西町1-2-25	
佐賀県	唐津赤十字病院	唐津市和多田2430	1階入院窓口
長崎県	佐世保市総合医療センター	佐世保市平瀬町9番地3	
	長崎労災病院	佐世保市瀬戸越2-12-5	
	長崎みなとメディカルセンター	長崎市新地町6-39	1F 総合受付
	長崎県上五島病院	南松浦郡新上五島町青方郷1549-11	
	諫早総合病院	諫早市永昌東町24-1	入院受付(6番窓口)
	国家公務員共済組合連合会 佐世保共済病院	佐世保市島地町10-17	入院受付窓口
	長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205	医療情報 医事係
	長崎県対馬病院	対馬市美津島町鷗知乙1168-7	1F 受付窓口
熊本県	社会福祉法人恩賜財団 済生会熊本病院	熊本市南区近見5-3-1	101入退院支援窓口、103お支払相談受付
	天草地域医療センター	天草市亀場町食場854-1	
	熊本大学病院	熊本市中央区本荘1-1-1	10番 入院受付窓口
	済生会みすみ病院	宇城市三角町波多775-1	
大分県	大分中村病院	大分市大手町3-2-43	1F受付窓口
	津久見市医師会立 津久見中央病院	津久見市大字千怒6011	
	大分大学医学部附属病院	由布市狭間町医大ヶ丘1-1	入院受付
宮崎県	宮崎県立延岡病院	延岡市新小路2-1-10	
	宮崎県立日南病院	日南市木山1-9-5	医療連携科 患者相談窓口
	宮崎県済生会日向病院	東臼杵郡門川町南町4-128	
鹿児島県	独立行政法人国立病院機構指宿医療センター	指宿市十二町4145番地	入院窓口
	公益社団法人 いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町43-25	
	鹿児島厚生連病院	鹿児島市与次郎1-13-1	
	医療法人厚生会小原病院	枕崎市折口町109	医事課
	鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	入院支援室

※公表について、了解を得られている医療機関のみ掲載しています。

iii) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

休業手当金、障害年金、遺族年金等の職務上上乗せ給付については、その円滑な支給を行うため、厚生労働省から、毎月、支給に必要な労災保険給付の受給者情報の提供を受け、当該情報を活用し、支給の決定及び未申請者に対する申請勧奨を行いました。

また、これらの給付に併せて支給される休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金及び経過的特別支給金についても同様に申請勧奨を行いました。

このうち休業手当金については、休業手当金以外の給付の申請と比較して申請割合が低い傾向にあります。船員保険の上乗せ給付のうち休業手当金は、制度が複雑なため、本人宛に申請勧奨を行うと、申請書が提出されない場合もあることから、2022年11月からは在職中の場合に限り船舶所有者を通じて申請勧奨を行いました。事務担当者向けの案内文書も同封することにより、本人へ内容の説明を行った上で申請書を手渡しすることができ申請漏れの防止に繋げることができました。

このような取組を行った結果、2022年度に申請勧奨を行った休業手当金211件のうち、2023年3月末時点で164件の申請があり、申請割合は2021年度を5.2%ポイント上回る77.7%でした。

職務上の上乗せ給付等全体の申請割合は、2021年度を0.9%ポイント上回る84.2%となり、KPI（職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合83.3%以上）を達成しました。

【(図表 4-5) 上乗せ給付等の申請勧奨】

【単位:件】

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
休業手当金	266	238	215	171	211
障害年金等	98	105	99	89	86
遺族年金等	3	9	12	9	8
休業特別支給金	317	307	355	350	414
障害特別支給金	22	26	39	38	49
遺族特別支給金	4	4	14	6	4
経過的特別支給金（障害）	29	44	46	37	27
経過的特別支給金（遺族）	9	5	16	5	3

【(図表 4-6) 特別支給金の内訳】

【単位:件、百万円】

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
休業特別支給金	件数	526	478	586	540	571
	金額	56	64	92	89	63
障害特別支給金	件数	105	111	133	150	175
	金額	22	35	44	27	37
遺族特別支給金	件数	250	261	286	302	324
	金額	18	18	24	20	20
経過的特別支給金（障害）	件数	24	42	42	33	25
	金額	20	22	39	17	12
経過的特別支給金（遺族）	件数	10	4	15	6	3
	金額	26	12	24	14	7

注1)「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を月額換算した額が船員保険の標準報酬月額より1等級以上低い場合等、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

注2)「経過的特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前1年間において特別給与（賞与等）が支給されていない等、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

iv) 下船後の療養補償に関する周知

下船後の療養補償は、乗船中に発生した職務外の傷病を対象とした制度ですが、対象外の傷病について利用される方がいます。2022年度に受け付けた申請7,195件中、対象外により不承認とした申請は198件となっています。このため、療養補償証明書の様式の更新時には、「療養補償証明書利用の流れ」にイラスト等を追加し、記載例をカラー化し見やすくする工夫を行うことにより、適正利用への理解促進を図りました。

また、制度の適正利用について船員保険部で審査するため、船舶所有者が証明した療養補償証明書を医療機関と船員保険部に提出する必要がありますが、船員保険部に証明書を提出いただいていないケースが多く見受けられます。

船員保険部に未提出の場合には、被保険者及び船舶所有者への督促等を行うとともに、医療機関には証明書が提出されているか確認を行っています。2022年度は被保険者に734件の督促、船舶所有者に585件の確認、医療機関等に363件の確認を行いました。

また、療養補償証明書の適正利用について、船員保険通信や関係団体の機関誌等を通じて周知するとともに、ホームページを大幅に更新し、バナーの追加や制度概要の掲載、更に医療機関担当者向けの案内を新たに掲載し、適正利用の強化を図りました。

【(図表 4-7) 下船後の療養補償に関するリーフレット】

船員保険丸
令和4年4月

下船後の療養補償についてのご案内

「下船後の療養補償」とは？

船員保険の被保険者の方は、乗船中(原則として船舶内)にはじめて発生した職務外の傷病で医療機関を受診する際、「船員保険療養補償証明書」を医療機関(または薬局)に提出することにより、下船日から3か月間限り、保険診療分について自己負担なしで受診することができます。

※下船日とは？
乗船中に病気やケガが発生してから最初に寄港し、上陸した日(療養を受けられるようになった日)です。

次の場合は「下船後の療養補償」の対象外です！ (一部負担金のお支払いが必要になります)

- ◆ 乗船前から医療機関で治療していた病気やケガを下船後に治療する場合
- ◆ 職務上の病気やケガの治療を行う場合
(労災保険の給付の対象となりますので、管轄の労働基準監督署へご相談ください)
- ◆ 船舶外(自宅など)で発生した病気やケガを治療する場合
- ◆ 健康診断で見つかった病気についての精密検査、治療などを行う場合
- ◆ 歯科(虫歯・歯周病等)での治療を行う場合
(1年以上継続して乗船中に発症した場合は除きます)

「下船後の療養補償」を利用される場合は 船員保険療養補償証明書を船員保険部へ必ずご提出ください

「船員保険療養補償証明書」を使用して受診された病気やケガが下船後の療養補償の給付対象であるか否か、発症の状況等について確認させていただく必要があります。

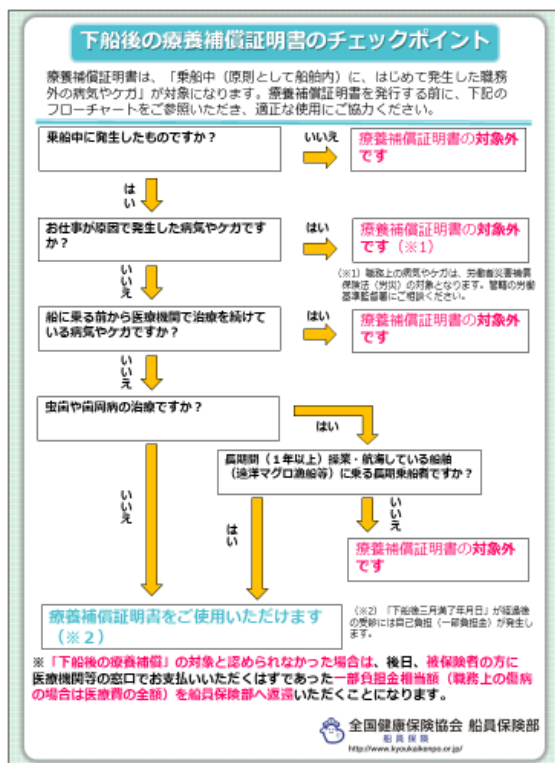
※船員保険部へご提出が無い場合は、後日、被保険者の方に、医療機関等の窓口でお支払いいただくはずであった一部負担金相当額(職務上の傷病の場合は医療費の全額)を返還いただくことがあります。

※船舶所有者の皆さまから該当する被保険者の方に提出が必要であることを周知させていただきますようお願いいたします。

《広報実績》

- 4月 関係団体の機関誌、納入告知書、メールマガジンに記事を掲載
- 9月 「船員保険通信」に記事を掲載
- 12月 ホームページ更新
- 3月 「船員保険のご案内」に記事を掲載

【(図表 4-8) 下船後の療養補償に関するフローチャート】



(7) 福祉事業の効果的な実施

船員労働の特殊性を踏まえ、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等を実施しました。

i) 無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業の円滑かつ着実な実施

船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施しました。

無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構（横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院）に委託しています。無線医療助言事業は陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所として、その役割を確実に果たしていくことが必要で、関係者からもニーズが高い事業です。適切な助言を行うためには事業に携わる医師等に海上労働の特殊性について理解を深めていただくことが重要であり、海上労働の特殊性や医療へのアクセスが制限されている船員にとっての当事業の重要性等をまとめた資料を委託先2病院に提供し、院内の研修等で医師等に配付いただいています。

洋上救急医療援護事業については、引き続き公益社団法人日本水難救済会に委託し、着実に実施しました。

ii) 保養事業の利用促進

保養施設利用補助及び契約保養施設利用補助については、一般財団法人船員保険会等に委託して実施しました。2022（令和4）年度は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されたことにより、2021（令和3）年度と比べ利用者の減少傾向が鈍化し、入浴利用

数は増加しています。

なお、2023（令和5）年3月末日で船員保険三崎保養所が廃止されることに伴い、2023年度からの代替契約施設を選定しました。

また、旅行代理店を活用した保養施設利用補助については、2020（令和2）年度に契約したインターネットのみで手続きが行える旅行代理店の利用が伸びており、利用者数は増加傾向で推移しました。

【(図表 4-9) 福祉事業の実績】

		2020年度	2021年度	2022年度	前年度比	
無線医療助言事業（助言数）		727	599	558	▲41	
横浜保土ヶ谷中央病院		355	324	198	▲126	
東京高輪病院		372	275	360	85	
洋上救急医療援護事業						
出動件数		15	9	12	3	
保養事業	保養施設利用補助	利用宿泊数	10,776	10,046	9,916	▲130
		入浴利用数	12,184	12,384	12,805	421
	契約保養施設利用補助	利用宿泊数	1,865	1,806	1,666	▲140
		旅行者数	425	886	1,297	411
旅行代理店を活用した保養施設利用補助						
利用宿泊数		559	1,183	1,749	566	

(8) サービス向上のための取組

加入者のご意見を適切に把握しサービスの改善や向上に活かすため、疾病任意継続に加入した方、傷病手当金の支給を受けた方、高額療養費の支給を受けた方、限度額適用認定証の交付を受けた方、旅行代理店を活用した保養施設利用補助を受けた方を対象として、お客様満足度調査を実施しました。

なお、2022（令和4）年度よりアンケートはがきでの回答に加えて、二次元コードを用いたインターネットで回答できる仕組みを導入し、アンケート回収率の向上を図りました。アンケートを通じて加入者に確認する内容は、船員保険部の対応に対する満足度（0～5点）、満足度が満点でなかった理由等です。

調査対象者全体の満足度は4.55点でKPI（お客様満足度4.47点以上）を達成しました。2021（令和3）年度と比較して満足度が最も上昇したのは、疾病任意継続に加入した方の満足度で、0.27点上昇しました。資格取得申出書の提出時に強制加入時の資格喪失日が確認できる書類を添付していただくことにより、早期に保険証を発行出来ることの広報を推進したことで、申請者の手元に保険証が届くまでの期間の短縮に繋がり、結果として満足度の上昇に寄与したものと考えられます。

一方で、傷病手当金の支給を受けた方の満足度は、2021年度と比較して0.02点低下しました。満足でなかった理由を確認すると「もっと早く振り込みをしてほしい」という「完了までの期間」に対する回答が多くを占めていたため、引き続き早期審査に努めるとともに、船舶所有者の事務担当者向けの説明会では、被保険者から申請書類を受け取った際には速やかに提出していただくようお願いしました。

【(図表 4-10) お客様満足度調査の結果】

	2021 年度	2022 年度
①疾病任意継続に加入した方	4.24 点	4.51 点
②傷病手当金の支給を受けた方	4.53 点	4.51 点
③高額療養費の支給を受けた方	4.43 点	4.45 点
④限度額適用認定証の交付を受けた方	4.64 点	4.76 点
⑤旅行代理店を活用した保養施設利用補助を受けた方	4.25 点	4.37 点

※1 「満足度」とは、船員保険部の対応についての満足度を 0（不満）～5（満足）までの 6 肢から選択した点数の平均値です。

※2 回収率は約 27.4%（送付数 4,368 人、回答数 1,198 人）でした。

(9) 健全な財政運営の確保

i) 2022（令和 4）年度の決算の状況

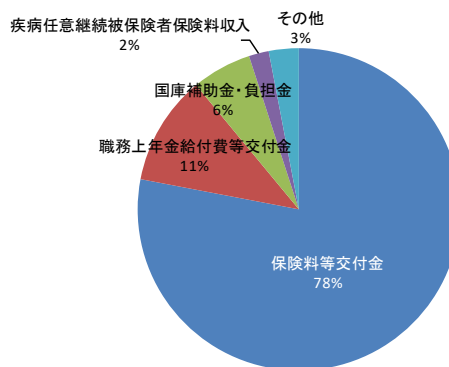
2022 年度の決算は、収入が約 465 億円、支出が約 420 億円であり、収支差は約 45 億円となりました。

収入の主な内訳は、保険料等交付金が約 362 億円、疾病任意継続被保険者保険料が約 10 億円、国庫補助金・負担金が約 30 億円、職務上年金給付費等交付金が約 50 億円であり、この他に被保険者の保険料負担を軽減するための準備金からの取崩し額の約 13 億円等が計上されています。

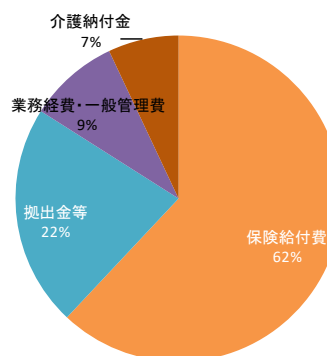
一方、支出の主な内訳は、保険給付費が約 259 億円、後期高齢者支援金等の拠出金等が約 92 億円、介護納付金が約 30 億円、業務経費・一般管理費が約 39 億円となっています。

【(図表 4-11) 2022 年度 船員保険勘定決算の概要】

収入計	465 億円
保険料等交付金	362 億円
疾病任意継続被保険者保険料収入	10 億円
国庫補助金・負担金	30 億円
職務上年金給付費等交付金	50 億円
その他	14 億円



支出計	420 億円
保険給付費	259 億円
拠出金等	92 億円
介護納付金	30 億円
業務経費・一般管理費	39 億円
その他	0 億円



船員保険の財政状況は、近年比較的安定していますが、収支差は年々減少する見込みであり、長期的には単年度赤字となることが想定されることから、引き続き、中長期的な観点から慎重な財政運営を行っていく必要があります（図表 4-13 参照）。

なお、保険料率の算出に用いるため、国の特別会計における収支を合算した部門別の決算のうち、疾病保険部門と災害保健福祉保険部門の決算見込みは以下のとおりです（図表 4-12 参照・船員保険勘定決算との関係は巻末の参考資料を参照）。

【(図表 4-12) 2022 年度 協会会計（船員保険）と国会計との合算ベース決算の概要（見込）】

【疾病保険部門】

(単位:億円)

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
収入	保険料収入	310	312	304	313	320
	国庫補助金等	29	29	29	29	29
	準備金戻入	16	16	16	16	13
	その他	1	1	1	1	1
	計	356	359	351	359	364
支出	保険給付費	200	204	196	202	205
	拠出金等	100	99	100	100	92
	その他	7	7	7	7	9
	計	307	311	303	309	306
収支差		49	48	48	50	57
準備金残高		326	358	390	424	468
(うち被保険者保険料軽減分)		86	70	54	38	25

【災害保健福祉保険部門】

(単位:億円)

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
収入	保険料収入	34	34	33	34	34
	国庫補助金	0	0	1	0	0
	その他	2	2	8	1	1
	収入計	36	36	41	35	35
支出	保険給付費	19	19	17	16	15
	その他	15	17	16	17	21
	支出計	34	36	33	33	36
収支差		2	0	8	2	▲1
準備金残高		188	188	196	198	197

ii) 2023 (令和 5) 年度保険料率決定までの動き

2022 年 11 月の船員保険協議会において、現行保険料率を据え置いた場合の 2023 年度の収支見込み及び 2024 (令和 6) 年度～2028 (令和 10) 年度の中期的収支見通しをお示しし、併せて提出した 2023 年度保険料率の方向性についての事務局案をもとに議論を行いました。

被保険者数、平均標準報酬月額、医療費の動向のほか、中期的収支見通しについては従来型の試算と新型コロナウイルス感染症の拡大防止による経済影響を考慮した試算を作成し提出しました (図表 4-13 参照)。

疾病保険料率⁹、災害保健福祉保険料率¹⁰の試算結果の概要及び 2023 年度保険料率の方向

⁹ 疾病保険料率は、職務外疾病の保険給付や後期高齢者支援金等に充てるための保険料率であり、船舶所有者と被保険者が折半しています (ただし、被保険者負担分については、被保険者保険料負担軽減措置により 2025 (令和 7) 年度まで軽減されます)。

¹⁰ 災害保健福祉保険料率は、職務上疾病・年金の保険給付や保健福祉事業等に充てるための保険料率であり、すべて船舶所有者負担です。

性は以下の1)、2)のとおりであり、疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率ともに現行の保険料率を維持するとの方向性について了承されました。

1) 疾病保険部門の財政収支及び疾病保険料率について

- いずれの試算においても、保険料収入の伸びの鈍化と高齢者医療にかかる拠出金の増加により、単年度の黒字額は中長期的には年々縮小する見通しとなる。
- さらには医療技術の進歩、高額な新薬の保険適用等による医療費の増加によっても支出が増加する可能性がある。
- 中長期的な観点から、より慎重な財政運営を行うこととし、2023年度の保険料率は10.10%（据え置き）に設定することとしたい。

【(図表 4-13) 中期的収支見通し (疾病保険分)】

〔従来型の試算〕

(単位:百万円)

区 分		2024年度 (令和6年度)	2025 (7)	2026 (8)	2027 (9)	2028 (10)
収 入	保 険 料 収 入	31,781	32,040	32,353	32,365	32,426
	国 庫 補 助 等	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	雑 収 入 等	63	63	63	63	63
	準 備 金 戻 入	642	320	0	0	0
	計	35,425	35,363	35,356	35,368	35,430
支 出	保 険 給 付 費	21,391	21,256	21,118	21,022	20,918
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,201	2,171	2,258	2,365	2,505
	後 期 高 齢 者 支 援 金	8,103	8,460	8,651	8,905	9,042
	退 職 者 給 付 拠 出 金	0	0	0	0	0
	そ の 他	1,028	1,027	1,026	1,025	1,023
計	32,723	32,914	33,053	33,316	33,488	
単 年 度 収 支 差		2,702	2,450	2,303	2,052	1,942
準 備 金 残 高		49,556	51,686	53,989	56,041	57,983
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		881	561	561	561	561

(注) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

【基礎係数】

被 保 険 者 数 (対前年伸び率)	55,000人 ▲ 1.1%	54,500人 ▲ 1.0%	54,000人 ▲ 0.8%	53,600人 ▲ 0.8%	53,300人 ▲ 0.6%
加 入 者 数 (対前年伸び率)	109,000人 ▲ 1.6%	107,600人 ▲ 1.2%	106,300人 ▲ 1.2%	105,300人 ▲ 0.9%	104,300人 ▲ 1.0%
平 均 標 準 報 酬 月 額 (対前年伸び率)	440,000円 0.8%	443,000円 0.8%	447,000円 0.8%	450,000円 0.8%	454,000円 0.8%
汽 船 (対前年伸び率)	458,000円 0.9%	462,000円 0.9%	467,000円 0.9%	471,000円 0.9%	475,000円 0.9%
漁 船 (対前年伸び率)	398,000円 0.0%	398,000円 0.0%	398,000円 0.0%	398,000円 0.0%	398,000円 0.0%
加 入 者 1 人 当 り 医 療 給 付 費 (対前年伸び率)	168,000円 0.9%	169,000円 0.5%	170,000円 0.4%	171,000円 0.4%	171,000円 0.4%

[平均標準報酬月額を厳しく見た試算]

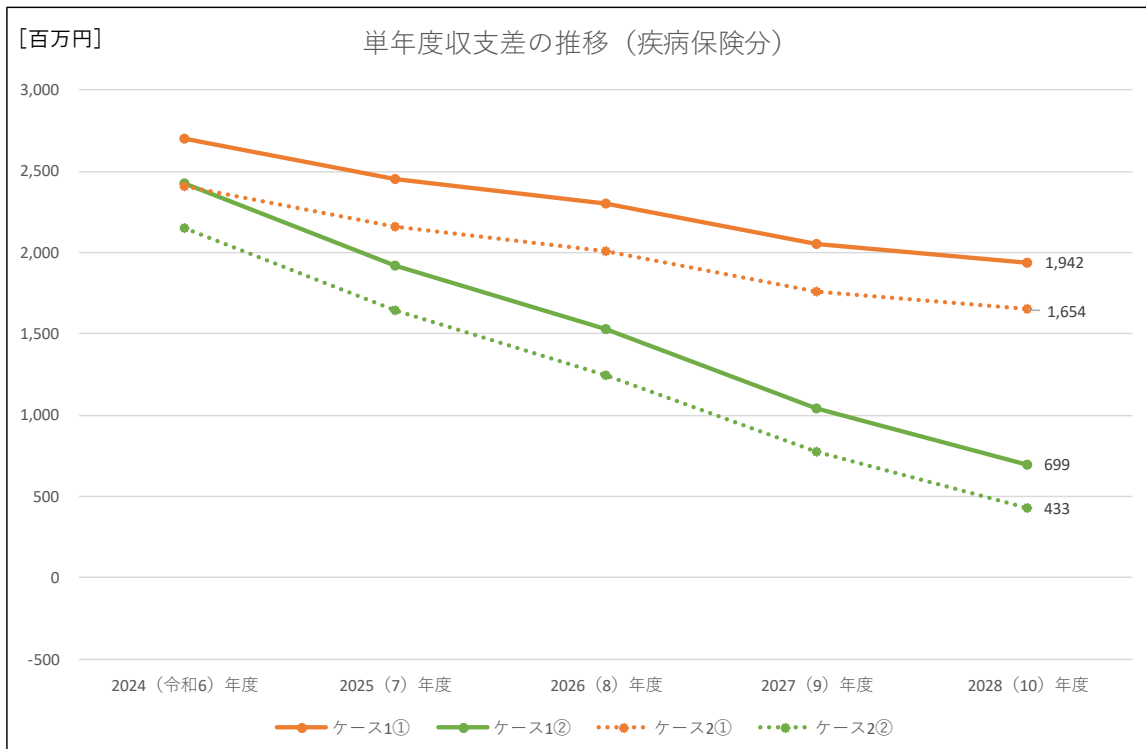
(単位:百万円)

区 分		2024年度 (令和6年度)	2025 (7)	2026 (8)	2027 (9)	2028 (10)
収 入	保 険 料 収 入	31,393	31,271	31,204	30,851	30,554
	国 庫 補 助 等	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	雑 収 入 等	62	62	61	61	60
	準 備 金 戻 入	634	312	0	0	0
計		35,029	34,585	34,205	33,852	33,555
支 出	保 険 給 付 費	21,362	21,199	21,032	20,909	20,779
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,201	2,171	2,258	2,365	2,505
	後 期 高 齢 者 支 援 金	8,009	8,267	8,360	8,511	8,548
	退 職 者 給 付 抛 出 金	0	0	0	0	0
	そ の 他	1,028	1,027	1,026	1,024	1,023
計		32,600	32,663	32,676	32,809	32,855
単 年 度 収 支 差		2,429	1,922	1,529	1,043	699
準 備 金 残 高		49,291	50,901	52,430	53,473	54,173
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		889	577	577	577	577

(注)端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

【基礎係数】

平均標準報酬月額 (対前年伸び率)	434,000円 ▲ 0.5%	432,000円 ▲ 0.4%	431,000円 ▲ 0.4%	429,000円 ▲ 0.4%	427,000円 ▲ 0.4%
汽船 (対前年伸び率)	454,000円 0.0%	454,000円 0.0%	454,000円 0.0%	454,000円 0.0%	454,000円 0.0%
漁船 (対前年伸び率)	388,000円 ▲ 2.6%	378,000円 ▲ 2.6%	368,000円 ▲ 2.6%	358,000円 ▲ 2.6%	349,000円 ▲ 2.6%



(補足事項)

- ケース 1 (①) 過去の傾向が今後も続くと想定し、過去5年間の実績を基に推計したもの。
- ケース 1 (②) 過去の傾向が2023年度は続くと想定し、過去5年間の実績を基に推計するも、不透明な経済状況等を考慮して中期的(2024~2028年)には厳しめに推計したもの。
- ケース 2 (①) 新型コロナウイルス感染症による経済影響を考慮し2023年度は厳しめに推計するも、中期的(2024~2028年)には経済状況が改善すると想定して過去5年の実績を基に推計したもの。
- ケース 2 (②) 新型コロナウイルス感染症の経済影響を考慮し、中期的に厳しめに推計したもの。

2) 災害保健福祉保険部門の財政収支及び災害保健福祉保険料率について

現時点では、現行の保険料率を据え置いた場合、2022年度以降、単年度収支は赤字が見込まれているが、一定の準備金を保有していることから、2023年度の保険料率は、現行と同率の1.05%としたい。

【(図表 4-14) 中期的収支見通し (災害保健福祉保険分)】

(単位:百万円)

区 分		2024年度 (令和6年度)	2025 (7)	2026 (8)	2027 (9)	2028 (10)
収 入	保 険 料 収 入	3,372	3,378	3,387	3,399	3,411
	国 庫 補 助 等	10	10	10	10	10
	福祉医療機構国庫納付金等	54	48	44	39	35
	雑 収 入 等	3	3	3	3	4
	計	3,439	3,440	3,444	3,452	3,460
支 出	保 険 給 付 費	1,519	1,511	1,505	1,501	1,497
	そ の 他	3,201	3,201	3,201	3,201	3,201
	計	4,721	4,713	4,707	4,702	4,699
単 年 度 収 支 差		▲ 1,282	▲ 1,272	▲ 1,263	▲ 1,250	▲ 1,239
準 備 金 残 高		15,935	14,662	13,400	12,149	10,911

(注1) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

(注2) 船員保険システム刷新の費用が別途中長期的に発生する見込みである。

(基礎係数)

被 保 険 者 数 (対前年伸び率)	57,000人 ▲ 0.8%	56,800人 ▲ 0.3%	56,600人 ▲ 0.4%	56,500人 ▲ 0.1%	56,300人 ▲ 0.3%
平 均 標 準 報 酬 月 額 (対前年伸び率)	437,000円 0.7%	440,000円 0.7%	443,000円 0.7%	446,000円 0.7%	450,000円 0.7%

2023年1月の船員保険協議会では、2022年11月の同協議会での議論を踏まえた2023年度の保険料率案と、政府予算案を踏まえた収支見込みを作成し、報告しました。疾病保険部門の2023年度の単年度収支は、約31億円の黒字(図表4-15参照)、災害保健福祉保険部門は約15億円の赤字(図表4-16参照)が見込まれる結果となりました。疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率ともに、現行の保険料率を維持する案について了承されました。

また、被保険者保険料負担軽減措置による控除率については、2025(令和7)年度まで0.1%ずつ引き下げることであり、被保険者が負担する保険料率は、4.65%(2022年度)から4.75%(2023年度)になります。

【(図表 4-15) 収支見込み (疾病保険分)】

(単位:百万円)

		R3(2021)年度 (決算)	R4(2022)年度 (R4年12月時点での見直し)	R5(2023)年度 (R4年12月時点での見込み)	備考
収 入	保 険 料 収 入	31,323	31,212	31,717	●疾病保険料率 10.1% ・被保険者保険料負担軽減分控除後 R3年度まで9.6% (被保険者負担軽減分0.5%) R4年度9.7% (被保険者負担軽減分0.4%) R5年度9.8% (被保険者負担軽減分0.3%)
	国 庫 補 助 等	2,941	2,941	2,941	
	雑 収 入 等	83	81	74	
	準 備 金 戻 入	1,597	1,285	970	
	計	35,944	35,519	35,702	
支 出	保 険 給 付 費	20,204	21,560	21,939	【R5年度基礎係数(見込み)】 被保険者数 55,584人(▲0.4%) 標準報酬月額 438,386円(+1.0%) 加入者一人当たり 170,581円 医療給付費 (+3.3%) ※1: 疾病任意継続被保険者を含む。 ※2:()内は対前年度比
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,946	2,370	2,548	
	後 期 高 齢 者 支 援 金	7,060	6,852	7,318	
	退 職 者 給 付 抛 出 金	0	0	0	
	病 床 転 換 支 援 金	0	0	0	
	保 険 給 付 等 業 務 経 費	56	89	96	
	レ セ プ ト 業 務 経 費	13	22	23	
	そ の 他 業 務 経 費	17	77	57	
	一 般 管 理 費	541	722	526	
	雑 支 出 等	106	103	117	
計	30,943	31,795	32,624		
単 年 度 収 支 差		5,001	3,724	3,078	
準 備 金 残 高		42,389	44,829	46,937	
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		3,770	2,485	1,516	
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分 を 除 く		38,619	42,343	45,421	

(注) 1. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

2. R5年度の業務経費及び一般管理費については暫定値であり、R5年3月の協会予算決定までに必要な見直しを行う。

【(図表 4-16) 収支見込み (災害保健福祉保険分)】

(単位:百万円)

		R3(2021)年度 (決算)	R4(2022)年度 (R4年12月時点での見直し)	R5(2023)年度 (R4年12月時点での見込み)	備考
収 入	保 険 料 収 入	3,391	3,358	3,384	●災害保健福祉保険料率:1.05% 【R5年度基礎係数(見込み)】 被保険者数 57,388人(▲0.2%) 標準報酬月額 436,035円(+0.9%) ※1: 疾病任意継続被保険者、独立行政法人等 被保険者及び後期高齢者医療被保険者を含む。 ※2:()内は対前年度比
	国 庫 補 助	12	16	10	
	福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	83	72	60	
	雑 収 入 等	5	4	4	
	計	3,489	3,450	3,457	
支 出	保 険 給 付 費	1,639	1,702	1,712	
	保 険 給 付 等 業 務 経 費	28	39	44	
	レ セ プ ト 業 務 経 費	1	3	3	
	保 健 事 業 経 費	754	1,039	1,235	
	福 祉 事 業 経 費	370	464	540	
	そ の 他 業 務 経 費	8	36	37	
	一 般 管 理 費	488	1,373	1,390	
	雑 支 出 等	9	9	11	
計	3,296	4,665	4,971		
単 年 度 収 支 差		194	▲ 1,215	▲ 1,514	
準 備 金 残 高		19,779	18,564	17,050	

(注) 1. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

2. R5年度の業務経費及び一般管理費については暫定値であり、R5年3月の協会予算決定までに必要な見直しを行う。

なお、介護保険料率については、年末に国から示される介護納付金の額を船員保険の介護保険第2号被保険者の総報酬額で除すことにより算出する仕組みとなっています。その結果、2023年度の介護保険料率は1.69% (2022年度より0.15%ポイント増加) に決定しました。

【(図表 4-17) 収支見込み (介護保険分)】

(単位:百万円)

		R3(2021)年度 (決算)	R4(2022)年度 (R4年12月時点での見直し)	R5(2023)年度 (R4年12月時点での見込み)	備考
収 入	保 険 料 収 入	3,436	2,738	2,980	●介護保険料率:1.69% [R5年度 基礎係数] 被保険者数 26,817人(▲1.9%) ^{※1} 平均標準報酬月額 493,632円(+1.1%) ^{※2} ※1: 疾病任意継続被保険者を含んでいる。 ※2:()内は対前年度比
	国 庫 補 助 等	-	-	-	
	そ の 他	-	-	-	
	計	3,436	2,738	2,980	
支 出	介 護 納 付 金	3,046	2,992	2,981	(参考)介護保険料率の推移 (単位:%)
	雑 支 出	-	-	-	
	計	3,046	2,992	2,981	
単 年 度 収 支 差		390	▲ 253	▲ 2	
準 備 金 残 高		259	6	4	

(注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

(10) オンライン資格確認の円滑な実施

オンライン資格確認は、患者が医療機関等を受診する際に保険証又はマイナンバーカードを提示し、医療機関等が社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が管理するオンライン資格確認等システムへ資格情報（どの保険者に属しているかの情報）の照会を行い、資格確認を行う国全体の仕組みです。医療機関・薬局においては、原則として2023（令和5）年4月からの導入を義務付けられており、2023年5月28日時点の運用開始施設数は170,752施設（導入率74.4%）です。

これにより、協会の加入者でなくなった後に、誤って協会の加入者であるとして医療機関等を受診した場合等に係る医療費等について、返還の際に生じる事務コストの軽減が期待されています。

また、マイナンバーカードでの資格確認時に本人が情報閲覧に同意することにより、医療機関等が患者の過去の特定健診情報や服薬情報を閲覧することができるようになり、より正確な情報に基づく適切な医療を受けることができます。また、マイナンバーを用いて、特定健診情報、薬剤情報、医療費通知情報、ジェネリック医薬品軽減額通知情報等を閲覧することができます。

2024（令和6）年秋には、マイナンバーカードと保険証を一体化する方針が示されている等、医療DX化の流れの中で、今後も一層、オンライン資格確認の活用が進められていく見込みです。

これらの機能を活用するためには、オンライン資格確認等システムへ保険者が資格情報を登録する必要がありますが、その際には、保険者が保有する資格情報とマイナンバーを紐づけて登録する必要があります。従って、保険者が加入者のマイナンバーを把握していない場合、当該加入者はオンライン資格確認等を利用することができません。

このため、2022（令和4）年3月に、マイナンバーが未収録となっている被扶養者及び70歳以上被保険者の船舶所有者へ、マイナンバー登録促進の広報を行いました。この取組等により、船員保険の2023年3月末時点のマイナンバー収録率は99.0%となりました。

協会では、マイナンバーカードの取得及び保険証利用の促進について、保険料の納入告知書へのチラシ同封やメールマガジンへの掲載、保険証発送時のチラシ同封等を行い、船舶所有者・加入者へのマイナンバーカードの取得及び保険証利用に係る広報を行っています。2023年3月26日時点での協会加入者のマイナンバーカードの保険証利用登録者数は、約1,785万人（登録率44.19%）となっています。

2. 戦略的保険者機能

[船員の健康の現状]

船員保険被保険者の年齢構成は、他の被用者保険と比べて 50 歳代後半から 60 歳代前半の被保険者の割合が高いという特徴もあり（図表 3-3 参照）、他の被用者保険と比べてメタボリックシンドローム該当者の割合が高くなっています（図表 4-18 参照）。また、年齢が高くなるにつれて生活習慣病に罹病し医療費も増加する傾向にある（図表 4-19 参照）ことから、これらの方々への対策とともに、生活習慣病に罹病しない生活習慣を身に付けていただく取組が必要となります。

喫煙率については、以前より他の医療保険者と比較して高い傾向がありました。喫煙が様々な疾病の原因と関連性があることから、喫煙率の減少は船員保険の重要な課題の一つであると言えます。

このような状況を踏まえ、第 2 期船員保険データヘルス計画（2018（平成 30）年度～2023（令和 5）年度）では、「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」と「喫煙率の減少」を目標に、各種取組を進めていますが、メタボリックシンドロームリスク保有率は増加を続け、喫煙率はわずかに低下しているものの、2021（令和 3）年度の船員保険の健診結果における喫煙率を協会けんぽと比較（図表 4-20 参照）しても依然として船員保険が高い状況です。

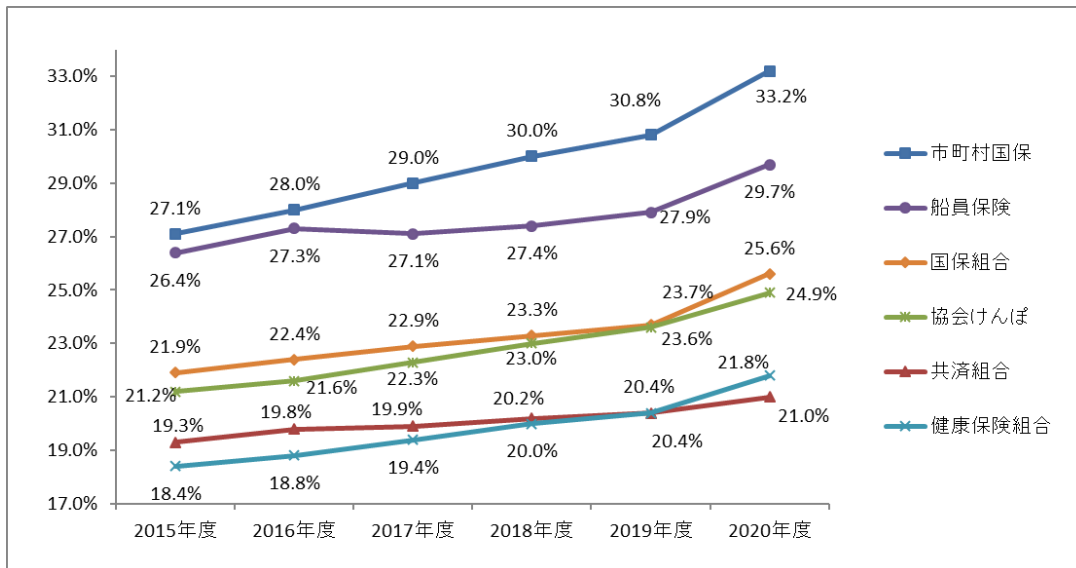
[船員の健康づくりに取り組む機運の高まり]

2022（令和 4）年度は船員の健康づくりの枠組みが大きく変化した一年でした。船員の働き方改革や健康確保を図るため、船員向け産業医制度等を内容とする改正船員法施行規則等が順次施行され、それに伴って、船員の健康を確保する等の健康づくりに船舶所有者が取り組む意識も高まりつつあります。

これらの船員保険加入者の健康状況や国の動向等を踏まえて、今後、船員保険では、船員の健康づくりという観点で事業検討を行うことや、健康づくりに係る施策を重点的に実施することを今後の方針案として、船員保険協議会においてご議論いただきました。当該方針案に対しては、労使双方の委員より、積極的に進めてほしい等の協会を後押しいただけのご意見を多数頂戴し、ご承認いただきました（図表 4-21 参照）。

また、船員の健康づくりについて、強力に推進するため、国や関係団体と連携し、関係各所への働きかけを行っています。これらの取組もあり、国土交通大臣が作成する令和 5 年度船員災害防止実施計画において、協会が実施する船員の健康づくりの取組を国も連携して推進する旨が初めて明記されました。このほか、船員の健康づくりに対する船舶所有者の理解を深めていただくことを目的に鼎談を実施し、日本海事新聞へ特集記事として掲載しました。今後も国や関係団体と連携を深めつつ、船舶所有者と協働した「船員の健康づくり宣言」を取組の柱とし、福祉事業も絡めた多角的な健康づくりに取り組んでいきます。

【(図表 4-18) 各医療保険者における特定健診受診者（男性）のメタボリックシンドローム該当者の割合】

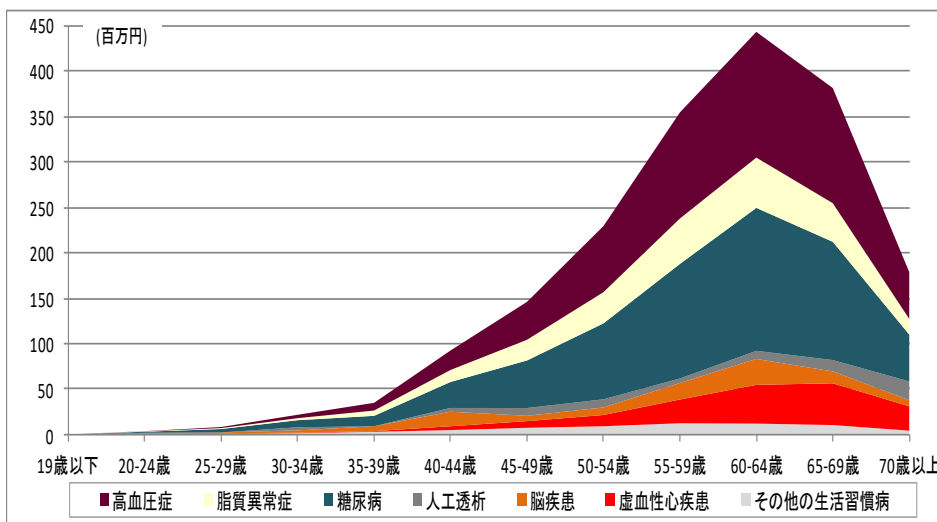


《データ出典》2020年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況（厚生労働省ホームページ）。

※船員保険については40～74歳の特定健診受診者（全体）に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合。

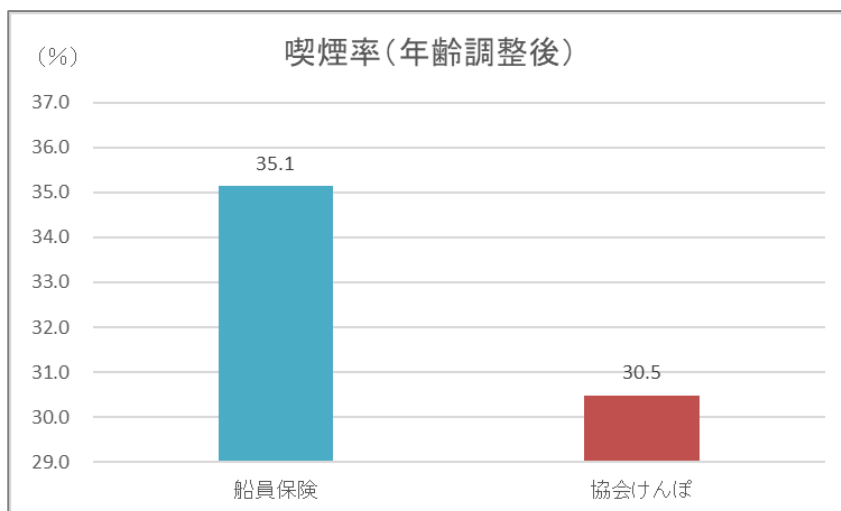
その他の保険者については40～74歳の特定健診受診者（男性）に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合。

【(図表 4-19) 船員保険被保険者の年齢階層別有病者数と医療費】



《データ出典》全国健康保険協会

【(図表 4-20) 船員保険と協会けんぽの喫煙率の比較】



船員保険（35歳～74歳の被保険者） 2021年度健診結果データ

協会けんぽ（35歳～74歳の被保険者） 2020年度健診結果データ

《補足》

- ・上記、船員保険の喫煙率は、協会けんぽと健診受診者の年齢構成が異なりますので、協会けんぽの年齢構成比に置き換えることにより調整しています。
- ・船員保険については、船員手帳の健康証明書データを含めていません。
- ・船員保険被保険者の男性の割合が高いことが影響していると考えられますが、協会けんぽ被保険者の男性と比較しても船員保険の方が喫煙率は高くなっています。

【(図表 4-21) これからの船員保険の事業方針について】

機密性2	これからの船員保険の事業方針について	第59回船員保険協議会 資料より抜粋
<p>【外的環境の変化】</p> <p>○船員の働き方改革や健康確保に向けて、本年4月より改正船員法施行規則等が施行 ⇒船員の健康づくりへの機運も高まるこのタイミングにおいて、国土交通省、経済産業省、厚生労働省等とも連携しつつ、船員の健康確保に向けて各種施策を強力に推進し、船員の健康づくりの環境を整えていくこと、船員が自らの健康づくりに取り組んでいただけるよう理解促進を図ることが重要。</p> <p><small>(船員法施行規則等の改正)</small></p> <p>①産業医の選任 ②健康検査の結果に基づく船員の健康を保持するための措置 ③過重労働対策 ④メンタルヘルス対策</p> <p>○支払基金改革、マイナンバーの活用とオンライン資格確認の浸透 ⇒これら国の施策について、船員保険への影響等も見極めながら事業方針を検討する必要がある。</p> <p>【内的環境の変化】</p> <p>○2023（令和5）年度は第二期データヘルス計画の最終年度 ⇒第二期データヘルス計画健康づくり関連施策等の振返りが重要（PDCA）。</p> <p>○2025（令和7）年度中の船員保険の業務・システムの刷新を目指し、システム構築へ ⇒最終的には船員保険部の事務プロセスも変化し、職員の働き方も生産性の高いものになっていく。</p> <p>【今後の事業方針】</p> <p>今後は、船員の健康づくりという観点での事業の検討を重点的に実施していく。現時点で、この健康づくりの軸は船舶所有者にもご協力いただく「健康づくり宣言」事業と考えており、これまでの福祉事業も着実に実施することで、多角的に船員の健康づくりの基盤を整備する。一方で支払基金改革やマイナンバーの活用等の国の施策の状況にも応じた船員保険の業務・システムの刷新の実現を図る。</p> <p>⇒令和5年度の船員保険事業計画・予算（案）については、これらを基本的な方針として検討していく。</p>		

【(図表 4-22) 第3期特定健康診査等実施計画の実施目標】

(単位：%)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
特定健康診査	50	53	56	59	62	65
被保険者	68	71	74	77	80	82
生活習慣病 予防健診	40	42	44	46	48	50
手帳健診	28	29	30	31	32	32
被扶養者	20	23	26	29	32	35
特定保健指導	18	20	22	25	27	30
被保険者	18	20	22	25	28	31
被扶養者	12	14	16	18	20	22

(1) 特定健康診査等の推進

船員保険では特定健康診査項目に加え、胃部レントゲン検査等のがん検査を含む生活習慣病予防健診（一般健診・巡回健診・総合健診）を実施しています。

また、健診受診率向上のため、2018（平成30）年度からは生活習慣病予防健診費用の全額補助¹¹（健診費用の無料化）を実施しています。

2022（令和4）年度はKPIとして被保険者の生活習慣病予防健診受診率48%以上、船員手帳健康証明書データ取得率32%以上、被扶養者特定健康診査受診率32%以上とする目標を掲げ、その達成に向け次のような取組を行いました。

i) 受診勧奨及び健診実施機関の拡充に向けた働きかけ

年度当初から生活習慣病予防健診を受診できるよう、2021（令和3）年度末に受診券と健診案内パンフレットを送付しました（送付数：被保険者38,242人・その被扶養者18,353人、疾病任意継続被保険者2,483人・その被扶養者1,472人、合計60,550人）。また、2022年6月からは、受診券を紛失した場合の再交付についてオンラインで申請できるよう整備し、加入者の利便性の向上を図りました（図表4-23参照）。

健診未受診者に対しては、2022年11月に受診勧奨を行いました。被保険者については、協会けんぽと比較して費用補助が充実していること、船員手帳の健康証明書と比較して検査項目が充実していることを周知しました。また、被扶養者については、年齢や過去の健診受診状況、生活習慣病による通院状況等で対象者を区分し、周知する内容を変えて実施しました。いずれも封書ではない袋綴りの圧着式でお送りし、中身を確認したくなる心理的効果を活用することで、開封率の向上を図りました（送付数：被保険者25,790人、被扶養者14,687人、合計40,477人）（図表4-24参照）。受診勧奨の効果検証は2023（令和5）年度に行い、次回勧奨の改善につなげます。

健診実施機関数について、受診者がいない又は受診者数の少ない実施機関から、契約解除の意向が示されることで、実施機関数が減少する傾向にあります（図表4-25参照）。そのような状況を改善するため、健診実施機関の拡充については、過去の契約依頼の際に契約に対し前向きな意向を示した実施機関と協会けんぽと契約がある実施機関等を対象に、新規契約の意思をアンケートにより確認する取組を行いました。また、生活習慣病予防健診の契約がある健診実施機関のうち、船員手帳の健康証明の指定医がいない実施機関に対し、指定医の登録を依頼しました。アンケートの結果、契約の意思表示があった健診実施機関とは、2023年度早々に契約を締結できるよう準備を進め、健診受診環境の整備に努めていきます。

【(図表4-23) 受診券申請書のオンライン利用状況】

	オンライン	紙	申請合計	オンライン割合
被保険者	378	1,129	1,507	25.1%
被扶養者	128	833	961	13.3%
合計	506	1,962	2,468	20.5%

¹¹ 一般健診及び巡回健診は無料、総合健診は4,936円の自己負担上限額を設けています。

【(図表 4-24) 受診勧奨】

●被保険者受診勧奨

船員保険 健診のご案内

今年健康診断はお済みですか?

人生100年時代を迎えました。

船員は健康維持がその生活の目的です。
 「病気」が行動の妨げになります。年齢に関わらず、健康維持が大切です。
 生活習慣病は健康を損なう大きな原因です。
 大抵は2回に1回は必ず受診し、自分の健康を大切にしてください。

2022年度版

船員保険ご加入の方は
2万円相当の健診が
協会けんぽ加入者よりお得!

必ずご確認をお願い致します。

全国健康保険協会 船員保険

船員保険がお届けする
**船員のみなさま限定
健診プランのご案内**

船員保険では、大抵の年齢から11歳まで健康診断を実施しています。この健康診断は、健康維持の観点から、大抵の年齢から11歳まで健康診断を実施しています。

対象となる方

対象となる方	年齢	健康診断の回数
18歳以上20歳未満の方	20歳、25歳、30歳、35歳、40歳	1回
20歳以上74歳未満の方	20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳	2回
75歳以上79歳未満の方	75歳、79歳	1回

どんな健診がある?

健診項目	費用
健康診断(一般健診)	無料
健康診断(特定健診)	無料
健康診断(がん検診)	870円(税込)

充実! 豊富ながん検診

がん検診の種類

がん検診の種類	費用
胃がん検診	無料
大腸がん検診	無料
子宮頸がん検診	無料
乳がん検診	無料
肺癌検診	無料

簡単に受診できる

1. 健診券を請求
2. 健診券の手続き
3. 健診を受ける

健診券の手続き

健康診断の手続きは、船員保険のマイページから簡単に行えます。

マイページから健康診断の手続きを行うことができます。

健康診断センター(船員保険センター) 船員保険センター
電話: 03-6722-0448

さらに船員手帳の
健診(健康診断)を
受けたい方は、

健康診断センター(船員保険センター) 船員保険センター
電話: 03-6722-0448

●被扶養者受診勧奨

無料で受診ができる
特定健診
ご存知ですか?

生活習慣病は、ほとんど自覚症状がないまま進行しています。

放っておくと、命に関わる病気のリスクが高まります。

健康診断は年に1回は必ず受診してください。

船員保険の健診のご案内

船員保険の健診に関する大切なお知らせです。

必ずご確認をお願い致します。

全国健康保険協会 船員保険

令和5年3月31日(金)まで

健診は2種類あります。

特定健診

健康診断(特定健診)は、健康診断(一般健診)よりも詳しく検査を行います。

健診費用: **¥0**

所要時間: **約1時間**

生活習慣病予防健診

生活習慣病予防健診は、健康診断(特定健診)よりも詳しく検査を行います。

健診費用: **¥0**

所要時間: **約半日**

健康診断の種類

健診の種類	健診費用	所要時間
健康診断(一般健診)	無料	約30分
健康診断(特定健診)	無料	約1時間
健康診断(がん検診)	870円(税込)	約1時間
生活習慣病予防健診	無料	約半日

Q. 健診はどのように受けたいですか?

1. 健康診断を受ける
2. 健康診断に費用を支払う
3. 健康診断を受ける
4. 健康診断を受ける

40歳以上の船員保険にご加入の方は、年に1回の健康診断(特定健診)を受けることができます。

船員保険の健診は最大20,000円相当の健診が無料です。

10年間受けないと…
20万円を損しています!

【(図表 4-25) 生活習慣病予防健診等実施機関の契約状況】

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
①生活習慣病予防健診実施機関	441	430	422
②①のうち総合健診実施機関	237	236	233
③①のうち健康証明が可能な実施機関	335	332	333
④特定保健指導実施機関	179	176	173

※実施機関数は各年度末時点の状況です。

ii) 加入者等のニーズを踏まえた巡回健診の拡充

被保険者の乗船スケジュールに合わせて、漁業協同組合等を中心に健診車を使用した巡回健診を実施しています。2022 年度は、新たに下田港（静岡）、浜串港（長崎）で巡回健診を実施しました。

また、被扶養者が利用しやすいように駅周辺等でも実施しており、2022 年度は新たに 55 の会場で巡回健診を行いました。

【(図表 4-26) 巡回健診の実施状況】

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
実施回数	331 回	339 回	320 回	331 回	347 回
受診者数	9,132 人	9,147 人	8,417 人	8,430 人	7,924 人

iii) 健診費用補助の拡大

女性の受診率向上のため、2022 年度からは、生活習慣病予防健診のオプション健診のうち、乳がん検診、子宮頸がん検診の費用を全額補助することとしました。船員保険の被扶養者については女性が多い傾向にあり、乳がん検診、子宮頸がん検診の受診率が向上し、2022 年度は被扶養者の生活習慣病予防健診の受診者が増えました。

【(図表 4-27) 被保険者の乳がん検診、子宮頸がん検診の受診率】

	2021 年度		2022 年度	
	受診者数	受診率	受診者数	受診率
生活習慣病予防健診	15,743	-	15,685	-
乳がん検査	21	0.1%	28	0.2%
子宮頸がん検査	15	0.1%	27	0.2%

※2020 年度途中の資格喪失者も含まれます。

【(図表 4-28) 被扶養者の乳がん検診、子宮頸がん検診の受診率】

	2021 年度		2022 年度	
	受診者数	受診率	受診者数	受診率
生活習慣病予防健診	4,424	-	4,404	-
乳がん検査	478	10.8%	819	18.6%
子宮頸がん検査	433	9.8%	788	17.9%

※2020 年度途中の資格喪失者も含まれます。

iv) 船員手帳の健康証明書データの取得

生活習慣病予防健診を受診されなかった被保険者については、健康状態を把握するため、船員手帳の健康証明書データ¹²の提供を依頼しています。

2022年度は、健康証明書データの提供しやすい仕組みを構築するため、船員手帳の健康証明書データを画像でアップロードできるシステムを導入しました。その上で、2022年11月に2,952の船舶所有者に対し、生活習慣病予防健診を受診されなかった被保険者の船員手帳の健康証明書データの提供を依頼する文書を送付し、2023年2月に文書による再依頼(2,508件)と電話による提出勧奨(1,688件)を行いました。

また、国土交通省海事局に働きかけを行い、国土交通省から船員手帳の健康証明書データを船員保険部に提供するよう、関係団体宛に事務連絡を発出していただきました。

このような取組を行いました。提供いただいた健康証明書データは6,085件で、2021年度と比べて1,431件減少しました。新たに導入した画像アップロードシステムによる提供は全体の25%にあたる1,521件と一定割合の利用がありましたが、従前のように船舶所有者が被保険者の同意に基づき健康証明書データを取り纏めて提出する方法ではなく、個人情報保護の観点から、被保険者自身が提出する方法を採用したため、提出への負担を感じる方が一定程度存在しており、加えて、以前からの課題である健康証明書データを船員保険部へ提供することに対する船舶所有者・被保険者の理解不足も大きい理由の一つと考えています。

提供のあった健康証明書データは、船員保険部からの特定保健指導や重症化予防の案内等、被保険者の健康づくりに利用しています。また、健康証明書データは社会保険診療報酬支払基金のオンライン資格確認等システムに登録するため、被保険者が検査結果をマイナポータル上で閲覧できるほか、医療機関を受診した際に医師が検査結果を確認し診療を行う等、医療の質の確保にもつながります。今後は、画像アップロードシステムを船舶所有者が利用可能にする等、ブラッシュアップを進め、さらなる提出率の向上に努めていきます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、2020(令和2年)3月末に国土交通省海事局から各関係団体に対し「有効期間が経過した健康証明については、当面の間、有効な健康証明として同等に取り扱う」と事務連絡が発出されました。本事務連絡に基づき1年以上船員手帳の健康証明を受けない場合、船員保険部に提出する健康証明書データがない年度が発生することとなり、健康証明書データの取得率低下が懸念されていましたが、この取り扱いは2023年2月末で終了しました。

v) 被扶養者に対する取組

被扶養者の特定健康診査受診の利便性の向上を目的として、被扶養者が多く居住している自治体(むつ市、長門市、萩市)と連携し、がん検診と特定健康診査を同時に受診できるようにしています。

また、協会けんぽの各支部が主催する集団健診に船員保険の被扶養者も受診できるよう5支部(青森、岩手、長崎、愛媛、大分)と調整を行い、長崎を除く4支部と連携し、集団健診を実施しています。2022年度は、愛媛県今治市、松山市では集団健診を2回実施したため、この地域にお住いの船員保険の被扶養者に対し、集団健診の案内を2回行いました。

¹² 船員手帳の健康証明は、地方運輸局の指定を受けた医師が所定の検査の結果に基づき行うものであり、有効期間は1年とされています。

【(図表 4-29) 協会けんぽと連携した特定健康診査実施状況】

県	市区町村	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
青森県	八戸市	○	○	○	○
岩手県	宮古市		○	○	○
長崎県	長崎市	○	○	○	
	佐世保市		○	○	
	平戸市			○	
	松浦市			○	
愛媛県	今治市		○	○	○
	松山市		○	○	○
大分県	大分市	○	○	○	○

以上のような取組を行い、被保険者の生活習慣病予防健診について、2021 年度と比較すると、受診者数は 69 人増の 15,812 人となり、また、健診実施率は、1.5%ポイント増の 46.4% (2019 (令和元) 年度と比べて 3.0%ポイント増) となりましたが、K P I (生活習慣病予防健診受診率 48%以上) は達成できませんでした (図表 4-31 参照)。

船員手帳健康証明書データについても、2021 年度と比べて 3.6%ポイント減の 17.9% (2019 年度と比べて 7.6%ポイント減) となり、K P I (健康証明書データ取得率 32%以上) は達成することができませんでした (図表 4-31 参照)。

被扶養者の特定健康診査についても 2021 年度と比較すると、受診者数は 22 人増の 5,219 人となり、また、健診実施率は、2021 年度と比べて 2.1%ポイント増の 28.9% (2019 年度と比べて 3.8%ポイント増) となりましたが、K P I (被扶養者特定健診受診率 32%以上) は達成できませんでした (図表 4-31 参照)。

加入者全体の特定健康診査実施率は、健康証明書データ取得率低下の影響を受け、2021 年度と比べて 0.3%ポイント減の 52.0% (2019 年度と比べて 0.7%ポイント減) となり、2022 年度の実施目標 (62%) は達成できませんでした。

実施目標の達成に向け、健診受診環境の整備、効果的な受診勧奨及び健康証明書データの収集方策の検討、国土交通省及び船員の健康づくり宣言にエントリーしている船舶所有者や関係団体等との協働により、健診実施率の向上に努めていきます。

(2) 特定保健指導の実施率の向上

特定保健指導については、生活習慣病予防健診と併せて実施している健診実施機関に加えて、特定保健指導を全国で実施する外部事業者を活用し実施しています。

2022 (令和 4) 年度は、健診実施機関において、健診当日の初回面談の分割実施¹³を積極的に行ったほか、巡回健診実施時に保健師等が同行し初回面談を行い、実施率の向上に努めました。また、特定保健指導の利用券発送の業務プロセスを見直し、健診当日に初回面談が実施できなかった方については、2021 (令和 3) 年度以前より 1.5 月早く案内できるよう改善しました。

¹³ 健診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる方に対して、把握できる情報 (腹囲・体重、血圧、問診票の回答を含めた既往歴、前年度の健診結果等) をもとに初回面接を行うことをいいます。

新規の取組としては、利用券発送後に対象者への電話による利用勧奨を行いました。利用勧奨にあたっては、利用者の利便性向上及び新型コロナウイルス感染防止の観点から、スマートフォン等のビデオ通話機能を活用したオンライン面談による特定保健指導を積極的に案内し、2022年6月からは、申込みもオンラインで行えるよう整備しました。

その結果、初回面談の分割実施件数は、2021年度と比べて142件増の882件、また、ICTを利用した特定保健指導の実施件数は、2021年度と比べて88件増の298件となりました（図表4-30参照）。

【(図表 4-30) 初回面談の分割実施とICTを利用した特定保健指導の実施状況】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
初回面談分割実施数	594	687	740	882
ICT利用面談数	4	191	210	298

このような取組を行った結果、被保険者の特定保健指導実施率は、2021年度と比べて0.7%ポイント増の13.7%（2019年度と比べて5.4%ポイント増）となりましたが、KPI（被保険者の特定保健指導実施率28%以上）は達成できませんでした（図表4-31参照）。

また、被扶養者の特定保健指導実施率も、2021年度と比べて0.7%ポイント減の21.8%（2019年度と比べて4.1%ポイント増）となり、KPI（被扶養者の特定保健指導実施率24.7%以上）を達成できませんでした（図表4-31参照）。

加入者全体の特定保健指導実施率は、2021年度と比べて0.6%ポイント増の14.2%（2019年度と比べて5.4%ポイント増）となりましたが、2022年度の実施目標（27%）は達成できませんでした。

実施目標の達成に向け、初回面談の分割実施体制の拡大、ICTを利用した特定保健指導の充実等を通じ、特定保健指導実施率の更なる向上に努めていきます。

【(図表 4-31) 生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実績】

	2020年度		2021年度		2022年度		2021年度比		
	[対象者] [受診者]	実施率	[対象者] [受診者]	実施率	[対象者] [受診者]	実施率	受診者数	実施率	
生活習慣病予防健診 (被保険者) 40～74歳	[対象者] 35,617人 [受診者] 15,133人	42.5%	[対象者] 35,031人 [受診者] 15,743人	44.9%	[対象者] 34,058人 [受診者] 15,812人	46.4%	69人	1.5%	
船員手帳健康証明書 データ取得率 40～74歳	[対象者] 35,617人 [受診者] 8,807人	24.7%	[対象者] 35,031人 [受診者] 7,516人	21.5%	[対象者] 34,058人 [受診者] 6,085人	17.9%	▲ 1,431人	▲3.6%	
生活習慣病予防健診 (被保険者) 35～39歳	[対象者] 4,779人 [受診者] 2,328人	48.7%	[対象者] 4,712人 [受診者] 2,348人	49.8%	[対象者] 4,724人 [受診者] 2,354人	49.8%	6人	0.0%	
特定健康診査 (被扶養者) 40～74歳	[対象者] 20,380人 [受診者] 4,969人	24.4%	[対象者] 19,416人 [受診者] 5,197人	26.8%	[対象者] 18,071人 [受診者] 5,219人	28.9%	22人	2.1%	
特定保健指導 (被保険者)	初回 面談	[対象者] 9,357人 [受診者] 1,639人	17.5%	[対象者] 8,609人 [受診者] 1,770人	20.6%	[対象者] 7,924人 [受診者] 1,676人	21.2%	▲ 94人	0.6%
	3か月後 評価	1,027人	11.0%	1,121人	13.0%	1,088人	13.7%	▲ 33人	0.7%
特定保健指導 (被扶養者)	初回 面談	[対象者] 569人 [受診者] 156人	27.4%	[対象者] 560人 [受診者] 137人	24.5%	[対象者] 510人 [受診者] 146人	28.6%	9人	4.1%
	3か月後 評価	118人	20.7%	126人	22.5%	111人	21.8%	▲ 15人	▲0.7%

※1 生活習慣病予防健診を含む特定健診については、当該年度末時点の年齢要件に該当する加入者（独立行政法人等職員被保険者を除く。）を「(対象者)」とし、当該年度中に受診した者を「(受診者)」としています。

(3) 加入者の健康意識向上に対する支援

i) 健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供

船員保険では、生活習慣病予防健診等を受診しても健診結果を見ていない、又は覚えていないという受診者が多い現状を踏まえ、健診結果に関心が低い方の意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを作成し、配付しています（図表 4-32 参照）。

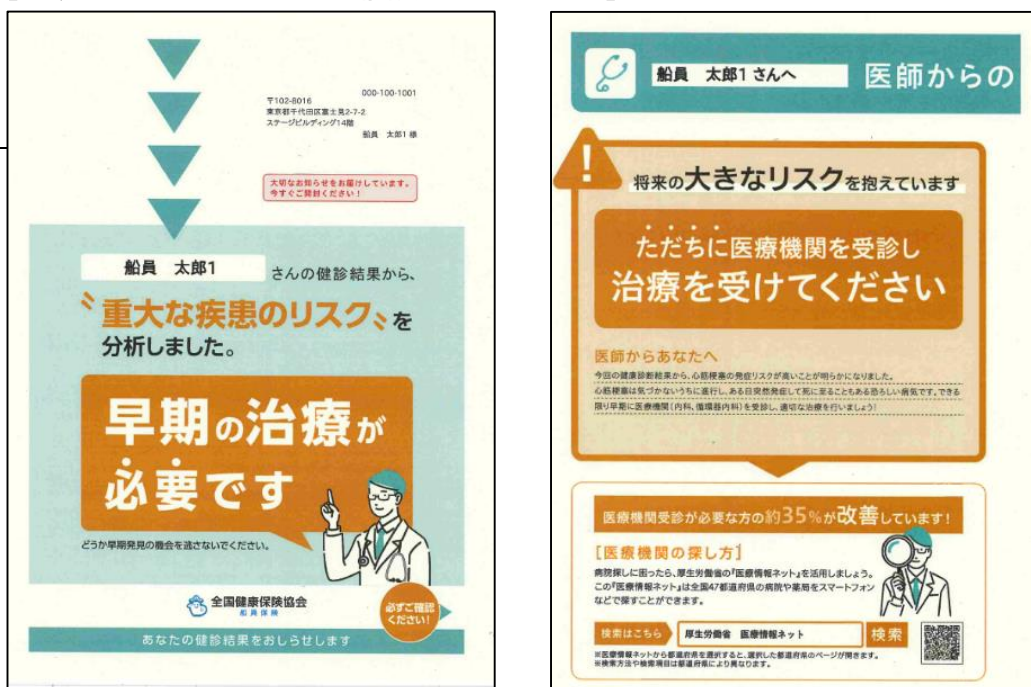
2022（令和 4）年度は、2022 年 4 月から 2023（令和 5）年 3 月までの間に、生活習慣病予防健診や特定健診を受診された方、又は船員手帳健康証明書データ（証明日が 2022 年度中のもの）の提供があった方、合計 9,138 人に、以下の 5 つの健康リスクに応じた情報提供を行いました。

【健康リスク】

- ① 生活習慣病で医療機関を受診している確認が取れない方で、糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、速やかに医療機関を受診していただきたい方
- ② 糖尿病、脂質異常症、高血圧のいずれかで医療機関を受診していただいているが、検査数値から見て、継続して医療機関を受診していただきたい方
- ③ 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導（積極的支援）をご利用いただきたい方
- ④ 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導（動機づけ支援）をご利用いただきたい方
- ⑤ 糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、まずは生活習慣の改善に取り組んでいただきたい方

医療機関への受診勧奨を行った 1,048 人（上記、【健康リスク】の①、②）のうち、2023 年 3 月末時点で 16.0%にあたる 168 人について医療機関の受診が確認できました。受診率は 2021（令和 3）年度と比べて、0.2%ポイント上昇しました。

【(図表 4-32) オーダーメイドの情報提供リーフレット】



ii) 船員保険健康アプリの導入

効果的な健康づくりには、自身の健診結果に対する正しい理解が必要不可欠です。そこで、生活に身近な存在となっているスマートフォン等のアプリを通じて、健診結果に対する理解促進を図り、ヘルスリテラシーの一層の向上を促す「船員保険健康アプリ」の運用を2022年11月より開始しました。

このアプリには、自身の健診結果と健診結果に合わせた個別アドバイスの閲覧、医師や著名人から信頼性のある多彩な健康情報の配信や船員保険部から制度改正等の最新情報を配信するほか、歩数の記録ができる等の健康づくりに有用な機能が多く備わっています。

アプリの運用開始後、全ての船舶所有者へチラシ（図表 4-33 参照）とポスターを送付するとともに、ホームページへの掲載、メールマガジンの配信、リーフレットへの掲載等の船員保険部が持つ様々な広報チャンネルを活用して周知した結果、アプリ登録者数は2023年3月末時点で394名となっています。

今後は健診結果表へのチラシ同封や健診受診者への登録勧奨を行うことで登録者数の増加を図りつつ、加入者の健康づくりに資する情報配信を積極的に行っていきます。

【(図表 4-33) 船員保険健康アプリのチラシ】

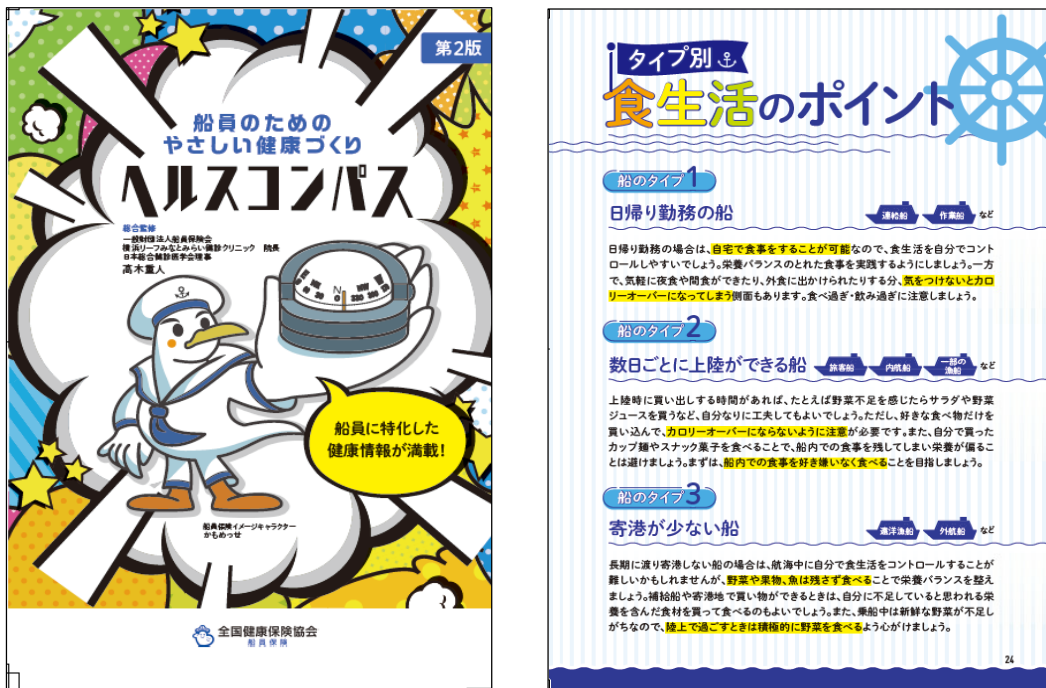


iii) 船員のための健康づくり冊子「ヘルスコンパス」の作成・配付

船舶所有者及び被保険者のヘルスリテラシーの一層の向上を目的として、船員のための健康づくり冊子「ヘルスコンパス」を6年ぶりに作成し、全ての船舶所有者（4,104部）と被保険者（57,049部）へ配付しました（合計61,153部）。

同封したアンケートの回答結果を見ると、「内容がわかりやすく大変参考になった」、「これからの健康づくりに役立てたい」等のお声をいただいたほか、「所有している船舶の数だけ追加で送ってほしい」という電話によるお問い合わせも数多くいただき、ご好評をいただきました。

【(図表 4-34) 船員のための健康づくり冊子「ヘルスコンパス」(抜粋)】



iv) 電話健康相談の実施

加入者の健康づくりをサポートするため、健康やメンタルヘルスについて気軽にご相談いただける「船員保険電話健康相談」を実施しています。また、2022年度はLINEの公式アカウントを開設し、LINEを入り口にしたチャット相談サービスを新たに提供することで加入者の利便性の向上に努めました。

なお、利用案内カード(図表 4-35 参照)を作成し保険証に同封したほか、利用案内マグネットを作成し全ての船舶所有者及び被保険者へ配付、ホームページや関係団体の機関誌等を通じて広報を行った結果、気になる体の症状や受診すべき診療科の選び方等についての相談が280件(前年度比36件増)寄せられました。

陸から離れた船上という特殊な環境下で働く船員にとって、陸上労働者と比べて医療へのアクセスは容易ではありません。この電話健康相談は船上からでもご利用いただけるため、船員の労働環境の改善や健康確保の面から、遠隔医療の選択肢の一つとして認知していただけるよう、引き続き周知・広報を行ってまいります。

【(図表 4-35) 電話健康相談利用案内カード】



(4) 加入者の禁煙に対する支援

i) 禁煙支援に関する情報提供等

船員保険加入者は他の医療保険加入者と比べて喫煙率が高い傾向にあることから、第2期船員保険データヘルス計画では「喫煙対策」を重点事項として掲げ、禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、スマートフォン等を活用したオンラインによる禁煙プログラム（船員保険卒煙プロジェクト）を実施しています。

プログラム参加者は通年で募集を行っており、2022（令和4）年度は、5月の世界禁煙デーに合わせて全ての被保険者（55,929人）へダイレクトメールを送付するとともに、8月に船舶所有者向けの船員保険通信にポスターを同封し送付する等、参加者の募集を行いました（図表4-36参照）。また、プログラム終了間近で面談予約がなされていない参加者に対して面談を勧奨する文書を送付し、プログラム終了者の確保にも努めました。

このような取組の結果、2022年度中にプログラムを終了した方は、2023（令和5）年3月末時点で126人とKPI（オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者120人以上）を達成しました。また、プログラム終了者のうち73人の方が禁煙に成功し、禁煙成功率は約57.9%となりました。

なお、プログラムへの参加のため2022年度中にアプリ登録をしたものの、参加資格がなかった方や、乗船スケジュールや禁煙意欲の低下等によりプログラムの開始に至らなかった方が67人、途中解約となった方が25人、2023年4月以降もプログラム継続中の方は89人です。

2022年度に本事業に要した外部委託費用は約5.2百万円¹⁴、¹⁵でしたが、禁煙してから一定期間を経過した後に医療費は徐々に減少していくと見込まれます。将来的な年間の1人当たり医療費削減額を5万円¹⁶とし、例えば100人が禁煙に成功したとすると、年間5.0百万円の医療費抑制効果が見込まれ、またその効果は複数年にわたって持続すると考えられる¹⁷ことから、本事業への参加者及び成功者を増加させることは、加入者の健康増進に加え、保険財政の観点からも有益と考えられます。

このほか、禁煙支援に関する情報提供として、健診受診時の問診で「喫煙している」と回答した5,162人に、喫煙習慣が自身や周囲の健康に及ぼす悪影響に関するリーフレットを送付するとともに、オンライン禁煙プログラムの周知を行いました。

¹⁴ 「外部委託費用」とは、プログラム参加者の面談に要した費用をいい、プログラムの企画設計費等の固定経費や参加者募集のための広報に要する費用は含みません。

¹⁵ 2022年度中にプログラムを終了（途中解約者を含む）した参加者の費用対効果を明示するため、2022年度の外部委託費用約8.8百万円から、2023年4月以降もプログラム継続中の参加者に要した費用約3.6百万円を除いた金額を記載しています。

¹⁶ 厚生労働科学研究費補助金（第3次対がん総合戦略研究事業）分担研究報告書「職域における効果的な禁煙支援法の開発と普及のための制度化に関する研究（平成18（2006）年4月）」を参考に仮定したものです。

¹⁷ 2020年度以降に参加された成功者138名について、2022年8月にプログラム完了後の禁煙状況のアンケートを送付したところ、30名の成功者から回答をいただき、その全員が禁煙を継続されていることがわかりました。

【(図表 4-36) 船員保険卒煙プロジェクトリーフレット】



(5) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援

i) 健康度カルテの作成・配付

船舶所有者が自社船員の抱える健康課題を把握し、健康づくりの取組の参考として活用していただくため、「健康度カルテ」を毎年度作成しています（図表 4-37 参照）。

2022（令和 4）年度は、健診結果等^{*}に基づき①重篤疾病リスク②生活習慣病リスク③生活習慣④健康診断・特定保健指導の 4 つの項目により、船舶所有者単位で会社の健康度を判定し、その結果を 691 の船舶所有者に送付しました。

【判定項目】

判定項目	目的	主なデータ
①重篤疾病リスク	健康危険度や労働損失を把握	・生活習慣病患者数の経年変化 ・要再検査・要受診者のうち、医療機関未受診者の人数
②生活習慣病リスク	生活習慣病発症の可能性を把握	・メタボ該当者や生活習慣病リスク（血圧、血糖、脂質、肝機能）の経年変化
③生活習慣	生活習慣病を発症させる背景を把握	・生活習慣リスク（喫煙、飲酒、運動、睡眠・休養、朝食）
④健康診断・特定保健指導	健康意識を把握	・健診受診率、船員手帳健康証明書データ提出率の経年変化 ・特定保健指導対象者の割合 ・特定保健指導利用率の経年変化

^{*} 2019（平成 31）年度から 2021（令和 3）年度までの間の健診に関するデータ、特定保健指導に関するデータ、レセプトデータを参照しています。

【(図表 4-37) 健康度カルテ】



ii) 出前健康講座の実施

船員が研修や会合等で集まる機会に講師を派遣し、健康づくり等に関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座を実施しています。

講座のテーマは、船舶所有者や参加される被保険者の要望を踏まえながら、健康づくりに積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう、生活習慣病対策、メンタルヘルス対策としました。

2022年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限が一定程度緩和され、2021（令和3）年度より広報の回数を増やした結果、申込み数が増加し年間19回（前年度比16回増）実施しました（図表 4-38 参照）。

受講後のアンケート結果では、講座の満足度について、「とても満足」、「おおむね満足」とご回答いただいた方が約96%を占めました（図表 4-40 参照）。また、「受講後に生活習慣やメンタルヘルスの改善に取り組もうと思うか」との問いに対して、「取り組もうと思う」と回答した方が約8割を占めたほか、「今後役立つことばかりだった」「心と身体は繋がっていることがよくわかりました」など、前向きなお声を多くいただきました。

今後も船員のヘルスリテラシー向上を図るために講座開催を推進していきます。

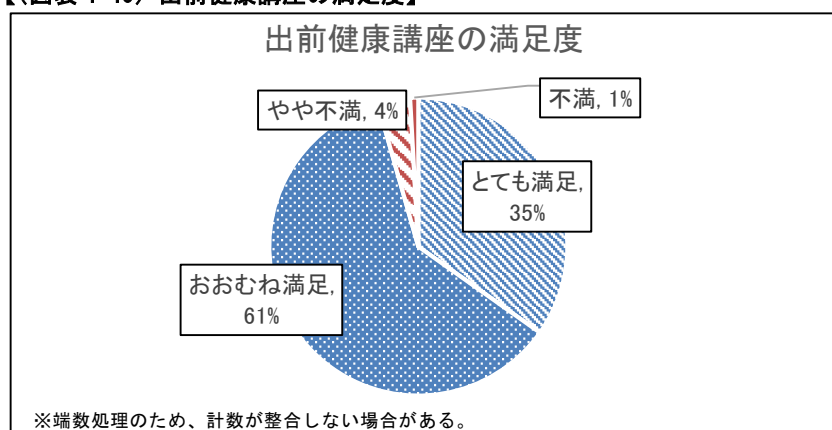
【(図表 4-38) 出前健康講座の実施状況】

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
実施回数	26回	25回	32回	33回	5回	3回	19回
参加人数	1,114人	1,265人	1,271人	1,253人	182人	46人	466人

【(図表 4-39) 2022 年度の出前健康講座実施状況の内訳】

開催月	開催場所	テーマ	人数	開催月	開催場所	テーマ	人数
4月	兵庫県	メンタルヘルス	6	11月	東京都	メンタルヘルス	35
4月	兵庫県	メンタルヘルス	6	11月	愛媛県	メンタルヘルス	17
6月	広島県	メンタルヘルス	18	11月	大分県	メンタルヘルス	12
6月	広島県	メンタルヘルス	18	12月	愛媛県	メンタルヘルス	17
7月	愛媛県	生活習慣病	15	12月	福岡県	メンタルヘルス	24
7月	宮城県	メンタルヘルス	34	12月	広島県	生活習慣病	35
8月	京都府	メンタルヘルス	25	2月	広島県	生活習慣病	53
9月	山口県	メンタルヘルス	23	3月	鹿児島県	メンタルヘルス	29
9月	新潟県	生活習慣病	50	3月	鹿児島県	生活習慣病	29
9月	東京都	生活習慣病	20	合計			466

【(図表 4-40) 出前健康講座の満足度】



iii) 船員養成校での健康に関する特別講義の開催

船員は陸上勤務者よりも高ストレス者が多いという背景から、今後船員保険への加入が見込まれる海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、メンタルヘルスに関する特別講義を開催しています。

2022年度は、2021年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインによる講座の提供も併用しつつ、海上技術学校等や東海大学海洋学部で計23回実施（うち13回は練習船内で実施）し、1,082人の学生に受講していただきました（図表4-41参照）。

講義内容は、船上という限られた空間での集団生活や、不規則な勤務形態となる特殊な労働環境を踏まえたメンタルヘルスケア、船内におけるコミュニケーションの取り方及びストレス発散の方法等を中心とし、練習船における乗船経験後に受講する学生に対しては、乗船して初めて感じるストレスの要因を受講者間で共有し発表するワークを取り入れる内容としました。

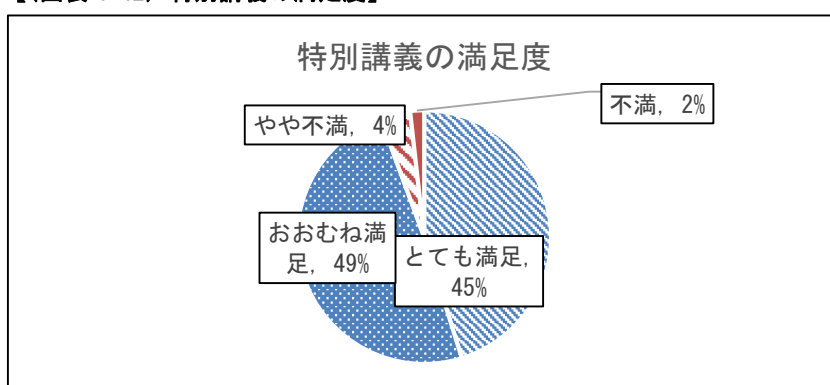
受講後のアンケート結果では、講座の満足度について、「とても満足」、「おおむね満足」とご回答いただいた方が約94%を占めました（図表4-42参照）。また、「陸上とは全く別の生活なため、ストレスを感じたらリラクゼーション法をしようと思う。」「ほかの人の話を聞いて、悩んでいることがあるのは自分だけではないと感じました。」など、前向きなお声を

多くいただきました。

【(図表 4-41) 2022 年度の特別講義の実施状況】

開催場所	開催日	人数
①練習船日本丸（1回目）	2022年4月19日	56人
②練習船日本丸（2回目）	2022年4月19日	56人
③練習船銀河丸	2022年5月16日	37人
④練習船大成丸（1回目）	2022年5月27日	74人
⑤練習船大成丸（2回目）	2022年5月27日	41人
⑥練習船海王丸	2022年5月28日	42人
⑦練習船青雲丸	2022年5月30日	84人
⑧海技大学校（1回目）（兵庫県）	2022年9月9日	13人
⑨国立館山海上技術学校（千葉県）	2022年10月14日	35人
⑩国立小樽海上技術短期大学校（北海道）	2022年11月21日	38人
⑪国立唐津海上技術学校（佐賀県）	2022年12月1日	43人
⑫国立口之津海上技術学校（長崎県）	2022年12月9日	24人
⑬海技大学校（2回目）（兵庫県）	2022年12月9日	33人
⑭国立波方海上技術短期大学校（愛媛県）	2022年12月14日	85人
⑮国立清水海上技術短期大学校（静岡県）	2022年12月19日	107人
⑯国立宮古海上技術短期大学校（岩手県）	2022年12月20日	41人
⑰東海大学海洋学部（静岡県）	2023年1月18日	17人
⑱練習船大成丸	2023年2月9日	51人
⑲練習船大成丸	2023年2月9日	51人
⑳練習船銀河丸	2023年2月10日	38人
㉑練習船青雲丸	2023年2月17日	51人
㉒練習船青雲丸	2023年2月17日	50人
㉓練習船海王丸	2023年2月17日	15人
	合計	1,082人

【(図表 4-42) 特別講義の満足度】



(6) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進

i) 船員の健康づくり宣言（プロジェクト“S”）

船員の健康づくりに関しては、船舶所有者が自社船員の健康課題を適切に把握し、その課題解消に向けた健康づくりを行うことが重要になります。こうした取組を船員保険部が支援する「船員の健康づくり宣言」のエントリー募集を、2020（令和2）年9月から開始しました。エントリー数は2021（令和3）年4月時点では3社でしたが、2021年度中にスキームの

見直しを図り2コース制¹⁸としました。また、2022（令和4）年度は、海事局や船員災害防止協会が主催するイベントにおいて積極的に講演を実施等により、2023（令和5）年3月末時点でエントリー数が110社となり、K P I（参加船舶所有者数90社以上）を達成することができました。

健康づくりの取組は、振り返りと今後に向けた改善を継続的に行うことも重要です。ご参加いただいた船舶所有者への継続的な支援は勿論のこと、取組を振り返るツールを提供すること等を通じ、健康づくりの取組の充実化を図っていきます。また、産業医の支援が受けられる等の本事業のメリットや好事例集の提供等周知・広報を強化し、より多くの船舶所有者に参加いただけるよう引き続き検討を進めていきます。

【(図表 4-43) 船員の健康づくり宣言リーフレット】

↓ 全国健康保険協会船員保険部からの大事なお知らせ ↓

**船員
健康づくり宣言!**

**自社船員の健康づくり
できることから始めてみませんか?**

船員保険部が自社船員の健康づくりをサポートします!

長期に陸上を離れ、家族や社会から切り離された過酷な環境で就労する船員においては、なかなか健康づくりを進めることが困難な状況であると認識しています。
そこで、まずは船員の健康意識の向上や、健康づくりを始める雰囲気醸成など、簡単に無理なく実施できる取り組みからサポートさせていただき、船員の健康づくり宣言に係る支援内容を次ページのとおりご用意いたしました。

船員の働き方改革を進めるにあたって

船員の働き方改革が求められており、船員の健康づくりを進めることも重要です。船員の健康づくり宣言は、船員の健康づくりのため、健診の推進や産業医の利用促進などを無理なく有意義に進めていただくためにご利用いただくことも想定しています。
「船員の健康づくりを始めたけど、何から取り組めばいいかわからないや」、「現在の業務を増やしたくない」といったお悩みをお持ちの船舶所有者様も、まずはエントリーすることから始めてみませんか?

選べる2つのコースで、無理なく始められます!

【シンプルコースの基本的な流れ (イメージ)】

まずは簡単かつ手軽に!
できることからチャレンジ!!

シンプルコース

エントリー時に、取り組みそうな項目を選択いただき、船員保険部の支援メニュー等もご利用いただきながら、できることからチャレンジしてみてください!

エントリー

健康づくり実践
※エントリー時に選択した項目を中心に健康づくりにチャレンジしましょう!

毎年
チャレンジ!

取り組みの振り返り

船員保険部より...

↓定期的に健康づくりの情報をお届けします!
↓必要に応じて、半年後、1年後に専門職(保健師・管理栄養士)からのアドバイスをご提供します!

【アクティブコースの基本的な流れ (イメージ)】

専門職からのアドバイスを受けて積極的にチャレンジ!!

アクティブコース

自社船員の健康課題を専門職と共有し、どのような対策が必要か、無理なく健康づくりを進めるためにどうするべきか、的確なアドバイスを受けます!

エントリー

初回オンライン面談
※健康課題の把握、支援メニューの紹介、改善の提案等

健康づくり実践
※エントリー時に選択した項目を中心に健康づくりにチャレンジしましょう!

毎年
チャレンジ!

フォローアップ面談
※エントリーから約2か月後、及び1年後

船員保険部より...

↓定期的に健康づくりの情報をお届けします!
↓定期面談以外でも、専門職へのご相談を承ります!

【(図表 4-44) 船員の健康づくり宣言エントリー証】



¹⁸ 船員の健康づくり宣言は、船員保険部からの健康づくりに関する情報提供を活用して出来ることから実践する「シンプルコース」と、専門職と自社の健康課題を洗い出し、対策を立てることにより効果的な健康づくりの取組を実践する「アクティブコース」があります。

ii) 「船員の健康づくり宣言」に関する鼎談の実施

2023年4月より改正船員法施行規則等が施行されることから、船員保険部では、船員の働き方改革や健康確保に向け、各関係者との連携を深め、各種取組を推進しています。船員の健康づくりの重要性や船員保険部の取組内容を広く周知するため、船員保険部、国土交通省海事局、株式会社商船三井の三者で船員の健康づくりに関する鼎談を行い、2023年3月31日付の日本海事新聞で特集していただきました（図表4-45参照）。

鼎談では、国土交通省海事局から産業医による健康管理や健康検査結果の把握等の改正事項の説明とこれからの船舶所有者の役割についてお話しいただきました。また、株式会社商船三井からは、船舶所有者の立場から自社での健康づくりの考え方や取組をご紹介いただいたほか、日本船主協会としての立場からも、法令改正に業界が対応していけるよう国土交通省のガイドライン作成への協力を行っていること等をお話しいただきました。

船員保険部は、船員の健康づくりの重要性や「船員の健康づくり宣言」を紹介し、すべての船舶所有者が行う健康づくりの取組を船員保険部が支援していくことについてお話しました。

【(図表4-45) 船員のための健康づくりに関する鼎談（日本海事新聞 2023年3月31日発行）】

全国健康保険協会 船員保険部

船員の健康づくり宣言

4月から新制度



全国健康保険協会理事 **川野 宇宏氏**
 商船三井常務執行役員 **谷本 光央氏**
 国土交通省海事局船員政策課産業保健企画官 **佐野 耕作氏**

昨年4月、船員の働き方改革実施に向け、改正船員法が施行された。今年4月1日から同時に、船員の健康確保を目的とした、船員保険部が取り組む「船員の健康づくり」について、全国健康保険協会の理事 宇宏理事（船員事務担当）、国土交通省海事局船員政策課産業保健企画官 佐野官、商船三井の常務執行役員から鼎談を行った。

2023年4月から「船員の健康確保」も新しくなります！

1 産業医による健康管理等

船主船長等が、産業医を選任し、健康診断による船内巡回、健康教育・指導等

2 過重労働に係る面接指導

船主船長等が、疲労度等を把握し、必要に応じて船員への面接指導等

3 メンタルヘルス対策

毎年1回の診断等によるストレスチェック
過重ストレス等への面接による面接指導等

4 健康検査結果の活用

健康診断等を受けた船員の健康検査の結果を基に、船員の健康状態を把握

新制度の詳細は、国土交通省のウェブページをご覧ください。

【船員の健康づくり宣言】

（アクティブコースの例）

鼎談を通じて知った健康課題をクリアしながら健康経営優良法人認定を目指すコース

船員の健康づくり宣言申し込み

はじめの面談

さまざまな支援メニュー等を活用しながら健康づくり

フォローアップ面談

健康経営優良法人認定に向けたフォローも実施します

健康経営優良法人認定に必要となるポイント

- 1 健康診断（イメーグ）の実施
- 2 本人同意を得ることや健康診断、面接につなげる
- 3 船員の健康状態を、パフォーマンスの向上（生産性向上）につなげる

4月から新たに船員の健康確保を目的とした船員法施行規則等が施行されます！

船主船長等の皆さま

自社船員の健康づくりに一緒に取り組みませんか？

～船員の健康づくり宣言～



船員の健康づくり宣言

申込書（エントリシート）ダウンロードはこちら！

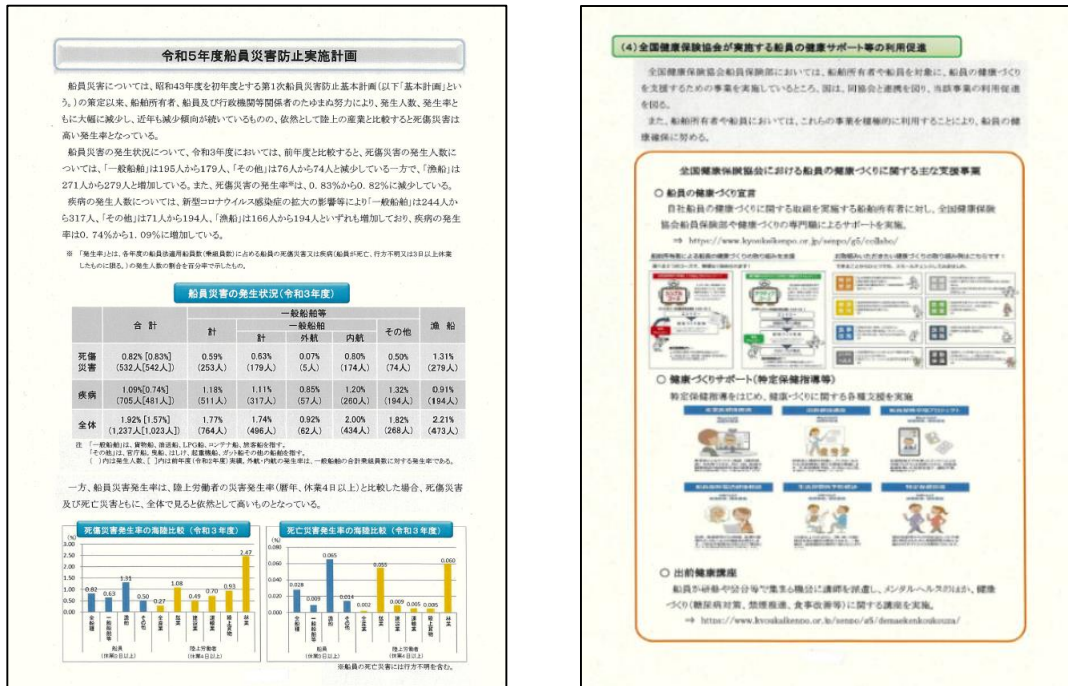
船員の健康づくり宣言とは 船員保険部のサポートを受けながら、船員の健康づくりを実現していくものです。詳細は本ページの記事、船員保険部ホームページをご覧ください。下記問い合わせ先までお問い合わせください。

全国健康保険協会 船員保険部 | 船員の健康づくり宣言 | お問い合わせ先: 〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 スタービルディング14号 TEL 03-6822-3030

iii) 船員災害防止実施計画での紹介

2023年4月より船員向け産業医制度等を内容とする船員の健康確保に関する改正船員法施行規則等が施行されます。国土交通大臣が作成する令和5年度船員災害防止実施計画において、船員保険部の「船員の健康づくり宣言」等を国も連携して推進する旨が初めて明記されました（図表4-46参照）。引き続き、国土交通省、地方運輸局、船員災害防止協会等の関係省庁や機関、船舶所有者と連携し、船員の健康づくりを推進していきます。

【(図表 4-46) 令和5年度船員災害防止実施計画（抜粋）】



iv) 「船員の健康づくり宣言」のご案内等の送付

船員保険部が実施している「船員の健康づくり宣言」に取り組む意義やメリット等への理解を深めてご活用いただけるよう、すでにエントリーされている船舶所有者の取組を好事例として紹介した冊子や、日本海事新聞に掲載された「船員の健康づくり宣言」に関する鼎談記事等を、改正船員法施行規則等の施行に合わせてエントリーされていない船舶所有者へ送付しました。

今後の船員の健康づくりの取組の柱は、船舶所有者と協働で実施する「船員の健康づくり宣言」です。この取組へのエントリーの増加を通じ、船員の健康づくりを推進していきます。

【(図表 4-47)「船員の健康づくり宣言」のご案内 (抜粋)】



《配付部数》約 4,000 部

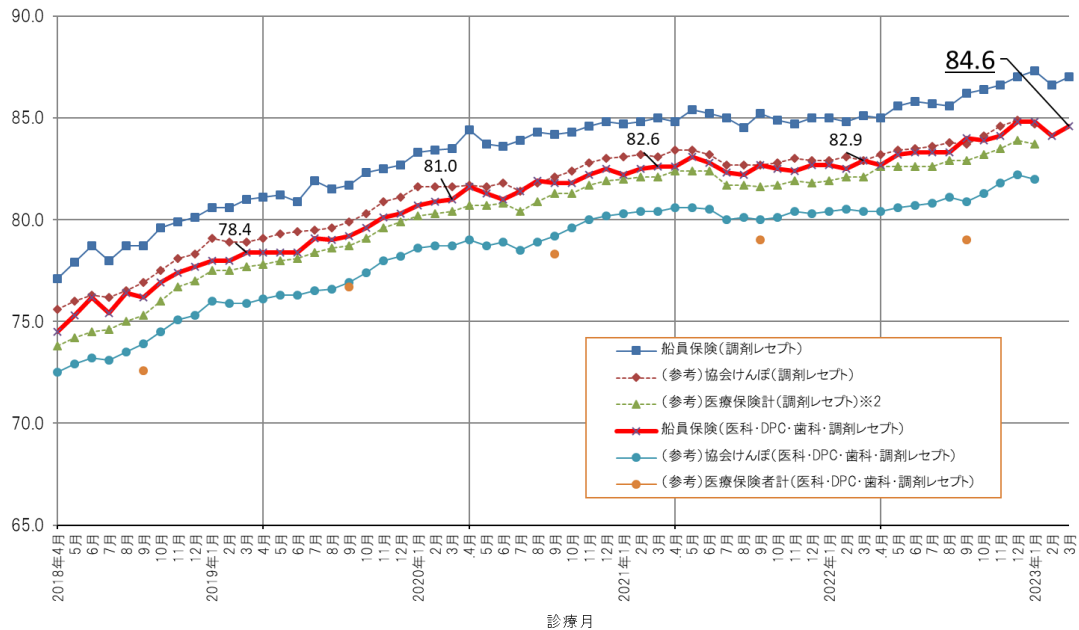
(7) ジェネリック医薬品の使用促進

加入者の薬代負担の軽減や船員保険財政の改善につながるジェネリック医薬品の使用を促進するため、ジェネリック医薬品軽減額広報リーフレットの送付、ジェネリック医薬品希望シールの配付を行ったほか、ホームページや関係団体の機関誌等を活用してジェネリック医薬品に関する広報を実施しています。

2022 (令和 4) 年度は、i)、ii) による取組を行った結果、2023 (令和 5) 年 3 月診療分のジェネリック医薬品の使用割合は 84.6% となり、K P I (ジェネリック医薬品使用割合 84% 以上) を達成しました (図表 4-48 参照)。

なお、2020 (令和 2) 年度後半から、一部のジェネリック医薬品製造販売企業における製造管理及び品質管理体制の不備により、医薬品製造販売業者各社による自社の製品の供給を継続するための出荷調整が広範に実施されています。このような状況下においても、ジェネリック医薬品の使用割合は着実に上昇しています。

【(図表 4-48) ジェネリック医薬品使用割合 (数量ベース)】



※1. [(後発医薬品の数量) / ((後発医薬品のある先発医薬品の数量) + (後発医薬品の数量))] で算出しています。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」によります。
 ※2. 医療保険計(公費負担医療を含む)は厚生労働省調べです。
 ※3. 後発医薬品の収載月(6月と12月)には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、新指標による後発医薬品割合が低くなる場合があります。

i) ジェネリック医薬品軽減額広報の実施

従来、服用されている先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減可能な自己負担額をお知らせする取組（以下、「ジェネリック医薬品軽減額通知」という。）を実施していましたが、ジェネリック医薬品が広く普及した結果、以前ほどジェネリック医薬品軽減額通知が加入者の切替行動に影響を与えているとは言えない状況を踏まえ、2022年度はジェネリック医薬品軽減額通知の発送を止め、一般的に処方される先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額の例等を記載したリーフレットによる広報を実施しました（図表 4-49 参照）。

なお、リーフレットには、長期乗船に伴う長期処方を受ける場合に、ジェネリック医薬品が選ばれる割合が高いこと等の船員特有の分析結果を記載する等、これまで以上に使用促進を図るため、船員の実態を踏まえた工夫を行いました。

【(図表 4-49) ジェネリック医薬品軽減額広報リーフレット】

ジェネリック医薬品に切り替えませんか?

1 今年の医療費も結構高かったのね。私も手帳を見ても今年も高いし、今はお薬も高くなっていて心配が止まらない。

2 そうですね。「医療費のお知らせ」と一緒にジェネリック医薬品のチラシも入っています。読んでみて、お薬を安くおさめたいなら、医療費を安くおさめたいですね。

3 「ジェネリック医薬品に切り替えませんか?」です。同じお薬でも、薬が安くなっているんですよ。よく分かっておられるのですね。

4 今確認すると、私の手帳のジェネリック医薬品に切り替えたら、お薬も安くおさめたいですね。お薬も安くおさめたいですね。

ジェネリック医薬品に切り替えた場合、医療費の負担を軽減できる可能性があります!

▼ 例えは、以下の薬で処方されるお薬をジェネリック医薬品に変えると…

ムコスタ錠500mg	11,209円(1箱)	→	カルボシステイン錠500mg	6,909円(1箱)	これだけで毎月お薬代が約4,300円節約できる
トランサミン錠500mg	15,339円(1箱)	→	トランサミン錠500mg	9,591円(1箱)	お薬代が約5,748円節約できる
アムロジウム錠5mg	41,659円(1箱)	→	ジェネリックアムロジウム錠5mg	11,489円(1箱)	お薬代が約30,170円節約できる
ヒドコイド錠20錠(0.3%)	20,195円(1錠)	→	ペパリン錠(0.3%)	3,775円(1錠)	お薬代が約16,420円節約できる

一度に長期間のお薬を処方されている方へ

長期療養のため、一度に何日分のお薬がまとめて処方される(処方日数が多い)場合は、ジェネリック医薬品に切り替えていただくことで、高額なお支払いの軽減をより実感できます。

処方日数が多いお薬のジェネリック医薬品割合の比較

処方日数が多いお薬のジェネリック医薬品割合	ジェネリック医薬品割合
20.2%	13.6%
79.8%	86.4%

ジェネリック医薬品とは

先に開発された薬の特許が切れた後、同じ有効成分を使って他の製薬会社で製造する医薬品です。**有効性・安全性・品質が同等**であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っており、薬の小型化や飲みやすいものもあります。

医療費負担軽減につながります

薬の開発には時間とコストがかかりますが、ジェネリック医薬品は先に他社で開発された薬をベースに製造しているため、一般的に**価格が安く**抑えられています。そのため医療機関や薬局でジェネリック医薬品を選択すれば、医療費の窓口負担軽減につながります。現在、多くの方がジェネリック医薬品を選択しておられます。ご家族にもおすすめください。

ジェネリック医薬品にするには

ご希望の場合は、医師や薬剤師にジェネリック医薬品に切り替えできかご相談ください。

ジェネリック医薬品の供給状況について

現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されている場合がございます。切り替えを希望される方は、医師や薬剤師とよくご相談ください。

全国健康保険協会 職員 後援

〒102-8616 東京都千代田区千代田2-2-1 スタービルディング4階
☎03-6662-3060 (受付 9時～17時)

〒0570-3008 東京都足立区北千住1-1-1 北千住駅前ビル10階
☎0570-300-800 (受付 9時～17時)

ii) シールの配付

ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼ることができるジェネリック医薬品希望シールを保険証の新規交付時に同封して約 37,000 枚を配付する取組を行いました。

(8) 情報提供・広報の充実

加入者及び船舶所有者の視点に立ったわかりやすく時宜を得た情報提供・広報を意識し、また、過去のアンケート結果において、加入者及び船舶所有者は、関係団体の機関誌やチラシ等の紙媒体による情報提供・広報を多くご覧になられていたことも踏まえ、紙媒体による広報を中心に、併せて、ホームページやメールマガジンによる広報も行いました。

2022 (令和 4) 年度も、制度の理解や健康づくりへの関心を促すことを目的に、船員保険イメージキャラクター「かもめっせ」を用いる等、表現の統一及び視認性の向上を図り、受け手に配慮したわかりやすい情報発信を行いました。

i) 「船員保険のご案内」の作成・配付

新たに船員保険に加入された方等への情報提供を目的として、船員の健康づくりや船員保険制度の概要、利用手続き等について説明したパンフレット「船員保険のご案内」(図表 4-50 参照)を作成し、協会けんぽ支部の窓口、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所、各地方運輸局等の窓口に設置していただきました。

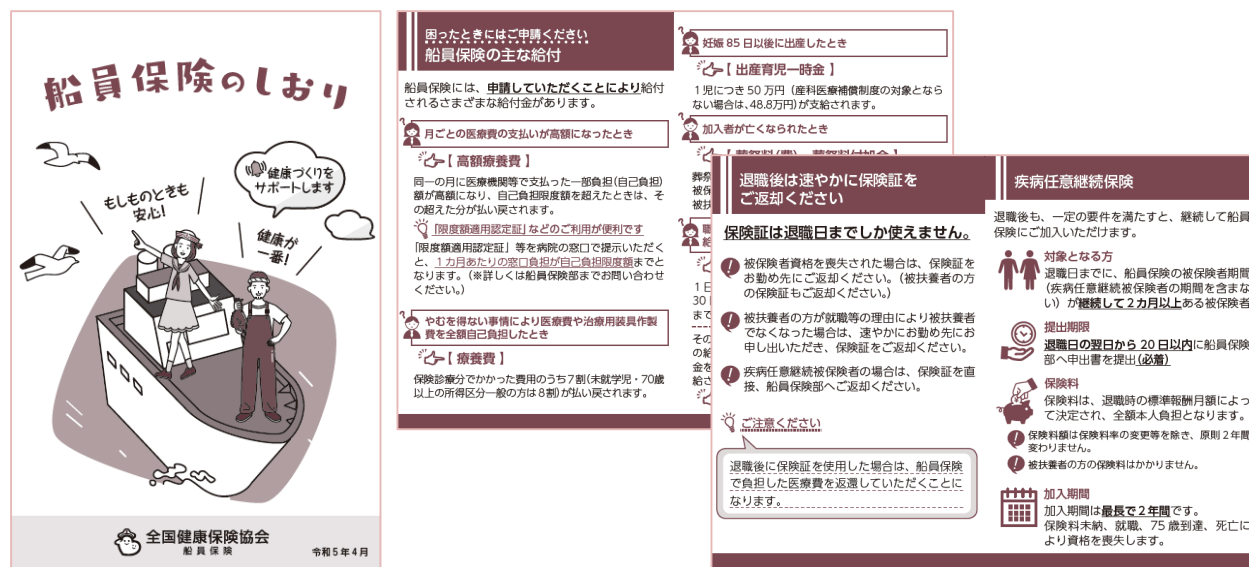
【2022 年度実績】

発送月	内容
4 月	下船後の療養補償、傷病手当金の制度改正
5 月	船員保険の上乗せ給付、事務担当者説明会の案内、出前健康講座、船員保険電話健康相談
6 月	卒煙プロジェクト、メールマガジン登録案内、限度額適用認定証
7 月	船員の健康づくり宣言、船員保険健康づくりサポート（特定保健指導）
8 月	健康情報リーフレット、船員手帳健康証明書提供のお願い、医療機関の上手なかかり方
9 月	船員保険健康アプリ、無線医療助言事業、整骨院・接骨院のかかり方
10 月	船員の健康検査の見直し、健診の案内、出前健康講座、休業手当金
11 月	被扶養者資格再確認、オンライン事務説明会の案内、疾病任意継続の案内、保険証の回収について
12 月	船員保険健康アプリ、特定保健指導、船員手帳健康証明書提供のお願い
1 月	医療費のお知らせ、船員の健康検査の見直し、船員の健康づくり宣言
2 月	2023（令和 5）年度保険料率改定案内
3 月	2023 年度健診の案内、保養所の変更、2023 年度保険料率の案内、船員保険健康アプリ

iii) 「船員保険のしおり」の作成・同封

船員保険に加入された方に船員保険についてご理解いただくため、保険証と一緒に携帯できる大きさの、給付内容等について説明したリーフレット「船員保険のしおり」（図表 4-52 参照）を保険証を送付する際に同封しました。

【(図表 4-52) 船員保険のしおり】

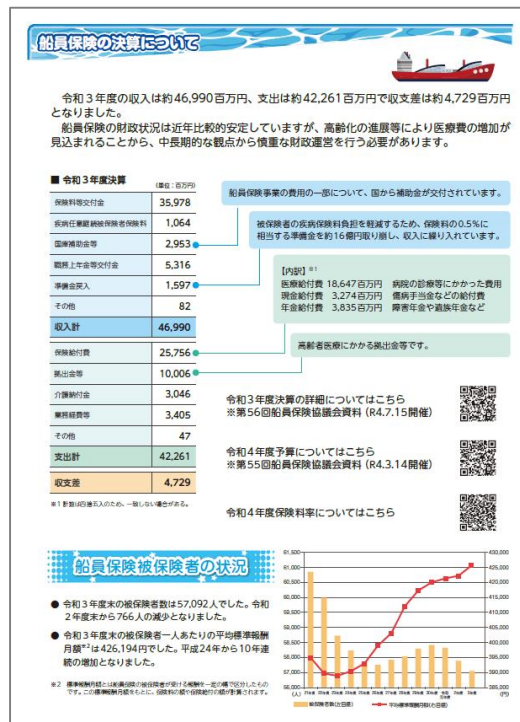


《配付枚数》 約 30,000 枚

iv) 「船員保険通信」の作成・配付

加入者及び船舶所有者に船員保険を身近に感じていただくため、船員保険の運営状況や決算状況等を記載したリーフレット「船員保険通信」（図表 4-53 参照）を毎年度作成しています。2022 年度は 9 月にすべての被保険者及び船舶所有者に送付しました。

【(図表 4-53) 船員保険通信】



《配付内訳》 被保険者 約 57,000 部 船舶所有者 約 4,100 部
合計 約 61,100 部

v) 関係団体への広報

関係団体の皆様にご協力をいただき、機関誌等に 168 回掲載していただきました。また、新聞には定期的に「健診の案内」、「卒煙プロジェクト」、「船員の健康づくり宣言」、「船員保険健康アプリ」について広報を実施したほか、3 月には「2023 年度保険料率改定案内」、「マイナンバーカード」についての広報を実施しました。

このほかにも、日本海事新聞の電子版に「船員保険健康アプリ」、「船員の健康づくり宣言」の広告バナーを掲載したほか、2022 年度から船舶向けに日本海事新聞が配信しているテキストニュースに 13 件の記事を提供し、外国人向けの広報についても、日本海事広報協会の「Journal for all the Mariners」に「無線医療助言事業」を取り上げていただきました。

《ご協力いただいている関係団体》※50 音順

- 一般財団法人船員保険会
- 一般社団法人大日本水産会
- 一般社団法人日本船主協会
- 一般社団法人日本旅客船協会
- 公益財団法人日本海事広報協会
- 国土交通省海事局
- 船員災害防止協会
- 全日本海員組合
- 日本内航海運組合総連合会

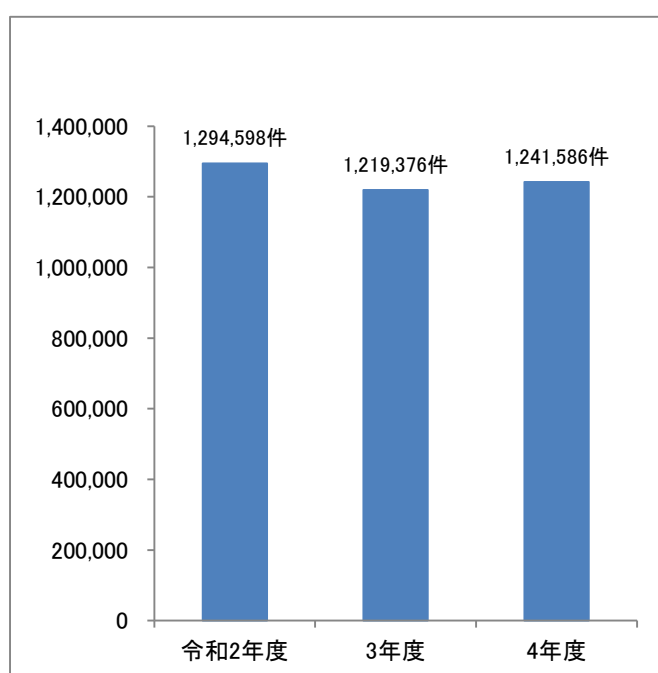
vi) ホームページやメールマガジンでの広報

2022年度のホームページの総アクセス件数は、2021（令和3）年度と比べて22,210件増の1,241,586件（3,402件/日）となり、KPI（ホームページのアクセス総件数1,219,376件以上）を達成しました（図表4-54参照）。

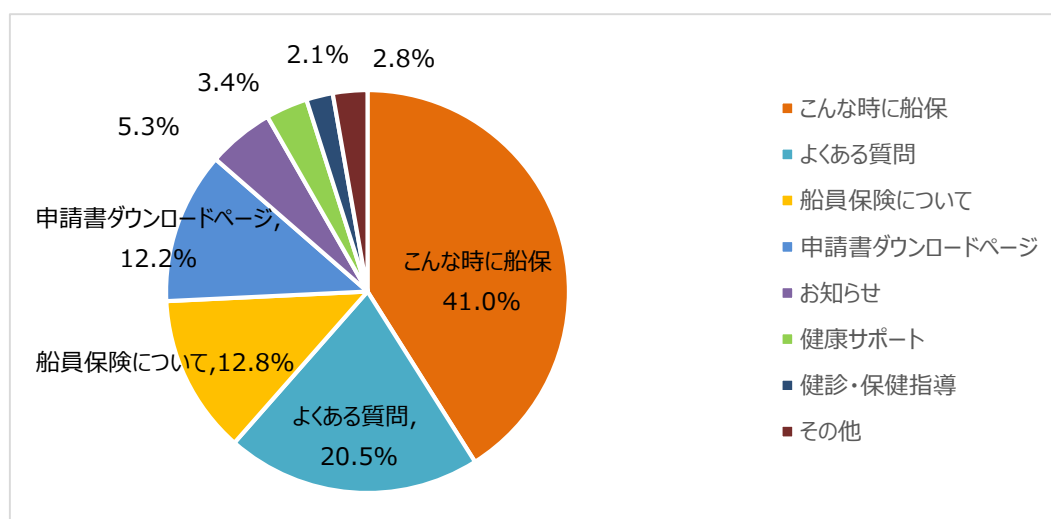
ページ別の内訳をみると、船員保険制度の内容や利用方法等を説明した「こんな時に船保」が全体の約41%を占め、その次に「よくある質問」が全体の約21%を占めました（図表4-55参照）。

引き続きコンテンツの整理や充実により、より一層加入者及び船舶所有者が利用しやすいホームページとなるよう改善していきます。

【(図表 4-54) 船員保険ホームページのアクセス件数（全体）】



【(図表 4-55) 船員保険ホームページのアクセス件数の内訳】



メールマガジンについては、毎月第3営業日を配信日として加入者及び船舶所有者を中

心とした会員に、折々における船員保険の取組、各種事務手続きや健康づくりに関する情報をお届けしました。また、2月には臨時号として「2023年度の保険料率改定」に関するお知らせを配信し、3月には国土交通省海事局と連携し、国土交通省の「船員の労働相談窓口」について広報しました。

メールマガジンの登録件数の拡大に向けては、船員保険部で使用する封筒や、すべての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」にメールマガジン登録フォームに繋がる二次元コードの掲載等を行ったほか、各種アンケートのweb回答フォームにメールマガジンの登録案内を入れた結果、2023（令和5）年3月末現在の配信数は1,035人となり、KPI（メールマガジンの配信数1,000人以上）を達成しました。

vii) 事務説明会の開催

船員保険制度の実務に関する知識を深めていただくため、事務担当者に向けた事務説明会を開催しました。

2022年度は、2021年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からZoomを使用したオンライン形式により計4回開催しました（図表4-56参照）。

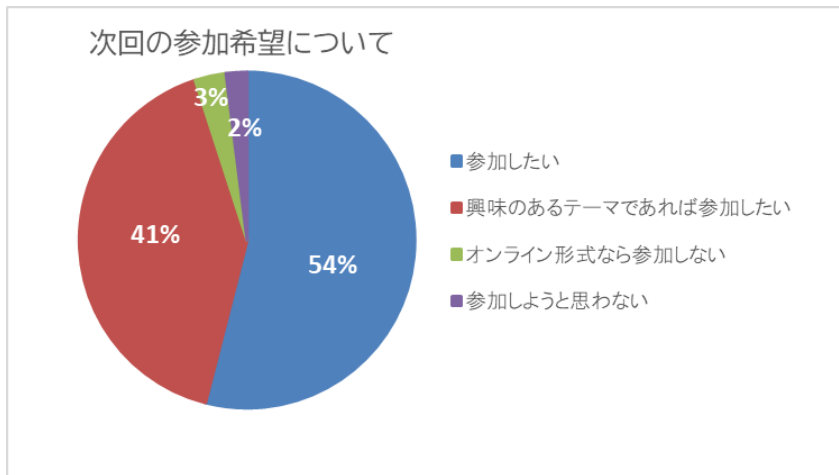
事務説明会の広報は、これまで納入告知書へのチラシの同封やメールマガジンでの広報が中心でしたが、今年度から50人以上規模の船舶所有者宛に広報チラシをお送りし、参加勧奨を行った結果、延べ364人（前年度比288人増）の方に参加していただきました。

開催テーマは、電話によるお問い合わせを多くいただいた「下船後3月の療養補償制度」やこれまでの事務説明会のアンケート結果を踏まえ「新型コロナウイルス感染症での傷病手当金」を中心とした説明会を開催しました。

また、2022年9月のオンライン説明会は、船員保険部で初めて、日本年金機構新宿年金事務所と合同で、新宿年金事務所管轄の船舶所有者を対象に開催しました。新宿年金事務所には「被保険者資格の取得及び喪失、賞与の各種届書」をテーマに説明していただきました。今後も、担当する船舶所有者が全国で最も多い新宿年金事務所と連携強化を図り、合同開催を継続していきます。

【(図表 4-56) 事務説明会の開催状況】

	開催月	テーマ	参加人数
1回目	2022年6月28日	下船後の療養補償制度/健康診断、保健指導/船員の健康づくり宣言	112人
2回目	2022年9月16日	取得、喪失、賞与の各種届書/疾病任意継続保険制度/新型コロナウイルス感染症での傷病手当金/船員の健康づくり宣言	62人
3回目	2022年12月2日	新型コロナウイルス感染症での傷病手当金/医療が高額になったとき/船員の健康づくり宣言	89人
4回目	2022年12月7日	新型コロナウイルス感染症での傷病手当金/医療が高額になったとき/船員の健康づくり宣言	101人



(9) 調査・研究の推進

船員保険が国から移管されてからこれまでの間、船員保険部では医療費等の集計・分析システムを有しておらず、数値の集計等に時間と労力を割いているという非効率な状況がありました。このため、2022（令和4）年度より医療費等集計分析ツール（BI ツール）を導入し、2022年度は以下の2つのテーマで分析を実施しました。

i) 長期処方者におけるジェネリック医薬品選択割合の状況

2021（令和3）年度のレセプトデータを使用して、船員の長期処方者におけるジェネリック医薬品選択割合を算出した上で、ジェネリック医薬品の使用促進に係る広報リーフレットに掲載し、医療費のお知らせと併せて送付しました。

船員は、長期間に渡って乗船勤務に就く場合が多いことから、必要最小限の範囲において、1回180日分を限度として薬剤を処方できることが厚生労働省令で定められています。長期乗船前に多くの薬を処方される際に、ジェネリック医薬品を選択することで、より薬代の負担軽減を実感してもらえ、また、現時点においても長期処方の際にジェネリック医薬品を選択されている方が多いという分析結果を周知することで、より効果的に広報を実施することができました。

【(図表 4-57) 2021 年度の長期処方者におけるジェネリック医薬品選択割合の広報物（抜粋）】



※30日未満を短期処方、31日以上を長期処方に分類

ii) 2021年度の歯科受診状況等の簡易分析について

2021年度のレセプトデータ及び健診結果データを使用して、船員の歯科受診状況等の簡易分析を行いました。

船員保険被保険者（船員）の特徴として、歯科受診率が他の健康保険の平均と比較して低い傾向にあることがわかりました。長期乗船等の乗船スケジュールにより、満足に歯科受診できない環境にあるという船員特有の事情との関連があると推察されます。

また、歯科受診率が低い傾向にあることに関連するように、他の健康保険の平均と比べて咀嚼状況がよくない傾向にあることもわかりました。全年代において、食事を「噛みにくいことがある」または「ほとんど噛めない」と回答した方の割合が、他の健康保険の平均を上回っていました。満足に歯科受診できない環境から重症化している可能性もあると考えられ、今後も分析を進めていきたいと考えています。

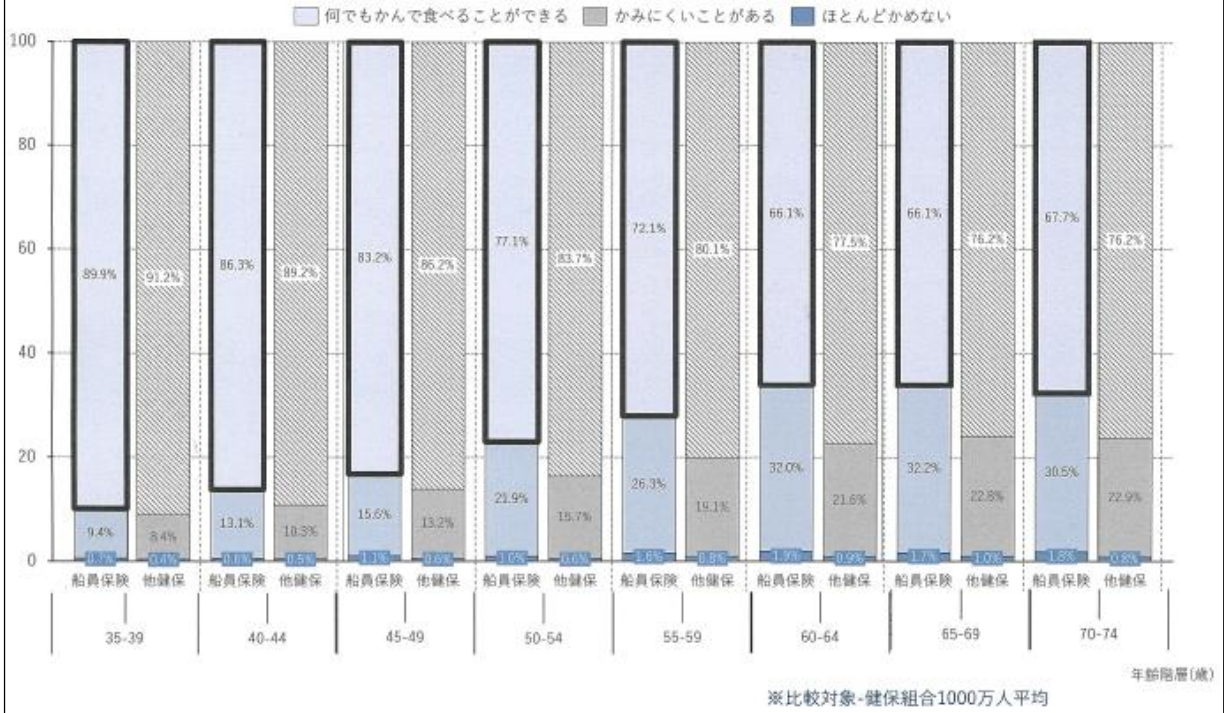
2023（令和5）年度には、簡易的な分析ではなく、船員の歯・口腔の状況に関する分析を実施する予定です。重症化の状況等を詳細に分析することにより、船員の健康づくりに繋げていくよう考えています。

【(図表 4-58) 2021年度 歯科受診状況等の簡易分析（抜粋）】



問診回答分析 2021年度

<食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか> 被保険者男性 健保組合平均との比較



3. 組織・運営体制の強化

(1) 人事評価制度の適正な運用

協会では、2016（平成 28）年度に人事制度全般にわたる見直しを行い、人事評価制度については、日々の業務遂行を通じて組織目標の達成につながるよう職員の目標管理を明確にした制度としています。この人事評価制度を通じて、組織目標の達成を促すとともに、高い実績を上げた職員に対して適正な処遇を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図っています。

2022（令和 4）年度は、グループ長補佐以上の階層別研修にて実施する評価者研修において、人事評価における目標設定やその目標を達成するための日々の業務管理や進捗管理、評価結果のフィードバックが、協会が期待する職員の育成や組織強化に通じることについて、意識付けを行いました。また、新たに採用された職員に対しては、採用時の研修において当該制度の目的、基本構成及び目標管理のプロセス等を説明し理解の深化に努めました。

(2) OJTを中心とした人材育成

基盤的保険者機能及び戦略的保険者機能を一層発揮していくため、協会では、幹部職層、管理職層及び一般職層の各階層に求められる役割を定め、その役割を日々の業務遂行の中で確認しながら育成する「OJTを中心とした人材育成」を行っています。また、それを補完するため、昇格時における階層別研修等の集合研修と自己啓発を効果的に組み合わせ、職員一人ひとりが「自ら育つ」という成長意欲を向上させるとともに、「現場で育てる」という組織風土の醸成を進めました。

集合研修については、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、各階層に求められる役割や知識を習得するための階層別研修、業務上必要となる専門的な知識やスキルを習得するための業務別研修及びテーマに応じた幅広い知識を習得するためのテーマ別研修を実施しました。なお、若手職員の集合研修のカリキュラムに、船員保険制度の講義を組み込むことにより、船員保険制度に対する職員の理解も深めています。加えて、職員の自己啓発支援として、通信教育講座の斡旋を実施するとともに、戦略的保険者機能の更なる発揮のため、新たな研修の検討や導入に取り組みました。

また、広く協会職員の統計分析能力の向上を図るため、主任及びスタッフを対象に、統計分析にかかる基本的知識の習得やレセプトデータ及び健診データ等の分析手法とパソコンスキルの向上を目的とした研修（主任研修Ⅱ、スタッフ研修Ⅱ）を新たに実施しました。

(3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

調達にあたっては、契約の透明性を高めるとともに調達コストの削減を図るため、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約は「事務所の賃貸借」や「システムの改修・保守」等、契約の性質等から競争が困難な場合等に限定し、調達審査委員会において審査した上で調達を行っています。

一般競争入札においては、一者応札案件の減少に向けて、「業者への声かけの徹底」、「公告期間や納期までの期間の十分な確保」、「仕様書や競争参加資格の見直し」、「複数者からの参考見積の徴取」の取組を行いました。2022（令和 4）年度に一者応札となった調達案件は6案

件となっております、2021（令和3）年度と比較して4件増加となりました。

また、使用する消耗品は本部で全国一括調達（一般競争入札）を行っています。そのうち、コピー用紙、トナー及び各種封筒については、スケールメリットによるコストの削減を図ったほか、その他の事務用品については、発注システムを活用し、随時必要に応じた発注による適切な在庫管理を行いました。

(4) コンプライアンスの徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）の推進を図るため、協会にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する取組等について推進しています。

コンプライアンスの重要性に対する職員の理解を深めるために、全職員を対象としたコンプライアンス研修及びハラスメント防止に関する研修の実施や、コンプライアンス通信（年間6回発行）・ポスター等の各種ツールを活用した啓発活動を継続的に行いました。

毎年実施している研修に加え、2022（令和4）年度は、ハラスメントに起因する問題が起きた場合の管理職としての適切な対応を習得することを目的とした研修を実施しました。

このほか、全職員に行動規範小冊子を常時携行させ、コンプライアンス基本方針、行動規範、通報制度に対する職員の意識の醸成を図っています。

また、ハラスメントに関する相談窓口について、本部に設置している相談員に加え、より利用しやすくすることや実効性の高いハラスメント相談対応体制の確立に向けて、弁護士事務所に委託して、2022年7月1日より、外部窓口「コンプラほっとライン」を開設し、働きやすい職場環境づくりの取組を進めました。

(5) リスク管理

大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応等、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図るため、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施しました。

i) 大規模自然災害等への対応

大規模な災害が発生した場合において、協会内における災害時の初動対応等をまとめた「初動対応マニュアル」及び加入者・船舶所有者等の利益に影響を及ぼす業務を優先して継続・復旧させるための体制構築を目的とした「事業継続計画（BCP）」を策定しています。また、事業継続計画に定めた優先業務を継続・復旧するためには、協会の業務運営の根幹を担っている情報システムの安定的な継続稼働が不可欠であることから、この備えとして、「情報システム運用継続計画（IT-BCP）」も定めています。

2022年度においては、2023（令和5）年1月の新システム稼働に伴い、事業継続計画書（BCP）等の各マニュアルの見直しを行い、2023年3月には、職員の習熟度向上や個別対応マニュアル等の有用性等の確認を目的に模擬訓練を実施しました。また、2021（令和3）年度に導入した衛星電話について、更に協会の各拠点及び幹部職員との通信の迅速化を図るための衛星電話用アンテナの導入の検討を行い、2023年度の設置に向けて準備を進めました。

このほか、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染拡大防止に配慮しつつ、可能な限り加入者サービスの低下を招くことがないよう、時差出勤等の工夫をしながら業務を遂行しました。

ii) 情報セキュリティの強化

情報セキュリティについては、技術的対策として、SOC チーム¹⁹による日々の監視や、業務用システムと外部接続環境との物理的分離、複数のセキュリティ対策製品の導入等により、常に最新の脅威に備える体制を整備しています。

また、人的対策として、サイバー攻撃の巧妙化・多様化が進んだ情勢を踏まえ、協会の情報セキュリティ水準の維持及び重大なリスクの発生を抑止することを目的とした「令和4年度情報セキュリティ対策推進計画」を作成し、計画に基づき全職員を対象に情報セキュリティ教育や訓練・自己点検等の取組を実施しました。

① 自己点検

情報セキュリティのルールを遵守しているか検証するため、2022（令和4）年7月に自己点検を実施し、99.6%という高い水準の遵守率を維持していることを確認しました。

② 研修・訓練

2022年10月から12月にかけて情報セキュリティ研修を実施し、理解度の低い職員に対する個別指導を行うことで協会全体の理解度の底上げを図りました。

また、2022年10月にCSIRT²⁰における「被害の拡散を防止するための迅速かつ的確な初動対応の実施」及び「再発防止に向けた対策の速やかな実施」を念頭に置いて、厚生労働省と連携したインシデント対応訓練（協会職員の端末に不審メールが送信され、メールを開封したことによりマルウェア感染があった場合を想定）を実施することで、インシデント発生時の連絡体制の確認及び連携の強化を図りました。

このほか、不審メールを受信した際に定められた手順で対処しているか確認するため、標的型メール攻撃のインシデント対応訓練を2022年12月に実施し、初動対応や報告先について検証しました。さらに、2023（令和5）年1月から稼働の新健康保険業務システムを対象に、外部からの不正アクセスに対して十分なセキュリティ強度があるか検証するためのペネトレーションテスト（侵入テスト）を実施し、脆弱性がないことを確認しました。

③ 最新のセキュリティ脅威への対応

社会情勢の変化やセキュリティ脅威のトレンドを常に注視し、協会の全職員が閲覧可能な電子掲示板等により、随時、注意喚起を行い、セキュリティ脅威の情報共有や意識づけを行いました。

これらの取組を実施したことにより役職員の情報セキュリティリテラシーの向上が図られ、結果として情報セキュリティインシデントは発生しませんでした。

iii) 個人情報保護の徹底

全職員を対象に個人情報保護に関する研修を実施するとともに、本部において個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報漏えい事案等の共有や自主点検の結果を踏まえた個人情報

¹⁹ SOCとはSecurity Operation Centerの略です。24時間365日体制でネットワークやデバイスを監視し、サイバー攻撃の検出や分析、対応策のアドバイスを行います。

²⁰ CSIRTとはComputer Security Incident Response Teamの略です。情報セキュリティインシデント発生時の対応を専任する体制として2016（平成28）年9月に本部内に設置しています。

管理体制の現状把握と問題点の是正等を行いました。

また、個人情報保護法の改正（令和4年4月1日施行）により、要配慮個人情報の漏えい等が発生した場合における個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されたことに伴い、改めて、協会全体に個人情報の取扱いや適切な管理等について周知徹底を図りました。

(6) 内部統制の強化に向けた取組

i) 業務運営上のリスク及びその対応策

2022（令和4）年度、加入者等への送付誤り、傷病手当金等の支給決定額誤り等の事務処理誤りが発生しました。

本部で毎月開催しているリスク管理委員会において、報告された事務処理誤りや職員の事故等の危機管理案件の情報共有や再発防止策を検討するとともに、発生事案の周知と事務処理誤りの発生防止の再徹底を行いました。

ii) 内部統制の整備・運用に関する情報

① リスクの発生を事前に抑制するための取組

内部統制の強化に向け、内部統制基本方針（2020（令和2）年10月策定）に基づき、リスクの洗い出し・分析・評価・対策を行い、事前にリスクの発生を抑制するための仕組みを整備し、組織全体で取り組むことによりリスク管理体制を更に強化していくこととしています。

2022年度は、協会で洗い出したリスクの分析、評価を行い、優先度が高いと判断したリスクについて、共通の対策を実施しました。

② 職員への啓発活動

内部統制の考え方や、事務処理誤り発生防止に向けた取組等について全職員の理解を促進するため、2022年11月より全職員向けの「内部統制 NEWS」の発行を開始し、2022年度においては4回のメール配信をするとともに、全職員が閲覧可能な電子掲示板へ掲載しました。

(7) システム関連の取組

i) 協会システムの安定的運用

協会の基盤的業務である保険証の発行や保険給付の支払い等の業務が停止することのないよう、業務を下支えする協会システムを、2022（令和4）年度も概ね安定的かつ継続的に稼働させました。

特に2022年度は、2つの新システム（2022年4月に新間接システム²¹及び2023（令和5）年1月に新健康保険業務システム）のサービスインがありましたが、当時稼働していた旧システムを安定稼働させつつ、それと並行して新システム構築を遅滞なく行い、当初のスケジュール通り新システムをサービスインさせました。

更に、新旧システムの切り替え時においても、膨大な量のデータ移行と、日々の運行監視やシステムメンテナンスが相互に支障が出ることがないように対応しました。

²¹ 間接システムとは、人事給与及び財務会計システム等のバックオフィス業務を処理するシステムです。

2022年9月にシステム機器の一部故障等が発生しましたが、システム上の緊急的な対応を行い優先度の高い業務を先行して実施するなど、加入者及び船舶所有者への影響は最小限となるよう対応しました。

ii) 制度改正等にかかる適切なシステム対応

制度改正・法律改正や外部機関におけるシステムの変更等に合わせて、協会システムの改修を実施しました。

2022年度は、協会システムで標準ブラウザとしているインターネットブラウザの「Internet Explorer」について、製品サポートの終了が発表されたため、後継製品等に切り替え5月にブラウザを更改しました。

iii) 中長期を見据えたシステム構想の実現

協会の新健康保険業務システムは、西日本データセンター及び旧システム機器の契約満了に伴う対応や、災害対策環境の構築を目的として、2023年1月にサービスインし、大きなトラブルもなく稼働しています。

当該システムの構築においては、セキュリティレベルを維持しながら、効率的なシステム運用を実現するために、システム構成をシンプルにすることや、現行のIT資産を活かしつつ、内外環境や諸改革の要請に応えるために必要なシステム改修を行うこと等を基本コンセプトとして構築しました。

新システムのサービスインにあたり、2022年度においては、システム構築時の早い段階より、データ移行、システム移行及び業務移行の検証を繰り返し実施し、移行リハーサルを3回実施してタイムスケジュールを精緻化したことや、データ量が多い領域については必要に応じて先行移行を実施するなど、対策を講じました。

また、システムテストにおいては、本番データを用いたテストを実施することでより精緻なテストができたことや、ユーザーによる受入テストをシステムテスト期間中に先行して実施するなど各工程において工夫しながら、テストを実施することができました。

このほか、当該システムの調達は、システム運用、ヘルプデスクおよび各領域の保守業務等含め、すべての案件において不調・不陥となることなく順調に完了しました。

以上のことから、新健康保険業務システムはサービスイン直後から安定してシステムが稼働しており、それに伴い業務も順調に遂行できています。大規模なシステム更改におけるサービスイン直後の稼働状況としては、協会発足して以来、最も可用性が高く、安定した稼働状況となっています。

iv) 次期船員保険システムの要件定義

船員保険が国から協会へ移管された2010（平成22）年1月以降、船員保険の業務システムは大規模な改修等を行っていませんでしたが、当該システムの動作環境のサポート期限が近いことなどから、2021（令和3）年度に次期船員保険システム構想の検討を行い、2022年度はシステム構築に関連する情報や意見を広く収集するために資料提供招請を実施した上で、システム開発の要件定義を進めました。

これまでの業務・システム上の課題解消を実現する次期船員保険システムの構築に向けて、2023年度は具体的なシステム開発に着手する予定としています。

4. その他

(1) 東日本大震災への対応

2011（平成 23）年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対しては、国の方針や財政措置等を踏まえ、2022（令和 4）年度においても引き続き、以下の対応を行いました。

i) 医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除

東京電力福島第一原発事故に伴う避難指示等対象区域の加入者について、船員保険部が発行する免除証明書を提示することにより、医療機関等を受診した際の窓口負担（一部負担金等）を免除する措置を 2022 年度も継続実施しました。

【(図表 5-1) 船員保険における一部負担金等の免除証明書の有効枚数】

	有効枚数
2023（令和 5）年 3 月末時点	27 枚(12 世帯)

ii) 健診及び保健指導を受けた際の自己負担分の還付

東京電力福島第一原発事故に伴う避難指示等対象区域の加入者について、受診した健診・保健指導に係る自己負担分の還付を 2022 年度も継続実施しましたが、対象となる方はいませんでした。

(2) 毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付

2019（平成 31）年 1 月に判明した厚生労働省における毎月勤労統計調査の不適切な取扱いにより、船員保険の職務上災害に係る障害年金や遺族年金等について追加給付が必要となりました。

対象者数は 11,116 人であり、保険給付の種類別の内訳、これまでの追加給付の状況は図表 5-2 のとおりです。

2022 年（令和 4）度は年金を過去に受給していた方等 4 人に対して支払いを行いました。

【(図表 5-2) 毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付 (全国健康保険協会支給分)】

保険給付の種類		対象者数	支給済				未支給者数 (2023年3月末)
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
①年金給付 (現在受給中の方)	障害年金	1,013	1,013	0	0	0	0
	遺族年金	5,596	5,596	0	0	0	0
②年金給付 (過去に受給していた方)	障害年金	838	642	51	4	0	141
	遺族年金	3,442	2,785	161	19	4	473
③短期給付	職務上の傷病手当金	122	108	9	0	0	5
	休業手当金	2	0	2	0	0	0
	障害手当金等	21	16	1	2	0	2
	遺族一時金	19	17	1	0	0	1
	遺族年金差額一時金	4	4	0	0	0	0
	職務上の葬祭料	59	51	5	0	0	3
		11,116	10,232	230	25	4	625

この結果、2023年3月末時点における未支給対象者数は625人となりましたが、このうち請求可能なご本人やご家族等が判明しない方が438人となっており、追加給付の進捗は停滞している状況です。

今後も引き続き、提出がない方への再案内等の取組を進めていきます。

5. 運営に関する重要業績評価指標（KPI）一覧

（1）基盤的保険者機能

具体的施策	KPI		結果	達成状況
適正な保険給付の確保	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月10日以上の施術の申請の割合について、1.8%以下とする	1.8%	1.71%	達成
効果的なレセプト点検の推進	被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を145円以上とする	145円	176.3円	達成
返納金債権の発生防止の取組の強化	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①90.3%	①89.0%	①未達成
	② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか低い値以下とする	②0.100%	②0.144%	②未達成
	③ 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率（調査対象者ベース）について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	③93.1%	③93.5%	③達成
債権回収業務の推進	① 現年度の返納金債権回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①83.7%	①67.5%	①未達成
	② 過年度の返納金債権回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	②10.3%	②16.0%	②達成

具体的施策	KPI		結果	達成状況
制度の利用促進	① 高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合（件数ベース）を 85.0%以上とする	①85.0%	①83.2%	①未達成
	② 高額療養費の勸奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	②75.8%	②81.5%	②達成
	③ 職務上の上乘せ給付等の勸奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	③83.3%	③84.2%	③達成
サービス向上のための取組	お客様満足度（点数ベース）について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	4.47 点	4.55 点	達成

（2）戦略的保険者機能

具体的施策	KPI		結果	達成状況
特定健康診査等の推進	① 生活習慣病予防健診受診率を 48.0%以上とする	①48.0%	①46.4%	①未達成
	② 船員手帳健康証明書データ取得率を 32.0%以上とする	②32.0%	②17.9%	②未達成
	③ 被扶養者の特定健診受診率を 32.0%以上とする	③32.0%	③28.9%	③未達成
特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を 28.0%以上とする	①28.0%	①13.7%	①未達成
	② 被扶養者の特定保健指導実施率を 24.7%以上とする	②24.7%	②21.8%	②未達成
加入者の禁煙に対する支援	オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了	120 人	126 人	達成

具体的施策	KPI		結果	達成状況
	者を 120 人以上とする（ただし、当該年度中にプログラムが終了した者）			
船舶所有者とのコロナヘルスの推進	「プロジェクト“S”」参加船舶所有者数を 90 社以上とする	90 社	110 社	達成
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合を 84.0%以上とする ※内科・DPC・調剤・歯科における使用割合	84.0%	84.6%	達成
情報提供・広報の充実	① メールマガジンの配信数を 1,000 人以上とする	①1,000 人	①1,035 人	①達成
	② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	②1,219,376 件	②1,241,586 件	②達成

令和4年度の財務諸表等

令和4年度
決算報告書

第15期

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

全国健康保険協会

船員保險勘定

決算報告書

(船員保険勘定)

(単位: 百万円)

収 入				
科 目	予算額	決算額	差 額	備 考
保険料等交付金	36,176	36,176	-	
疾病任意継続被保険者保険料	1,103	977	△125	被保険者数が見込を下回ったこと等による減
国庫補助金	2,791	2,793	2	
国庫負担金	163	163	-	
職務上年金給付費等交付金	5,014	5,014	-	
貸付返済金収入	0	-	△0	
運用収入	0	1	0	
雑収入	76	94	18	返納金収入が見込を上回ったことによる増
累積収支からの戻入	1,286	1,311	26	
計	46,610	46,530	△80	
支 出				
科 目	予算額	決算額	差 額	備 考
保険給付費	26,045	25,895	△150	
拠出金等	9,242	9,222	△20	
前期高齢者納付金	2,427	2,370	△58	
後期高齢者支援金	6,814	6,852	37	
退職者給付拠出金	0	0	△0	
病床転換支援金	0	0	△0	
介護納付金	2,967	2,992	25	
業務経費	2,977	2,278	△699	
保険給付等業務経費	142	91	△51	振込件数が見込を下回ったことによる振込手数料等の減
レセプト業務経費	25	17	△8	医療費通知に係る経費が見込を下回ったこと等による減
保健事業経費	1,082	765	△317	健診費用が見込を下回ったこと等による減
福祉事業経費	1,615	1,353	△262	保養所の利用が見込を下回ったこと等による減
その他業務経費	112	52	△60	広報経費が見込を下回ったこと等による減
一般管理費	2,268	1,585	△683	
人件費	460	367	△93	欠員、超過勤務の縮減等による減
福利厚生費	1	0	△1	
一般事務経費	1,807	1,217	△590	システム開発費が見込を下回ったこと等による減
貸付金	0	-	△0	
雑支出	48	49	1	
予備費	140	-	△140	
累積収支への繰入	2,923	-	△2,923	
計	46,610	42,020	△4,590	
収支差	-	4,510	4,510	

(注1) 東日本大震災関係については以下のとおり。

- ① 国庫補助金には、令和4年度災害臨時特例補助金、令和4年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金を含めて計上している。
- ② 保険給付費には、一部負担金等免除に伴う費用(1百万円)を含めて計上している。
- ③ 雑支出には、令和3年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金返還金を含めて計上している。

(注2) 福祉事業経費には、特別支給金(予算額:1,264百万円、決算額:1,153百万円)など、職務上の事由による保険給付を受給している者に対し付加的に支給する現金給付の費用が含まれている。

(注3) 常勤職員に係る人件費は、決算報告書では一般管理費の人件費として計上しているが、損益計算書では各業務に従事する者に係る人件費は各業務経費に計上している。

(注4) 収支差4,510百万円は、累積収支に繰り入れる。

(注5) 計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

令和4年度

財 務 諸 表

第15期

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月 31日

全国健康保険協会

船員保險勘定

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
資産の部		
I 流動資産		
現金及び預金	67,191,811,116	
未収入金	809,732,054	
前払費用	7,005,623	
その他	62,951	
貸倒引当金	△ 74,628,509	
流動資産合計		67,933,983,235
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	3,770,885	
工具備品	447,017	
リース資産	2,768,064	
有形固定資産合計	6,985,966	
2 無形固定資産		
ソフトウェア	209,365,475	
無形固定資産合計	209,365,475	
固定資産合計		216,351,441
資産合計		68,150,334,676

科 目	金 額	
負債の部		
I 流動負債		
未払金	3,203,630,239	
未払費用	9,469,031	
預り補助金	3,000	
前受収益	102,227,608	
短期リース債務	1,766,896	
賞与引当金	31,348,968	
役員賞与引当金	1,639,226	
流動負債合計		3,350,084,968
II 固定負債		
長期リース債務	1,187,286	
退職給付引当金	597,067,096	
役員退職手当引当金	355,897	
固定負債合計		598,610,279
負債合計		3,948,695,247
純資産の部		
I 資本金		
政府出資金	465,124,590	
資本金合計		465,124,590
II 船員保険法第124条の準備金		
準備金	60,425,546,540	
準備金合計		60,425,546,540
III 利益剰余金		
当期末処分利益	3,310,968,299	
(うち当期純利益)	(3,310,968,299)	
利益剰余金合計		3,310,968,299
純資産合計		64,201,639,429
負債・純資産合計		68,150,334,676

【船員保険勘定】

損益計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額		
経常費用			
事業費用			
保険給付費			25,804,936,541
拠出金等			
前期高齢者納付金	2,369,678,155		
後期高齢者支援金	6,851,696,920		
退職者給付拠出金	207,841		
病床転換支援金	22,799		9,221,605,715
介護納付金			2,991,639,743
業務経費			
保険給付等業務経費			
人件費	201,339,564		
福利厚生費	281,220		
委託費	1,536,921		
郵送費	25,197,067		
減価償却費	16,207,782		
その他	33,745,269	278,307,823	
レセプト業務経費			
人件費	6,031,762		
福利厚生費	9,897		
委託費	11,102,585		
郵送費	2,521,203		
その他	359,029	20,024,476	
保健事業経費			
健診費用	489,468,873		
委託費	241,919,691		
郵送費	32,508,794		
その他	963,820	764,861,178	
福祉事業経費			
福祉事業給付金	1,161,319,375		
委託費	180,912,174		
郵送費	168,123		
減価償却費	17,280,252		
その他	5,458,480	1,365,138,404	
その他業務経費		51,995,381	2,480,327,262
一般管理費			
人件費		213,401,743	
福利厚生費		214,930	
一般事務経費			
委託費	482,862,021		
地代家賃	107,423,620		
システム関連費	186,181,083		
その他	358,613,293	1,135,080,017	
減価償却費		44,158,352	
その他		563,013	1,393,418,055

科 目	金 額		
事業費用合計			41,891,927,316
事業外費用			
財務費用			
支払利息	35,699	35,699	
事業外費用合計			35,699
經常費用合計			41,891,963,015
經常収益			
事業収益			
保険料等交付金収益		36,176,384,000	
疾病任意継続被保険者保険料収益		927,865,509	
職務上年金給付費等交付金収益		5,013,907,000	
国庫補助金収益		2,792,684,184	
国庫負担金収益		163,247,000	
診療報酬返還金収入		37,128	
返納金収入		64,695,862	
損害賠償金収入		33,318,611	
抛出金返還金収入		11,800,791	
その他		900	
事業収益合計			45,183,940,985
事業外収益			
財務収益			
受取利息	624,394	624,394	
雑益		79,830	
事業外収益合計			704,224
經常収益合計			45,184,645,209
經常利益			3,292,682,194
特別利益			
貸倒引当金戻入益		18,292,246	18,292,246
税引前当期純利益			3,310,974,440
法人税、住民税及び事業税			6,141
当期純利益			3,310,968,299

【船員保険勘定】

キャッシュ・フロー計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険給付費支出	△ 25,822,862,774
拠出金等支出	△ 9,275,175,924
介護納付金支出	△ 2,996,160,743
国庫補助金返還金支出	△ 4,000
人件費支出	△ 412,377,847
その他の業務支出	△ 3,321,231,759
保険料等交付金収入	37,185,106,000
疾病任意継続被保険者保険料収入	975,699,607
国庫補助金収入	7,806,594,184
国庫負担金収入	163,247,000
その他の業務収入	84,430,110
小計	4,387,263,854
利息の支払額	△ 37,084
利息の受取額	624,394
法人税等の支払額	△ 4,961
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,387,846,203
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,272,578
無形固定資産の取得による支出	△ 87,187,584
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 88,460,162
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 1,750,196
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,750,196
IV 資金の増加額	4,297,635,845
V 資金期首残高	62,894,175,271
VI 資金期末残高	67,191,811,116

【船員保険勘定】

利益の処分に関する書類

(単位：円)

科 目	金 額
I 当期末処分利益	3,310,968,299
当期純利益	3,310,968,299
II 利益処分類	3,310,968,299
船員保険法第124条の準備金繰入額	3,310,968,299
III 次期繰越利益	-

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の船員保険法第124条の準備金残高は 63,736,514,839円となります。

注 記 事 項

I 財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成 20 年 9 月 26 日厚生労働省令第 144 号）に定める基準により作成しております。

II 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	13～15 年
工具備品	5～15 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用のソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に 5 年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 23 日法律第 30 号）附則第 26 条第 3 項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第 27 条第 2 項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和 28 年 8 月 8 日法律第 182 号）第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続きの在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

3. 船員保険法第124条の準備金の計上基準

船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、船員保険法施行令（昭和28年8月31日政令第240号）第28条に定める基準により、計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

5. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

III 貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額 32,512,386円

IV 損益計算書関係

該当事項は、ありません。

V キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	67,191,811,116円
資金期末残高	67,191,811,116円

VI 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正15年6月30日勅令第243号）第1条に定める金融商品に限定しております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

リース取引は、設備投資等に係るものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	67,191,811,116	67,191,811,116	—
(2) 未収入金	809,732,054		
貸倒引当金	△74,628,509		
	735,103,545	735,103,545	—
資産計	67,926,914,661	67,926,914,661	—
(1) 未払金	3,203,630,239	3,203,630,239	—
(2) リース債務	2,954,182	2,941,339	△12,843
負債計	3,206,584,421	3,206,571,578	△12,843

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様の割賦又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

VII 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当協会は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤続年数及び等級に基づく累積ポイント並びに退職事由に基づき決定された一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	489,833,431 円
勤務費用	27,926,674 円
利息費用	543,875 円
数理計算上の差異の発生額	△19,608,887 円
退職給付の支払額	△8,056,434 円
退職給付債務の期末残高	490,638,659 円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	490,638,659 円
未積立退職給付債務	490,638,659 円
未認識数理計算上の差異	106,428,437 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	597,067,096 円
退職給付引当金	597,067,096 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	597,067,096 円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	27,926,674 円
利息費用	543,875 円
数理計算上の差異の費用処理額	△5,466,283 円
確定給付制度に係る退職給付費用	23,004,266 円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.11%

VIII 重要な債務負担行為

翌事業年度以降に履行となる重要な債務負担行為の額は以下のとおりであります。

件 名	翌事業年度以降の支払予定額
次期船員保険システム開発に係る要件定義及び調達支援等 業務 一式	106,700,000 円
合 計	106,700,000 円

IX 重要な後発事象

該当事項は、ありません。

X その他の注記事項

1. 東日本大震災に係る補助金について

東日本大震災の被災者に対して実施した令和4年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金交付要綱（令和4年4月22日厚生労働省発保0422第1号厚生労働事務次官通知）の3及び令和4年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査国庫補助金交付要綱（令和4年4月27日厚生労働省発保0427第9号厚生労働事務次官通知）の3に定める事業に係る国庫補助金受入額並びにその使用状況は以下のとおりであります。

（単位：円）

対象事業	受入額	使用状況 (*1)	残額 (*2)
医療保険事業 (*3)	871,000	871,000	—
特定健診事業	3,000	—	3,000
合計	874,000	871,000	3,000

(*1) 船員保険における一部負担金等の免除、特定健康診査に係る自己負担金の免除等による費用であり、保険給付費及び健診費用として計上しております。なお、金額については、開示時点における概算額によっております。

(*2) 国庫補助金の未使用額は、翌事業年度以降に返還が見込まれるため、預り補助金として負債に計上しております。また、前事業年度の未使用額については、当事業年度に4,000円を返還しております。

(*3) 令和4年度の補助金受入額871,000円に対し、一部負担金免除額は1,210,644円でした。なお、令和元年度までの補助金受入額（補助金未使用額（返還額）を除く。）と一部負担金免除額等は同額であり、令和2年度は補助金受入額871,000円に対し、一部負担金免除額は1,120,339円、令和3年度は補助金受入額871,000円に対し、一部負担金免除額は1,927,817円となっております。

附属明細書

(船員保険勘定)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細
4. 国等からの財源措置等の明細
5. 役員及び職員の給与費の明細

【船員保険勘定】

附 属 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却 累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額	摘 要
建物	19,068,093	1,272,578	-	20,340,671	16,569,786	1,361,368	3,770,885	
工具備品	11,144,863	-	-	11,144,863	10,697,846	269,293	447,017	
リース資産	8,012,818	-	-	8,012,818	5,244,754	1,748,252	2,768,064	
計	38,225,774	1,272,578	-	39,498,352	32,512,386	3,378,913	6,985,966	
ソフトウエア	1,134,582,925	92,706,119	-	1,227,289,044	1,017,923,569	74,267,473	209,365,475	注3
ソフトウェア仮勘定	11,670,560	-	11,670,560	-	-	-	-	注4
計	1,146,253,485	92,706,119	11,670,560	1,227,289,044	1,017,923,569	74,267,473	209,365,475	

(注1) 「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」は、当該資産の取得原価を記載しております。

(注2) 当期償却額は、減価償却累計額の内数を記載しております。

(注3) 当期増加額は、次期健康保険システム船員保険アプリケーション（基盤更改）によるもの(90,296,844円)等であります。

(注4) 当期減少額は、ソフトウェアへの振替によるもの(11,670,560円)であります。

2. 引当金の明細

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	94,495,626	74,628,509	1,574,871	92,920,755	74,628,509	注1
賞与引当金	27,647,463	31,348,968	27,647,463	-	31,348,968	
役員賞与引当金	1,614,389	1,639,226	1,614,389	-	1,639,226	
退職給付引当金	582,119,264	23,004,266	8,056,434	-	597,067,096	
役員退職手当引当金	263,999	91,898	-	-	355,897	
計	706,140,741	130,712,867	38,893,157	92,920,755	705,039,696	

(注1) 当期減少額のうち、洗替法による戻入額を計上しております。

3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金					
政府出資金	465,124,590	-	-	465,124,590	
船員保険法第124条の準備金	57,442,021,430	2,983,525,110	-	60,425,546,540	注1
利益剰余金					
当期末処分利益	2,983,525,110	3,310,968,299	2,983,525,110	3,310,968,299	

(注1) 当期増加額は、前期利益処分による繰入額であります。

4. 国等からの財源措置等の明細

(単位：円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘 要
		前受交付金計上	収益計上	
保険給付費等補助金	2,776,986,000	-	2,776,986,000	
特定健康診査・保健指導国庫補助金	9,317,439	-	9,317,439	
高齢者医療運営円滑化等補助金	5,509,745	-	5,509,745	
災害臨時特例補助金（医療保険）	871,000	-	871,000	
事務費負担金	163,247,000	-	163,247,000	
計	2,955,931,184	-	2,955,931,184	

5. 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円、人)

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(45,412) 17,888,399	(-) 1	(-) -	(-) -
職員	(32,390,904) 295,687,297	(14) 44	(-) 8,056,434	(-) 1
計	(32,436,316) 313,575,696	(14) 45	(-) 8,056,434	(-) 1

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。

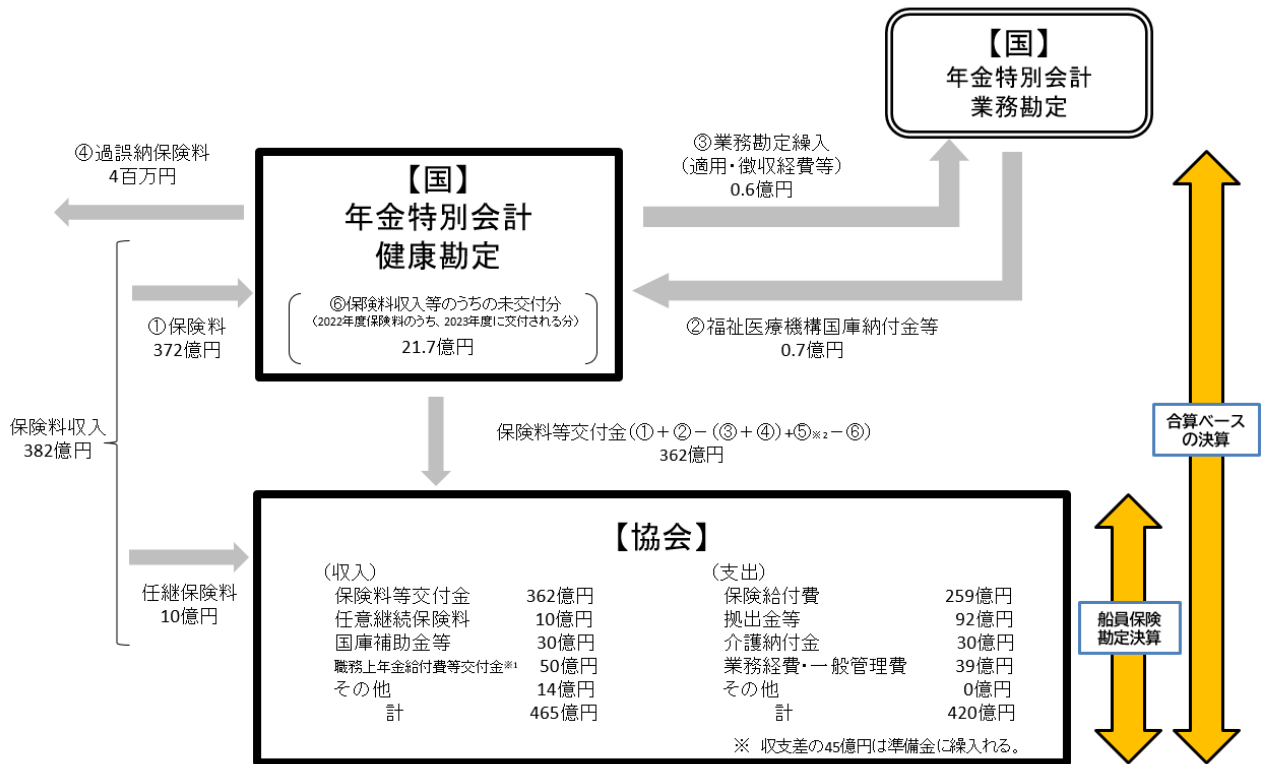
(注3) 支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

なお、健康保険勤定、船員保険勤定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与、退職手当については、各勤定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勤定に含めて記載しております。

(注4) 非常勤の役員、契約職員及び臨時職員は、外数として()で記載しております。

參考資料

国の特別会計における収支を合算した決算と船員保険勘定決算との関係



※1 職務上年金給付費等交付金については、労働保険特別会計(国)より交付される。
 ※2 ⑥は2021年度保険料等のうち、2022年度に協会に交付された交付金(11.8億円)。
 ※3 端数処理のため、係数が整合しない場合がある。